

R 2 宮繕 城西高等学校 徳・鮎喰

野菜実習棟改修工事

目 次							
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-01	特記仕様書-1	B-31	1階展開図-3 (改修前・改修後)	S-01	基礎伏図 (現況図)	E-01	電気工事仕様書
B-02	特記仕様書-2	B-32	1階展開図-4 (改修前・改修後)	S-02	2階伏図 (現況図)	E-02	電気設備凡例・照明器具参考図・施工参考図
B-03	特記仕様書-3	B-33	1階展開図-5 (改修前・改修後)	S-03	R階伏図 (現況図)	E-03	盤単線結線図
B-04	特記仕様書-4	B-34	1階展開図-6 (改修前・改修後)	S-04	軸組図-1 (現況図)	E-04	幹線・動力設備 1階平面図 (改修前/改修後)
B-05	特記仕様書-5	B-35	2階展開図-1 (改修前)	S-05	軸組図-2 (現況図)	E-05	照明設備 1階平面図 (改修前/改修後)
B-06	特記仕様書-6	B-36	2階展開図-2 (改修後)	S-06	軸組図-3 (現況図)	E-06	照明設備 2階平面図 (改修前/改修後)
B-07	特記仕様書-7	B-37	2階展開図-3 (改修前・改修後)	S-07	柱頭・柱脚補強要領図 (現況図)	E-07	コンセント設備 1階平面図 (改修前/改修後)
B-08	内部仕上表-1	B-38	2階展開図-4 (改修後)	S-08	鉄骨フレーム補強要領図 (現況図)	E-08	コンセント設備 2階平面図 (改修前/改修後)
B-09	内部仕上表-2	B-39	無窓階チェック図	S-09	天井裏鉄骨下地R階伏図	E-09	通信・情報設備 1階平面図 (改修前/改修後)
B-10	内部仕上表-3	B-40	1階建具配置図 (改修前・改修後)	S-10	開口補強詳細図 (改修前・改修後)	E-10	通信・情報設備 2階平面図 (改修前/改修後)
B-11	付近見取図 全体配置図 仮設計画参考図	B-41	2階建具配置図 (改修前・改修後)			E-11	電気撤去工事 部分配置図
B-12	部分配置図	B-42	建具表-1 (改修前)				
B-13	1階平面図 (改修前・改修後)	B-43	建具表-2 (改修前)			P-01	管工事 特記仕様書
B-14	2階平面図 (改修前・改修後)	B-44	建具表-3 (改修後)			P-02	衛生設備 配置図
B-15	屋根伏図 (改修前・改修後)	B-45	1階天井伏図 (改修前・改修後)			P-03	衛生設備 1階平面図 (改修前・改修後)
B-16	立面図-1 外部仕上表 (改修前・改修後)	B-46	2階天井伏図 (改修前・改修後)			P-04	衛生設備 2階平面図 (改修前・改修後)
B-17	立面図-2 外部仕上表 (改修前・改修後)	B-47	軽量シャッター改修工法A (改修前・改修後)			P-05	給水設備 既設受水槽廻り平面図
B-18	立面図-3 外部仕上表 (改修前・改修後)	B-48	木製建具枠詳細図			P-06	衛生設備 各部参考図
B-19	矩計図 (改修前)	B-49	野菜洗浄槽平面図 断面詳細図 (改修前・改修後)				
B-20	矩計図 (改修後)	B-50	屋根詳細図-1 (改修前・改修後)			C-01	空調工事 特記仕様書
B-21	ア-ア' イ-イ' 断面詳細図 (改修前・改修後)	B-51	屋根詳細図-2 (改修前・改修後)			C-02	空調設備 機器表
B-22	ウ-ウ' エ-エ' 断面詳細図 (改修前・改修後)	B-52	支障物件確認図			C-03	空調設備 1階平面図 (改修前・改修後)
B-23	1階平面詳細図-1 (改修前)	B-53	サイン詳細図			C-04	空調設備 2階平面図 (改修前・改修後)
B-24	1階平面詳細図-2 (改修前)					C-05	空調設備 各部参考図
B-25	1階平面詳細図-1 (改修後)						
B-26	1階平面詳細図-2 (改修後)						
B-27	2階平面詳細図 (改修前)						
B-28	2階平面詳細図 (改修後)						
B-29	1階展開図-1 (改修前)						
B-30	1階展開図-2 (改修前・改修後)						

	課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当
徳島県県土整備部宮繕課							

I. 工事概要

1. 工事名称	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事
2. 工事場所	徳島市鮎喰町2丁目
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	工事内容：鉄骨造2階建て、延べ面積 600.00m ² (1階 300.00m ² 、2階 300.00m ²) 野菜実習棟の改修工事に伴う建築工事(改修範囲 600.00m ²) 上記に伴う設備工事一式
5. 工事区分	
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日=発注者側の工期の完成日 竣工年月日=施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・8:00から8:30は通学時間となるため、原則、校内入場禁止とする。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工に当たっては図示ヶ所に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>

項 目	特 記 事 項
2. 工事関係図書	<p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に19日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている(義務行われていない))、 ・警備員は、延38人(昼38人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工食用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>

項 目	特 記 事 項														
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり1,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：10.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり0円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：徳島市上八万町田中1148-1 (株)フクフル</p> <p>処 分 地：徳島市上八万町田中1148-1</p> <p>運搬距離：7.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり4,000円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：10.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり10,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：廃プラ</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：鳴門市大麻町三俣津久田61番地1 宮崎基礎建設(株)☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：鳴門市大麻町三俣津久田4-1、5-7</p> <p>運搬距離：11.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり11,000円(税抜き)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨ノッサリアルミ</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p> </td> <td> <p>種 類：廃石膏等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p> </td> </tr> </table>	<p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p>	<p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり1,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p>	<p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：10.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり0円(税抜き)</p>	<p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：徳島市上八万町田中1148-1 (株)フクフル</p> <p>処 分 地：徳島市上八万町田中1148-1</p> <p>運搬距離：7.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり4,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：10.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり10,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：廃プラ</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p>	<p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：鳴門市大麻町三俣津久田61番地1 宮崎基礎建設(株)☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：鳴門市大麻町三俣津久田4-1、5-7</p> <p>運搬距離：11.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり11,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p>		<p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨ノッサリアルミ</p>		<p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：廃石膏等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p>
<p>種 類：コンクリート(無筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p>	<p>種 類：コンクリート(有筋)</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり1,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：アスファルト</p> <p>会 社 名：徳島市応神町東真方字北野7-2 (有)吉野川ポンプ</p> <p>処 分 地：徳島市応神町東真方字西中須49-1</p> <p>運搬距離：6.1kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり800円(税抜き)</p>	<p>種 類：金属(処分)</p> <p>会 社 名：徳島市東沖洲1丁目12 (株)旭金属☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市東沖洲1丁目12</p> <p>運搬距離：10.7kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり0円(税抜き)</p>														
<p>種 類：ガラス</p> <p>会 社 名：徳島市上八万町田中1148-1 (株)フクフル</p> <p>処 分 地：徳島市上八万町田中1148-1</p> <p>運搬距離：7.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり4,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：木材</p> <p>会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号</p> <p>運搬距離：10.5kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり10,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：廃プラ</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p>	<p>種 類：汚泥</p> <p>会 社 名：鳴門市大麻町三俣津久田61番地1 宮崎基礎建設(株)☆優良認定業者</p> <p>処 分 地：鳴門市大麻町三俣津久田4-1、5-7</p> <p>運搬距離：11.4kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり11,000円(税抜き)</p>														
<p>種 類：石膏ボード</p> <p>会 社 名：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 (財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</p> <p>処 分 地：板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</p> <p>運搬距離：17.8kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：t当たり22,700円(税抜き)</p>															
<p>有 価 材：鉄骨・軽量鉄骨ノッサリアルミ</p>															
<p>種 類：アスベスト含有成形板等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり20,000円(税抜き)</p>	<p>種 類：廃石膏等</p> <p>会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン</p> <p>処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956</p> <p>運搬距離：81.6kmを見込んでいる。</p> <p>処理単価：m³当たり50,000円(税抜き)</p>														

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	かみ 株式会社 上設計	
	図 名	特記仕様書ー 1			作図年月	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信	
		縮尺	A3 ----- A2	- ----- -	2020. 8	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																											
	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>		<p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞滞のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の輸入入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁			○			空洞部分のモルタル埋め						縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の輸入入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					<p>9. 技能士の適用</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工事業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・ 合成ゴムシート防水工事業 ・ 塩化ビニルシート防水工事業 ・ セメント系防水工事業 ・ シーリング防水工事業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事業 ・ FRP防水工事業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>○大工工事業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事業 ・ カーペット系床仕上げ工事業 ・ 鋼製下地工事業 ・ ボード仕上げ工事業 ・ カーテン工事業 ・ 木質系床仕上げ工事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工事業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・ 合成ゴムシート防水工事業 ・ 塩化ビニルシート防水工事業 ・ セメント系防水工事業 ・ シーリング防水工事業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事業 ・ FRP防水工事業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	○大工工事業	屋根及びとい	建築板金	○内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業		左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	○ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事業	塗装	塗装	○建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事業 ・ カーペット系床仕上げ工事業 ・ 鋼製下地工事業 ・ ボード仕上げ工事業 ・ カーテン工事業 ・ 木質系床仕上げ工事業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事業	機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																																											
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																																																																																												
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																												
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																															
同上(リンブレン等)	○																																																																																																																																																															
床、天井点検口	○																																																																																																																																																															
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																												
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																															
衛生器具取付のブロック壁			○																																																																																																																																																													
空洞部分のモルタル埋め																																																																																																																																																																
縦樋(GLまで)	○																																																																																																																																																															
盤、便器等の輸入入れ		○	○	○																																																																																																																																																												
同上補強	○																																																																																																																																																															
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																																																																																															
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																															
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																														
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																																																														
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																														
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事業																																																																																																																																																														
型枠	型枠施工	・ 型枠工事業																																																																																																																																																														
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工事業																																																																																																																																																														
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事業 ・ 合成ゴムシート防水工事業 ・ 塩化ビニルシート防水工事業 ・ セメント系防水工事業 ・ シーリング防水工事業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事業 ・ FRP防水工事業																																																																																																																																																														
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																														
木	建築大工	○大工工事業																																																																																																																																																														
屋根及びとい	建築板金	○内外装板金作業																																																																																																																																																														
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																																																																														
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																														
	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																														
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																														
	サッシ施工	○ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																														
	ガラス施工	・ ガラス工事業																																																																																																																																																														
塗装	塗装	○建築塗装作業																																																																																																																																																														
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事業 ・ カーペット系床仕上げ工事業 ・ 鋼製下地工事業 ・ ボード仕上げ工事業 ・ カーテン工事業 ・ 木質系床仕上げ工事業																																																																																																																																																														
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																														
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																														
植栽	造園	・ 造園工事業																																																																																																																																																														
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業																																																																																																																																																														
5. 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、協議とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPGBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	7. 化学物質を発生する建築材料等		10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。																																																																																																																																																											
6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p>	8. 施工	11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。																																																																																																																																																												
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																																																																																																												
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																														
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																														
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																														
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																														
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																														

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 特記仕様書ー2

縮尺 A3 - A2 -

図面番号 B-02
作図年月 2020.8



かみ 株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項												
12. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（A4・A3・A2・<u>（原図版）</u>） ・工事写真（写真帳1部（<u>（着手前）</u>・<u>（竣工）</u>）、電子データ2部）</p> <p>・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（よる・<u>（よらない）</u>）ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> <tr> <td>改修前 1階 農産物販売実習室 2カ所 2階 更衣室-1 1カ所</td> <td>3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>改修後 1階 野菜収納庫 1カ所 2階 更衣室-3 1カ所</td> <td>2ヶ所</td> </tr> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パンプ型採取機器を用いる方法 パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	測 定 対 象 室	測定箇所数	改修前 1階 農産物販売実習室 2カ所 2階 更衣室-1 1カ所	3ヶ所	改修後 1階 野菜収納庫 1カ所 2階 更衣室-3 1カ所	2ヶ所	<p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパンプ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	<p>7. 仮設トイレの洋式化</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>
区 分	サイ ズ																
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																
測 定 対 象 室	測定箇所数																
改修前 1階 農産物販売実習室 2カ所 2階 更衣室-1 1カ所	3ヶ所																
改修後 1階 野菜収納庫 1カ所 2階 更衣室-3 1カ所	2ヶ所																
2章 改修仮設工事		特記事項															
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	2. ベンチマーク	◎監督員との協議により決定とする。1階上りFLについても実測の上、監督員との協議により決定とする。	3. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組木足場、仕様：1枚布、D=60cm、シート仕様：養生シート防災I類） ・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：移動式室内足場）</p> <p>◎内部足場（種類：脚立足場）</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い（仕様：仮囲鉄板、H=2.0m、L=115.6m）(図示)</p> <p>◎ゲート（<u>（有）</u>・無、仕様：キャスターゲート2か所、H=1.8m、W=4.0m H=1.8m、W=5.0m）</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を持ち上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>												
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・ <u>（出来ない）</u> ）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎既存水利用（出来る・ <u>（出来ない）</u> ）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。	◎同用地は、（図示の場所に・ <u>（留意していないので業者にて）</u> ）設けること。													

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	B-03	
	図名	特記仕様書-3	縮尺	A3 - A2 -	作図年月	2020. 8	

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966

5章 鉄筋工事				6章 コンクリート工事				項 目		特 記 事 項																																															
項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		7. 無筋コンクリート		特 記 事 項																																															
1. 材料	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																																																					
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13																																																					
	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																																																						
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：レギュラー、寸法：100、径：6																																																						
	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																																																								
	◎鉄筋の継手は(重ね継手)・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。																																																								
	◎鉄筋の継手の位置は図示による。																																																								
	◎結束線の端部は内側に折り曲げる。																																																								
2. 材料試験	◎スラプのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。																																																								
	◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。																																																								
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																																																								
	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。																																																								
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。																																																								
	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。																																																								
5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。																																																								
6. 梁貫通孔補強	◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。																																																								
	◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。																																																								
7. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																																																								
8. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。																																																								
	◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。																																																								
◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。																																																									
◎施工確認試験を(行う・行わない)。																																																									
◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。																																																									
1. 一般事項		◎コンクリートの種別		◎設計基準強度		◎コンクリートの強度試験																																																			
		・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を承認されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調管理強度 Fm(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>1階 車庫 排水溝</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>野菜洗浄槽排水溝</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調管理強度 Fm(N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	無		2.3	1階 車庫 排水溝	普通	21	21+S	15	無		2.3	野菜洗浄槽排水溝																												
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調管理強度 Fm(N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																		
普通	21	21+S	15	無		2.3	1階 車庫 排水溝																																																		
普通	21	21+S	15	無		2.3	野菜洗浄槽排水溝																																																		
		◎構造体コンクリートの調管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。		◎コンクリートの強度試験																																																					
		◎コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。		◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。																																																					
2. コンクリートの仕上がり		◎コンクリートの仕上りの平たんさは、標仕表6.2.5による。		◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。																																																					
3. 普通コンクリート		◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。		◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・(できない))。																																																					
		◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。		◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。																																																					
		◎試験りは(行う・行わない)。		◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。																																																					
		◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」, JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。		◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。																																																					
4. レディミクストコンクリート工場の指定		◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。		◎型枠は、(県産木製型枠・(合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。																																																					
5. 型枠		<table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12mm</td> <td>コクリート立ち上がり壁</td> </tr> </tbody> </table>		型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし				6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし		12mm	コクリート立ち上がり壁																		
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																				
県産木製型枠	—	なし																																																							
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																							
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																							
6.8.2(2)(イ)	C種	なし																																																							
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし		12mm	コクリート立ち上がり壁																																																				
		◎スリーブの材種(硬質ポリ塩化ビニル管)																																																							
6. 寒中コンクリート		◎適用(する・(しない))。																																																							
7. 無筋コンクリート		◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート		◎設計基準強度 (18) N/mm ² , スランブ (15) cm																																																					
		◎適用箇所：捨コンクリート																																																							
7章 ブロック工事		◎コンクリートブロックは、JIS A 5406による規格品とする。		◎充填用及びまぐさのコンクリートは1類とし、呼び強度F=21、スランブ21cmとする。 上記以外のコンクリートは、設計基準強度F=21N/mm ²																																																					
1. コンクリートブロック構壁及び塀		◎壁及びまぐさの配筋は図示による。		◎壁配筋の継手定着及び端部の折り曲げ形状は図示による。																																																					
		◎モルタルの調合は、標仕8.2.1とする。																																																							
8章 鉄骨工事		◎製作工場は、国土交通大臣の認定による(R)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。		◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く・(置かなくともよい))																																																					
1. 一般事項		◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。		◎鋼材は次による。																																																					
2. 材料		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td>JIS G 3192・一般構造用圧延鋼材</td> <td>吊ボルト受け、開口補強受け</td> </tr> <tr> <td>STKR400</td> <td>JIS G 3466・一般構造用角型鋼管</td> <td>シャッター受け、庇片持梁、開口補強</td> </tr> <tr> <td>SSC400</td> <td>JIS G 3350・一般構造用軽量型鋼</td> <td>胴縁、庇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400	JIS G 3192・一般構造用圧延鋼材	吊ボルト受け、開口補強受け	STKR400	JIS G 3466・一般構造用角型鋼管	シャッター受け、庇片持梁、開口補強	SSC400	JIS G 3350・一般構造用軽量型鋼	胴縁、庇							◎高力ボルトは、(JIS形高力ボルト・(トルシア形高力ボルト2種)・溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。径は、(図示)とし、使用箇所は図示による。																																			
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																							
SS400	JIS G 3192・一般構造用圧延鋼材	吊ボルト受け、開口補強受け																																																							
STKR400	JIS G 3466・一般構造用角型鋼管	シャッター受け、庇片持梁、開口補強																																																							
SSC400	JIS G 3350・一般構造用軽量型鋼	胴縁、庇																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>JAS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種 (F10T)</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table>		規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JAS II 09	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種 (F10T)	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種																																										
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																							
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JAS II 09																																																							
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種 (F10T)																																																							
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種																																																							
		◎普通ボルト及びナットの材質は、(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181))・JIS本体規格品(ISO規格)とする。径は、(図示)とし、使用箇所は図示による。																																																							
		◎構造用アンカーボルトの材質は(ABR400)・ABR490)とする。																																																							
		◎建方用アンカーボルトの材質は(SS400)・SS490)とする。																																																							
		◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。																																																							
		◎ターンバックル 網の種類(割枠式)・パイプ式)ボルトの種類(羽子板ボルト)・両ねじボルト・アイボルト)ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6～M33)×(400～1000)mmとする。																																																							
		◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。 ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。 ・混和材は、セ膨張材メント系(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利・用するものとする。 ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕表7.2.6による。																																																							

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事				図面番号	B-04	
	図名	特記仕様書ー4				縮尺	A3	-
						A2	-	
						作図年月	2020.8	
						 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

項目	特記事項	項目	特記事項	10章 外壁改修工事																																			
3. 材料試験	<p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を(行う・行わない)。</p>	9. 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。 <p>◎建方用アンカーボルトを(使用する・使用しない)。</p> <p>◎建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトを(使用する)・使用しない)。</p> <p>◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(A・B)種とする。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は(A・B)種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p>	<p>1. 外壁改修の施工数量及び調査方法</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎図中『外壁改修工法A』とは、下記仕様にて改修を行うこと。</p>																																			
4. 工作一般	<p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成(する・しない)。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎仮組を(実施する・実施しない)。</p>	10. 軽量形鋼構造	<p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、鋼線、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。</p>	<p>2. 塗り仕上げ外壁改修工事</p> <p>◎厚さ：15mm、働き幅：363.6mm、総幅：396.5mm</p> <p>◎表面塗装：ポリエステル樹脂塗装</p> <p>◎表面材：ガルバリウム鋼板 t=0.27</p> <p>◎しん材：ポリイソシアヌレートフォーム</p> <p>◎裏面材：アルミライナー紙</p> <p>◎工法及び付属品は製造所の指定による。</p>																																			
5. 高力ボルト接合	<p>◎すべり係数試験は(行う・行わない)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。</p> <p>◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 表面粗度測定機による測定 2) プラスト機器の性能表による確認 3) スプラインプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 <p>上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。</p> <p>◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う・行わない)。</p> <p>◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を(行う・行わない)。</p> <p>◎締付け工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け工法の確認〕に準じる。</p> <p>◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。</p> <p>◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検計を行うこと。</p>	9章 防水改修工事	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う)・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>サッシ廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>サッシ廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>撤去</td> <td>打継目地</td> <td>再充填工法</td> <td>20×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>撤去</td> <td>誘発目地</td> <td>再充填工法</td> <td>20×10</td> <td>簡易接着性</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ廻り	再充填工法	15×10	簡易接着性	MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ廻り	再充填工法	10×10	簡易接着性	PU-2	ポリウレタン系	撤去	打継目地	再充填工法	20×10	簡易接着性	PU-2	ポリウレタン系	撤去	誘発目地	再充填工法	20×10	簡易接着性	<p>3. 金属系サイディング張り</p>
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																	
MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ廻り	再充填工法	15×10	簡易接着性																																	
MS-2	変成シリコーン	撤去	サッシ廻り	再充填工法	10×10	簡易接着性																																	
PU-2	ポリウレタン系	撤去	打継目地	再充填工法	20×10	簡易接着性																																	
PU-2	ポリウレタン系	撤去	誘発目地	再充填工法	20×10	簡易接着性																																	
6. 普通ボルト接合	<p>◎普通ボルトの戻止めは(二重ナット)・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット)による。ただし、母屋・鋼線類の取付用ボルトは、全ねじボルトとし、戻止めを省略できる。</p>	9章 屋根及びとい工事	<p>◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=(36) m/s 地表面粗度区分 (I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>鋼板の厚さ(mm)</th> <th>塗装面</th> <th>形式</th> <th>山高(mm)</th> <th>山ピッチ(mm)</th> <th>耐力</th> <th>野先面戸の適用</th> <th>裏打ち材の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主屋根</td> <td>0.6</td> <td>片面</td> <td>重ね形カバー工法</td> <td>88</td> <td>200</td> <td></td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	鋼板の厚さ(mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐力	野先面戸の適用	裏打ち材の有無	主屋根	0.6	片面	重ね形カバー工法	88	200		あり	あり	<p>11章 建具改修工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>																	
施工箇所	鋼板の厚さ(mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐力	野先面戸の適用	裏打ち材の有無																															
主屋根	0.6	片面	重ね形カバー工法	88	200		あり	あり																															
7. 溶接接合	<p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う・行わない)。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎エンドタブの切除は(行う・行わない)。行う場合は図示による。</p> <p>◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う)・行わない)。</p> <p>試験を行う場合の平均出検査品質限界(AOQL)は(2.5%・4%)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>全数</td> <td>全数</td> <td>第6水準</td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験	全数	全数	第6水準	2. アルミニウム製建具	<p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理</p> <p>◎とい受金物 形状(SUS製) 取付間隔(600以下)</p> <p>◎材種(塩ビ製) 形状(150×150×120)</p> <p>◎硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。</p> <p>◎ルーフトレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。</p> <p>◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(エ)又は13.5.3(5)(イ)による。</p>																												
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																				
超音波探傷試験	全数	全数	第6水準																																				
8. 錆止め塗装	<p>◎素地ごしらは、標仕 表18.2.2(A・B・C)種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。</p> <p>◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の(A・B)種 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の(A・B・C)種</p> <p>◎塗料塗り種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の(A・B)種 (工場1回、現場1回) 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.4の(A・B)種 (現場1回)</p>	3. とい	<p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎防虫網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p>																																				

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	B-05
	図名	特記仕様書-5	縮尺	A3 - A2 -	作図年月	2020.8


株式会社上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

項目	特記事項	12章 内装改修工事 項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																									
3. 木製建具	<p>◎建具材の含水率の種別は、(A・B・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、(図示)mmとする。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16. 7. 2(2)(3)(b)(c)による。</p> <p>表面板の厚さは、(3)mmとする。</p> <p>◎枠及びつづりの材料は、(検、SUSレール)とする。</p> <p>◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>2. 撤去並びに下地補修</p>	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂塗床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は全面とする。</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を((行))・行わない) <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用 ハンドブレーカー使用</td> <td>図示</td> </tr> </table> <p>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>壁下地を含む全面 ボード面まで</td> <td>図示 図示</td> </tr> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td></td> <td>図示</td> </tr> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)		合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上		フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂塗床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	ダイヤモンドカッター使用 ハンドブレーカー使用	図示	撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面 ボード面まで	図示 図示	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容		図示	<p>6. 諸金物</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(100,65,19型)とし、改標仕6. 7. 1Iによる。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は、改標仕6.7.4(5)による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6. 6. 1Iによる。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふとところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>																																													
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																											
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)																																																																																												
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																																																												
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																												
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																																																												
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																												
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																												
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂塗床の場合																																																																																												
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																												
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																													
ダイヤモンドカッター使用 ハンドブレーカー使用	図示																																																																																													
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																													
壁下地を含む全面 ボード面まで	図示 図示																																																																																													
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																													
	図示																																																																																													
4. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.1Iによる。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.7.2Iによる。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレーセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4Iによる。</p> <p>◎木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.5Iによる。</p> <p>◎マスターキーは、製作しない(組)。その他の鍵の製作本数は(3 組)</p>			7. 軽量鉄骨壁下地																																																																																										
5. 軽量シャッター	<table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <td>図示による</td> </tr> <tr> <th>強 度</th> <td>図示による 耐風圧強度 500Pa</td> </tr> <tr> <th>開閉装置</th> <td>・ 上部電動式(手動併用) ・(手動式)</td> </tr> <tr> <th>安全装置</th> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>スラット仕様</th> <td>図示による</td> </tr> <tr> <th>シャッターケース仕様</th> <td>図示による</td> </tr> <tr> <th>ガイドレール仕様</th> <td>図示による</td> </tr> <tr> <th>中柱の補強</th> <td>図示による</td> </tr> <tr> <th>座 板</th> <td>図示による</td> </tr> </table>	設置場所	図示による	強 度	図示による 耐風圧強度 500Pa	開閉装置	・ 上部電動式(手動併用) ・(手動式)	安全装置	なし	スラット仕様	図示による	シャッターケース仕様	図示による	ガイドレール仕様	図示による	中柱の補強	図示による	座 板	図示による			8. 軽量鉄骨天井下地																																																																								
設置場所	図示による																																																																																													
強 度	図示による 耐風圧強度 500Pa																																																																																													
開閉装置	・ 上部電動式(手動併用) ・(手動式)																																																																																													
安全装置	なし																																																																																													
スラット仕様	図示による																																																																																													
シャッターケース仕様	図示による																																																																																													
ガイドレール仕様	図示による																																																																																													
中柱の補強	図示による																																																																																													
座 板	図示による																																																																																													
6. 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <td>1階各室</td> </tr> <tr> <th>適用戸の総質量(kg)</th> <td>40以下</td> </tr> <tr> <th>手動開き力(N)</th> <td>15以下</td> </tr> <tr> <th>手動閉じ力(N)</th> <td>15以下</td> </tr> <tr> <th>閉じ速度の調整</th> <td>ストッパー 速度調整</td> </tr> <tr> <th>制動区間</th> <td>閉り際で明らかに減速すること</td> </tr> <tr> <th>開閉繰り返し返し</th> <td>20万回の耐久試験で、上吊り機構、揺止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと</td> </tr> <tr> <th>耐衝撃性</th> <td>1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと</td> </tr> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	設置場所	1階各室	適用戸の総質量(kg)	40以下	手動開き力(N)	15以下	手動閉じ力(N)	15以下	閉じ速度の調整	ストッパー 速度調整	制動区間	閉り際で明らかに減速すること	開閉繰り返し返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、揺止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと	耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと			9. ビニール床シート張り (JIS A 5705) ビニール床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・記号</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅 木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>織布積層ビニール床シート FS</td> <td>無地</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7ヶ所 樹脂製</td> <td>2階廊下 2階更衣室-1、-2</td> <td>熱溶接 工法</td> </tr> <tr> <td>ビニール床タイル</td> <td>コポジションビニール床タイル KT</td> <td>無地</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7ヶ所 樹脂製</td> <td>2階更衣室-1、-2</td> <td>熱溶接 工法</td> </tr> </table> <p>◎ビニール幅木：材質(軟質・硬質)、高さ(60・70・100)、厚さ(1.5mm以上)</p> <table border="1"> <tr> <th>材質・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td></td> <td>改標仕 6.13.2</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>5.5</td> <td></td> <td>同上</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>12</td> <td></td> <td>同上</td> <td>図示</td> <td>1類</td> </tr> <tr> <td>化粧ケイカル板</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>12</td> <td></td> <td>同上</td> <td>図示</td> <td>目地ケリガ</td> </tr> </table>	材質	種類・記号	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	材質	厚さ	高さ	ビニール床シート	織布積層ビニール床シート FS	無地	2.0	-	-	-	7ヶ所 樹脂製	2階廊下 2階更衣室-1、-2	熱溶接 工法	ビニール床タイル	コポジションビニール床タイル KT	無地	2.0	-	-	-	7ヶ所 樹脂製	2階更衣室-1、-2	熱溶接 工法	材質・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5		改標仕 6.13.2	図示		普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	5.5		同上	図示		普通合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12		同上	図示	1類	化粧ケイカル板	壁	目透し	12		同上	図示	目地ケリガ
設置場所	1階各室																																																																																													
適用戸の総質量(kg)	40以下																																																																																													
手動開き力(N)	15以下																																																																																													
手動閉じ力(N)	15以下																																																																																													
閉じ速度の調整	ストッパー 速度調整																																																																																													
制動区間	閉り際で明らかに減速すること																																																																																													
開閉繰り返し返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、揺止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと																																																																																													
耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと																																																																																													
材質	種類・記号	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考																																																																																					
				材質	厚さ	高さ																																																																																								
ビニール床シート	織布積層ビニール床シート FS	無地	2.0	-	-	-	7ヶ所 樹脂製	2階廊下 2階更衣室-1、-2	熱溶接 工法																																																																																					
ビニール床タイル	コポジションビニール床タイル KT	無地	2.0	-	-	-	7ヶ所 樹脂製	2階更衣室-1、-2	熱溶接 工法																																																																																					
材質・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																																																																																							
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5		改標仕 6.13.2	図示																																																																																								
普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	5.5		同上	図示																																																																																								
普通合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12		同上	図示	1類																																																																																							
化粧ケイカル板	壁	目透し	12		同上	図示	目地ケリガ																																																																																							
7. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>強化ガラス</td> <td></td> <td>4mm, 5mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型板</td> <td></td> <td>4mm</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> <tr> <td>鋼 製</td> <td>1成分シリコン系</td> <td>W14mm×11mm以上</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>1成分シリコン系</td> <td>W26mm×22mm以上</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td>1成分シリコン系</td> <td>W14mm×11mm以上</td> </tr> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p> <p>◎シーリング材は、改標仕 表3.7.1Iによる。</p> <p>◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p>	種 類	品 種	厚 さ	備 考	強化ガラス		4mm, 5mm		型板		4mm		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	1成分シリコン系	W14mm×11mm以上	アルミニウム製	1成分シリコン系	W26mm×22mm以上	ステンレス製			木 製	1成分シリコン系	W14mm×11mm以上	<p>3. 木工事</p> <p>4. 製材</p> <p>5. 造作用集成材等</p>	<p>◎工事現場搬入時の含水率は(A)・ B)種とする。</p> <p>◎木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 <p>・樹種及び等級</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">下 地 材</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">桐 緑</td> <td rowspan="3">杉</td> <td rowspan="3">図示による</td> <td rowspan="3">2級</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2">造 作 材</td> <td rowspan="2">建具枠</td> <td rowspan="2">桧</td> <td rowspan="2">図示による</td> <td rowspan="2">上小節</td> <td rowspan="2">A・B・C</td> <td rowspan="2">A・B・C</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> </tr> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の集成材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「集成材の日本農林規格」による造作用集成材</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>間仕切壁</td> <td>杉</td> <td>図示による</td> <td>1等</td> <td>2階更衣室-1、-2</td> </tr> </table>		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考	下 地 材		桐 緑	杉	図示による	2級	—	—		造 作 材	建具枠	桧	図示による	上小節	A・B・C	A・B・C			施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考	間仕切壁	杉	図示による	1等	2階更衣室-1、-2																											
種 類	品 種	厚 さ	備 考																																																																																											
強化ガラス		4mm, 5mm																																																																																												
型板		4mm																																																																																												
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																												
鋼 製	1成分シリコン系	W14mm×11mm以上																																																																																												
アルミニウム製	1成分シリコン系	W26mm×22mm以上																																																																																												
ステンレス製																																																																																														
木 製	1成分シリコン系	W14mm×11mm以上																																																																																												
	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																																																						
下 地 材		桐 緑	杉	図示による	2級	—	—																																																																																							
造 作 材	建具枠	桧	図示による	上小節	A・B・C	A・B・C																																																																																								
施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	備考																																																																																										
間仕切壁	杉	図示による	1等	2階更衣室-1、-2																																																																																										
		徳島県県土整備部宮郷課	工 事 名 R 2 宮 郷 城 西 高 等 学 校 徳 ・ 鮎 喰 野 菜 実 習 棟 改 修 工 事	縮 尺 A3 A2	図 面 番 号 B-06 作 図 年 月 2020. 8	 <p>かみ 株式会社 上設計</p> <p>管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信</p> <p>〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966</p>																																																																																								
			図 名 特記仕様書ー6																																																																																											

項 目		特 記 事 項											14章 環境配慮(グリーン)改修工事					15章 ユニット及びその他の工事											
項 目		特 記 事 項											項 目					特 記 事 項											
12. タイル張り	◎セメントモルタルによるタイル張り	◎壁タイル張り工法(改良積上げ張り)	◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。	◎タイルの製造所: 評価名簿による。	◎見本焼きを(行う・(行わない))。	◎試験張りを(行う・(行わない))。	◎既製調合モルタルの製造所: 評価名簿による。	◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. アスベスト含有建材の処理工事	1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。	◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。	◎既存の石綿含有建材の分析結果は((貸与する)・())	◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。	◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・(行わない))。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第一部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(外壁暖気吹付材撤去時)	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。	◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。	◎養生等 (1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 養生種別(プラスチックシート t=0.15以上)	1. 表示	区分	材質	寸法	厚さ	取付ヶ所	室名・館名	◎室名は打ち合わせによる。
13章 塗装改修工事	項 目	特 記 事 項											項 目					特 記 事 項											
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。	◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	2. アスベスト含有成形板の除去	◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないように十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。	◎除去箇所一覧表	階数	室名	箇所	建 材 種 別	面積	2階	当番生徒控室	床	貼付 t=2.0	14.5㎡	◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。												
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	区分	種 別	素地	さび止め塗料	さび止め工程の種別	備 考	木部	B種	A種																				
3. 合成樹脂調合ペイント塗替え(SOP)	区分	種 別	下地調整	さび止め塗料	備 考	木部	B種	R B種																					
4. 耐候性塗料塗り(DP)	区分	種 別	下地調整	上塗りの等級	備 考	塩ビ樹脂面	ノカ仕様による			3級	縦樋、軒樋等	屋根折板面、庇面	B種	R B種	3級	張替面も含む													
5. 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	区分	種 別	素地	備 考	モルタル面	B種	B種	B種																					
6. 合成樹脂エマルジョンペイント塗替え(EP)	区分	種 別	下地調整	備 考	モルタル面	B種	R B種					ケイカル面	B種	R B種															
7. 錆止め塗料塗り	区分	種 別	下地調整	塗料種別	備 考	改修前露出	C種	R B種	A種																				

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事				図面番号	B-07	
	図名	特記仕様書-7				作図年月	2020.8	
	縮尺	A3	-	A2	-	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

階	室名	床高 (1FL~) GL+50	床		巾木		腰壁 (記載なき場合は、壁に同じとする)		壁		天井		廻り縁	備考	野菜実習棟	
			仕上	下地	仕上	H	仕上	H	仕上	内装制限	仕上	H				
1階	車庫 (改修後)	+85 (水上) ±0 (水下)	コンクリート金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [一部復旧]	70~ 200	北、南、西面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]	H=1000	北、南、西面: フレキシブルボード t=4 底目地張 [既存] 東面: けい酸カルシウム板 t=6 底目地張 [一部復旧] 北面(3-4通間): 一部鉄骨胴縁表し [既存]+SOP塗り 東面: 木胴縁 [一部復旧]+木間仕切 [一部復旧] 全面: 鉄骨柱現し [既存]+SOP塗替え	SOP塗替え 鉄骨下地現し [既存] 水平ブレース16φ (タンバック付) [既存]	4370 (梁天)			手洗い [既存]			
	車庫 (改修前)	+85 (水上) ±0 (水下)	コンクリート金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [一部撤去]	70~ 200	北、南、西面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]	H=1000	北、東面(部品庫側): フレキシブルボード t=4 底目地張 [撤去] 北、東、南、西面: フレキシブルボード t=4 底目地張 [既存] 北、東面(部品庫側): 木胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去] 北、東面: 木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 全面: 鉄骨柱現し [既存]+SOP塗	SOP塗り 鉄骨下地現し [既存] 水平ブレース16φ (タンバック付) [既存]	4370 (梁天)			手洗い [既存] 排水溝 [コンクリート詰め]			
	部品庫 (改修前)	+50	モルタル金コ押し [仕上げラックを車庫に合わせる]	モルタルこて磨き [撤去]	100			北、東、南、西面: しなべニヤ t=6 底目地張 OP [撤去] 東、南、西面: 木胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去]	GB-D t=9 [撤去] LGS [撤去]	2800	塩ビ [撤去]			造付木製棚 [撤去]		
	測量器具庫 (改修後)	+50	モルタル金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [一部復旧]	100	北、東面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]		北面: しなべニヤ t=6 底目地張 [既存]+SOP塗替え 東面: しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [一部復旧] 南面: しなべニヤ t=6+5.5 底目地張 SOP塗り [一部復旧] 西面: しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [復旧] 東、南面: 木胴縁 [一部復旧]+木間仕切 [既存] 西面: 木胴縁 [新設]+木間仕切 [新設]	GB-D t=9 [一部復旧] LGS [一部復旧]	2800	塩ビ [復旧]					
	測量器具庫 (改修前)	+50	モルタル金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [一部撤去]	100	北、東面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]		北、南面: しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り [既存] 東面: しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [既存] 西面: しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り [撤去] 鉄骨柱現し [既存]+SOP塗り 東、南面: 木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 西面: 木胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去]	GB-D t=9 [一部撤去] LGS [一部撤去]	2800	塩ビ [撤去]			造付木製棚 [撤去]		
	野菜資材庫 (改修後)	±0	モルタル金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [既存] (東面)モルタルこて押しEP [一部復旧]	200	南面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]	H=1000	東面: けい酸カルシウム板 t=12 底目地張+SOP塗り [一部復旧] 南面: 一部フレキシブルボード t=4 H=600 [既存] 西面: フレキシブルボード t=4 底目地張 [既存]+EP塗替え 北、南面: 鉄骨下地表し [既存]+SOP塗替え 東面: 軽量鉄骨間仕切 [一部復旧] 西面: 木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 全面: 鉄骨柱現し [既存]+SOP塗替え	SOP塗替え 鉄骨下地現し [既存] 水平ブレース16φ (タンバック付) [既存]	4370 (梁天)			造付木製棚 [既存] S製農業用資材棚 (FL+2400)、タラップ [既存] + SOP塗替え			
	野菜収納庫 (改修前)	±0	モルタル金コ押し [既存]	モルタルこて磨き [既存] (東面)モルタルこて押しEP [一部撤去]	200	南面: CB化粧積み [既存] 柱型: モルタルこて磨き [既存]	H=1000	東面: けい酸カルシウム板 t=12 底目地張 +SOP塗り [一部撤去] 南面: 一部フレキシブルボード t=4 H=600 [既存] 西面: フレキシブルボード t=4 底目地張 EP [既存] 北、南面: 鉄骨下地表し [既存]+SOP塗り 東面: 軽量鉄骨間仕切 [一部撤去] 西面: 木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 全面: 鉄骨柱現し [既存]+SOP塗り	SOP塗り 鉄骨下地現し [既存] 水平ブレース16φ (タンバック付) [既存]	4370 (梁天)			造付木製棚 [既存] S製農業用資材棚 (FL+2400)、タラップ [既存] + SOP塗替り			
	農業室 (改修しない)	+50	モルタル金コ押し	モルタルこて磨き	100			T2ラックニヤ t=5.5 (合成樹脂発泡材 t=50)	ラックニヤ t=4 (発泡スチロール t=50)	2200						
	野菜収納庫 (改修後)	±0	弾性ウレタン樹脂塗り [一部モルタル補修] モルタル金コ押し [一部復旧]	モルタルこて押しEP [一部復旧]	100~ 200	北、南面(補強部): EP塗 [既存] 北、南面(補強部): CB積み+モルタル金コ押し [既存]		北、南面: しなべニヤ t=5.5+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗 [一部復旧] 東面(B通+6000): しなべニヤ t=6+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗替え [既存] 東面(A通+4000): しなべニヤ t=5.5+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗り [新設] 西面: けい酸カルシウム板 t=12 底目地張 EP [一部復旧] 北、南面: 木製胴縁 [一部復旧] 東面(B通+6000): 木製胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 東面(A通+4000): 木製胴縁 [新設]+木間仕切 [新設] 西面: 軽量鉄骨間仕切 [一部復旧]	GB-D t=9 [既存] LGS [既存]	3050	塩ビ [復旧]		SUS製一槽流し台 [新設] 面台 [新設]			
農産物販売実習室 (5-6通間) (改修前)	±0	弾性ウレタン樹脂塗り [一部撤去] モルタル金コ押し [一部撤去]	モルタルこて押しEP [一部撤去]	100~ 200	北、南面(補強部): EP塗 [既存] 北、南面(補強部): CB積み+モルタル金コ押し [既存]		北、南面: しなべニヤ t=5.5+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗 [一部撤去] 南面: しなべニヤ t=5.5+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗り [既存] 東面: しなべニヤ t=6+しな合板 t=5.5 底目地張 SOP塗り [既存] 西面: 珪酸カルシウム板 t=12 底目地張 EP [一部撤去] 北、南面: 木製胴縁 [一部撤去] 東面: 木製胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 西面: 軽量鉄骨間仕切 [一部撤去]	GB-D t=9 [既存] LGS [既存]	3050	塩ビ [撤去]		陳列棚 [学校側で移設]				

略号	略号	略号	略号	略号	内装制限略号
GB-R 石膏ボード	FK ケイ酸カルシウム板	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	WP 木材保護塗料塗り	難燃材料
GB-S 耐水石膏ボード	DR 岩綿吸音板	CL クリアラッカー塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り		準不燃材料
GB-F 強化石膏ボード		NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	UC ウレタン樹脂フニス塗り		不燃材料
GB-H 普通硬質石膏ボード		DP 耐候性塗料塗り	LE ラッカーエナメル塗り		不燃材料(下地共)
GB-D 化粧石膏ボード		EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	OS オイルフィン塗り		

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事				図面番号	B-08
	図名	内部仕上表-1				作図年月	2020.8
					縮尺	A3 - A2 -	 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

階	室名	床高 (1FL~) GL+50 (2FL~)	床		巾木		腰壁 (記載なき場合は、壁に同じとする)		壁		天井			廻り縁	備考	野菜実習棟			
			仕上 下地		仕上	H	仕上 下地		H	仕上 下地		内装 制限	仕上 下地				内装 制限	H	
内部 仕上 表	資材庫 (改修後)	±0	弾性ウレタン樹脂塗り [一部モルタル補修] モルタルコテ押え [一部復旧]	モルタルコテ押え EP [一部復旧]	100、 200	北面(補強部):EP塗り [既存] 南面:CB化粧積み 5段 [復旧] 北面(補強部):CB積み+モルタルコテ押え [既存]		北面:しなべニヤt=5.5+しな合板t=5.5底目地張 [既存]+SOP塗替え 東面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張 [既存]+SOP塗替え 東面(造付け棚跡):しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [復旧] 西面(A通+4,000):しなべニヤt=5.5 +しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [新設] 西面(B通+6,000):しなべニヤt=6.0 +しな合板t=5.5底目地張 [既存]+SOP塗替え 東面(造付け棚跡):木製胴縁 [復旧] 南面:鉄骨下地 [復旧]+SOP塗り+CB化粧積み [復旧] 西面(A通+4,000):木製胴縁 [新設]+木間仕切 [新設] 西面(B通+6,000):木製胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 北面、東面(壁仕上りより上部):鉄骨胴縁、間柱+SOP塗 全面(壁仕上りより上部):鉄骨柱+SOP塗		SOP塗替え 鉄骨下地現し [既存] 水平ブレース16φ (ターンバックル付) [既存]		天井表し							
	コンテナー室 (改修前)	+80	タイカバペット [撤去]+OA707 [撤去] モルタルコテ押え [既存]	木製 SOP塗り [撤去]	100	北面(補強部):EP塗り [既存] 北面(補強部):CB積み+モルタルコテ押え [既存]		北面:しなべニヤt=5.5+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [既存] 東面:しなべニヤt=6 +しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [一部撤去] 南面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [撤去] 西面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [既存] 東、南面:木製胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去] 西面:木製胴縁 [既存]+木間仕切 [既存]		GB-D t=9 [撤去] LGS [撤去]		3050	塩ビ [撤去]						
	前室 (改修前)	+80~ ±0	フロア共 長尺ビニル床シート t=2.5 [撤去] モルタルコテ押え [既存]	モルタルコテ押え EP [東面以外撤去]	100	北、南、西面:しなべニヤt=6 +しな合板t=5.5底目地張OP [撤去] 東面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張OP [既存] 北、南、西面:CB積み 5段 [撤去]+木製胴縁 [撤去]		北、南、西面:しなべニヤt=6 +しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [撤去] 東面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [既存] 北、南、西面:木製胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去]		GB-D t=9 [撤去] LGS [撤去]		3000	塩ビ [撤去]	造付木製下足入 [撤去] 鏡 [撤去]、面台 [撤去]					
	農産物販売実習室 (6-7通間) (改修前)	±0	弾性ウレタン樹脂塗り [一部撤去] モルタルコテ押え [一部撤去] 木製棚跡 コンクリート t=100 [撤去]	モルタルコテ押え EP [一部撤去]	100			北、南面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [撤去] 東面:しなべニヤt=6+しな合板t=5.5底目地張SOP塗り [一部復旧] 北面:木製胴縁 [撤去]+木間仕切 [撤去] 東面(B+6000):木製胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 東面(A+4000):木製胴縁 [既存] 南面:鉄骨下地 [撤去]+木製胴縁 [撤去]+腰壁CB積み [一部撤去]		GB-D t=9 [撤去] LGS [撤去]		3050	塩ビ [撤去]	造付木製棚 [学校側で移設済] 面台 [撤去]					
	2階 廊下 (改修後)	±0	ビニル床シート t=2.0 [一部復旧] モルタルコテ押え [既存]	木製 SOP塗替え [一部復旧]	100			北、東、西面:しなべニヤ t=6 底目地張 [既存]+SOP塗替え 南面:しなべニヤ t=5.5 底目地張SOP塗り [一部復旧] 南面:木胴縁 [一部復旧]+木間仕切 [一部復旧]		GB-D t=9 [復旧] LGS [既存]+ガラスパネル敷込 t=50 [復旧]		2500	塩ビ [復旧]						
廊下 (改修前)	±0	ビニル床シート t=2.0 [一部撤去] モルタルコテ押え [既存]	木製 SOP塗り [一部撤去]	100			北、東、西面:しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り [既存] 南面:しなべニヤ t=6 底目地張SOP塗り [一部撤去] 南面:木胴縁 [一部撤去]+木間仕切 [一部撤去]		GB-D t=9 [撤去] LGS [既存]+ガラスパネル敷込 t=25 [撤去]		2500	塩ビ [撤去]							
更衣室-3~12 (改修後)	±0 ~+50	床面(2FL±0):Pタイル貼り t=2.0 [既存] (2FL+50):ビニル床シート t=2.0 [既存] モルタルコテ押え [既存]	木製 SOP塗替え [一部新設]	100 ~150			南、北面:しなべニヤ t=6 底目地張 [既存]+SOP塗替え 東、西面:しなべニヤ t=5.5 底目地張SOP塗り [新設] 北面:木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存] 東、西面:木胴縁 [新設]+木間仕切 [新設]		GB-D t=9 [復旧] LGS [既存]+ガラスパネル敷込 t=50 [復旧]		3000	塩ビ [復旧]	造付木製ロッカ [既存] 洋服掛け:ステンレス製 回転フック [新設] カーテンボックス [既存]						
更衣室-1~10 (改修前)	±0 ~+50	床面(2FL±0):Pタイル貼り t=2.0 [既存] (2FL+50):ビニル床シート t=2.0 [既存] モルタルコテ押え [既存]	木製 SOP塗り [一部既存の まま閉塞]	100 ~150			北、南面:しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り [既存] 東、西面:エポキシ樹脂 (X5-43) t=3.2 [既存のまま閉塞] 北面:木胴縁 [既存]+木間仕切 [既存]		GB-D t=9 [撤去] LGS [既存]+ガラスパネル敷込 t=25 [撤去]		3000	塩ビ [撤去]	造付木製ロッカ [既存] 洋服掛け洋灯吊金具 [撤去] カーテンボックス [既存]						
更衣室-1 (改修後)	±0 ~+50	床面(2FL±0):Pタイル貼り t=2.0 [一部復旧] (2FL+50):置床 モルタルコテ押え t=50+ ビニル床シート t=2.0 [新設] モルタルコテ押え [既存]+モルタルコテ押え [畳コーナー復旧]	木製 SOP塗替え [復旧、新設]	100 ~150			北面:しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [復旧] 東、南面:しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [一部復旧] 西面:しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り [新設] 北面:木胴縁 [復旧]+木間仕切 [復旧] 東、南面:木胴縁 [一部復旧] 西面:木胴縁 [新設]+木間仕切 [新設]		GB-D t=9 [復旧] LGS [既存]+ガラスパネル敷込 t=50 [復旧]		3000	塩ビ [復旧]	ロッカ [学校側で備品購入] 洋服掛け:ステンレス製 回転フック [新設] ステンレス製ノスリック [新設] カーテンボックス、カーテンレール [既存]						

略号	略号	略号	略号	略号	内装制限略号
GB-R 石膏ボード	FK ケイ酸カルシウム板	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	WP 木材保護塗料塗り	難燃材料
GB-S 耐水石膏ボード	DR 岩綿吸音板	CL クリヤラッカー塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り		準不燃材料
GB-F 強化石膏ボード		NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	UC ウレタン樹脂ニス塗り		不燃材料
GB-H 普通硬質石膏ボード		DP 耐候性塗料塗り	LE ラッカーエマル塗り		不燃材料(下地共)
GB-D 化粧石膏ボード		EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	OS オイルステイン塗り		

略号	略号	略号	略号	略号	内装制限略号
GB-R 石膏ボード	FK ケイ酸カルシウム板	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	WP 木材保護塗料塗り	難燃材料
GB-S 耐水石膏ボード	DR 岩綿吸音板	CL クリヤラッカー塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り		準不燃材料
GB-F 強化石膏ボード		NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	UC ウレタン樹脂ニス塗り		不燃材料
GB-H 普通硬質石膏ボード		DP 耐候性塗料塗り	LE ラッカーエマル塗り		不燃材料(下地共)
GB-D 化粧石膏ボード		EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	OS オイルステイン塗り		

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	B-09
	図名	内部仕上表-2	縮尺	A3 - A2 -	作図年月	2020.8


株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

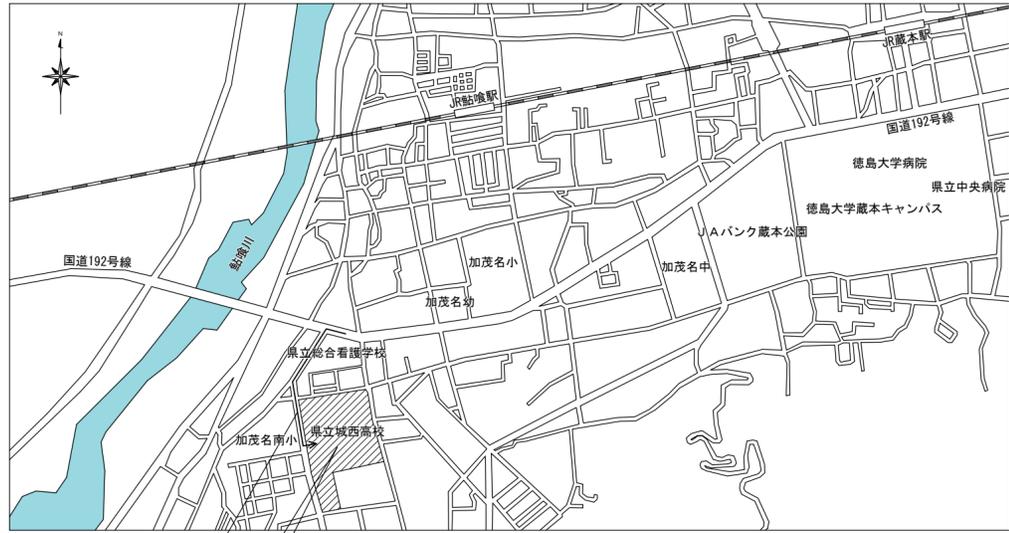
階	室名	床高 (1FL~) GL+50 (2FL~)	床		巾木		腰壁 (記載なき場合は、壁に同じとする)		壁		天井			廻り縁	備考	野菜実習棟
			仕上 下地	仕上 下地	仕上 下地	H	仕上 下地	H	仕上 下地	仕上 下地	内装 制限	内装 制限	H			
2階	更衣室-2 (改修後)	±0 ~+50	床面(2FL±0)：Pタイル貼り t=2.0[一部復旧] (2FL+50)：置床 モルタル金コシ押え t=50+ ビニル床シート t=2.0[新設] モルタル金コシ押え[既存]	木製 SOP塗替え [復旧、新設]	100 ~150				北面：しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り[復旧] 東面：しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り[新設] 南、西面：しなべニヤ t=5.5 底目地張 SOP塗り[一部復旧] 北面：木胴縁[復旧]+木間仕切[復旧] 東面：木胴縁[新設]+木間仕切[新設] 南面：木胴縁[一部復旧] 西面：木胴縁[一部復旧]+木間仕切[既存]	内装 制限	GB-D t=9[復旧] LGS[既存]+ガラスウール敷込 t=50[復旧]		3000	塩ビ[復旧]	ロッカ-[学校側で備品購入] 洋服掛け：ステンレス製 回転フック[新設] カーテンボックス、カーテンレール[既存] ステンレス製ノンスリッパ[新設]	
	当番生徒控室 (改修前)	±0	床面(2FL±0)：Pタイル貼り t=2.0[一部撤去] モルタル金コシ押え[既存]	木製 SOP塗り [撤去]	100			北面：しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り[撤去] 東、南面：しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り[一部撤去] 西面：しなべニヤ t=6 底目地張 SOP塗り[既存] 北面：木胴縁[撤去]+木間仕切[撤去] 南面：木胴縁[一部撤去] 西面：木胴縁[既存]+木間仕切[既存]	内装 制限	GB-D t=9[撤去] LGS[既存]+ガラスウール敷込 t=25[撤去]		3000	塩ビ[撤去]	面台[撤去] カーテンボックス、カーテンレール[既存] 造付木製掃除用具入れ[撤去] 造付畳スペース(4帖)[撤去] 造付木製作業台[撤去]		

内部仕上表

略号	略号	略号	略号	略号	内装制限略号
GB-R 石膏ボード	FK ケイ酸カルシウム板	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	WP 木材保護塗料塗り	難燃材料
GB-S 耐水石膏ボード	DR 岩綿吸音板	CL クリアラッカー塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り		準不燃材料
GB-F 強化石膏ボード		NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	UC ウレタン樹脂ワニス塗り		不燃材料
GB-H 普通硬質石膏ボード		DP 耐候性塗料塗り	LE ラッカーエマル塗り		不燃材料(下地共)
GB-D 化粧石膏ボード		EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	OS オイルステイン塗り		

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	B-10
	図名	内部仕上表-3	縮尺	A3 - A2 -	作図年月	2020.8


株式会社上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



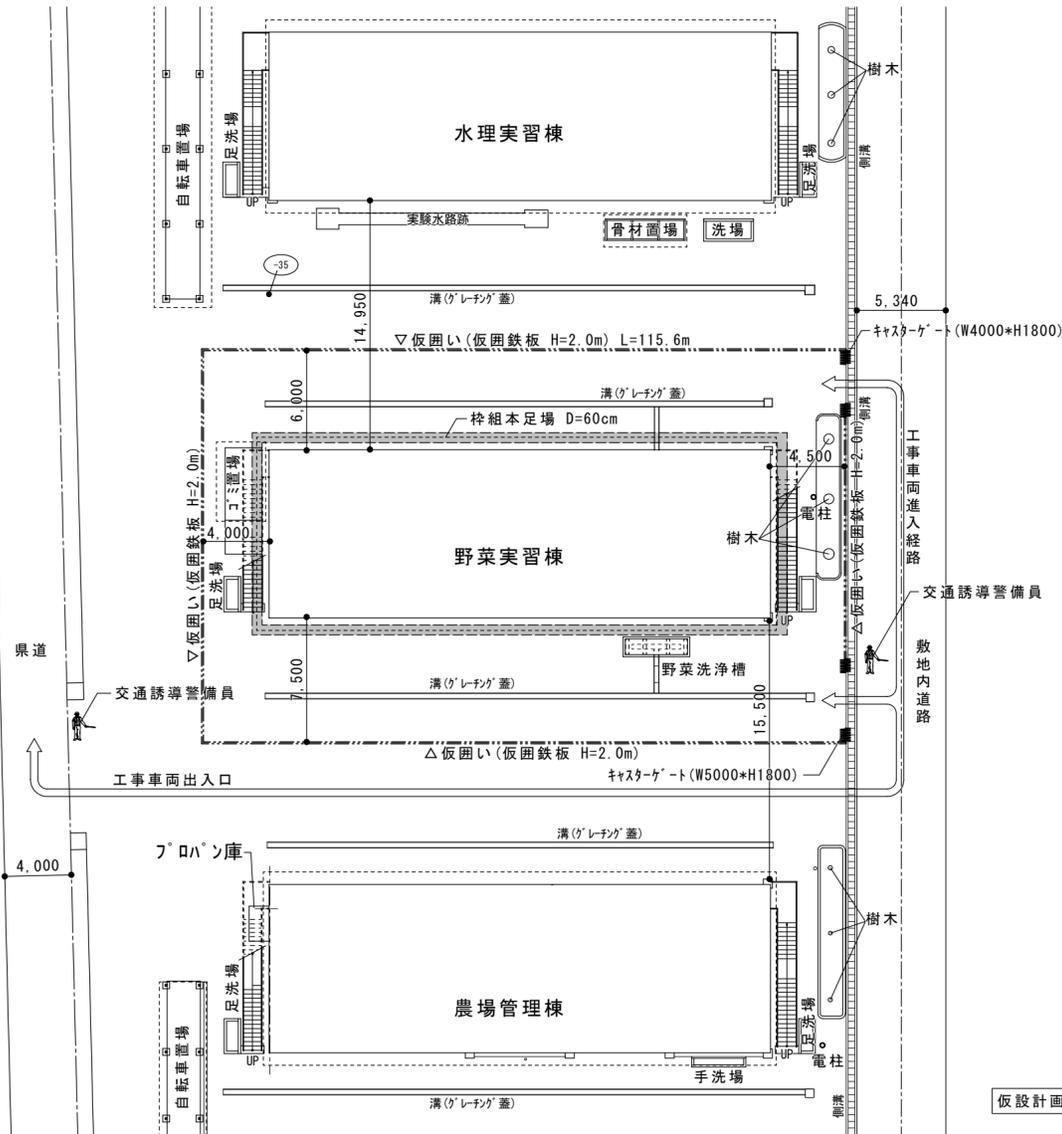
付近見取図



本工事改修建物

仮設計画参考図 S=1/300

配置図 S=1/1000



徳島県県土整備部宮繕課

工事名 R2宮繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 付近見取図 全体配置図 仮設計画参考図

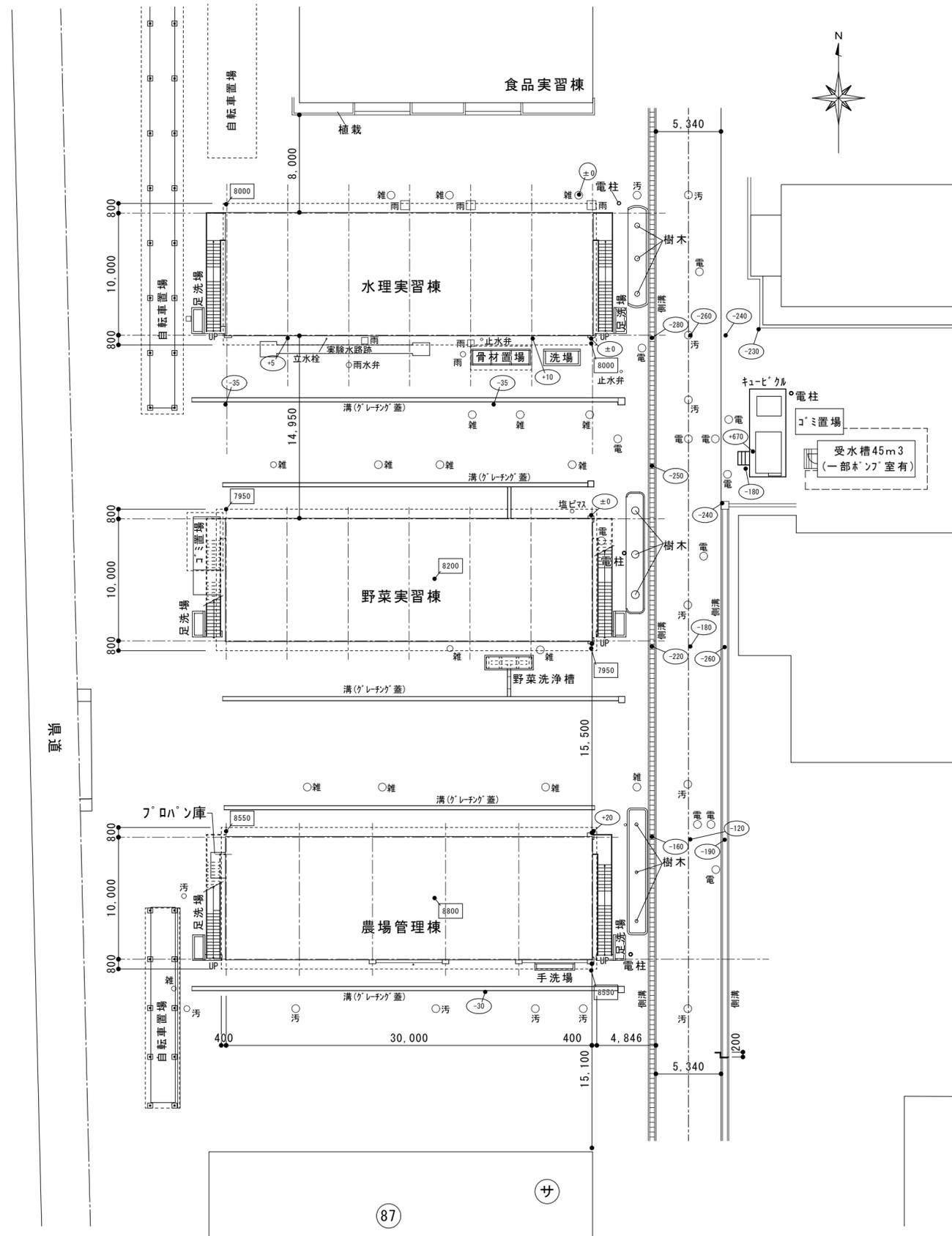
縮尺	A3	1/1410
	A2	1/1000

図番番号	B-11
作図年月	2020.8



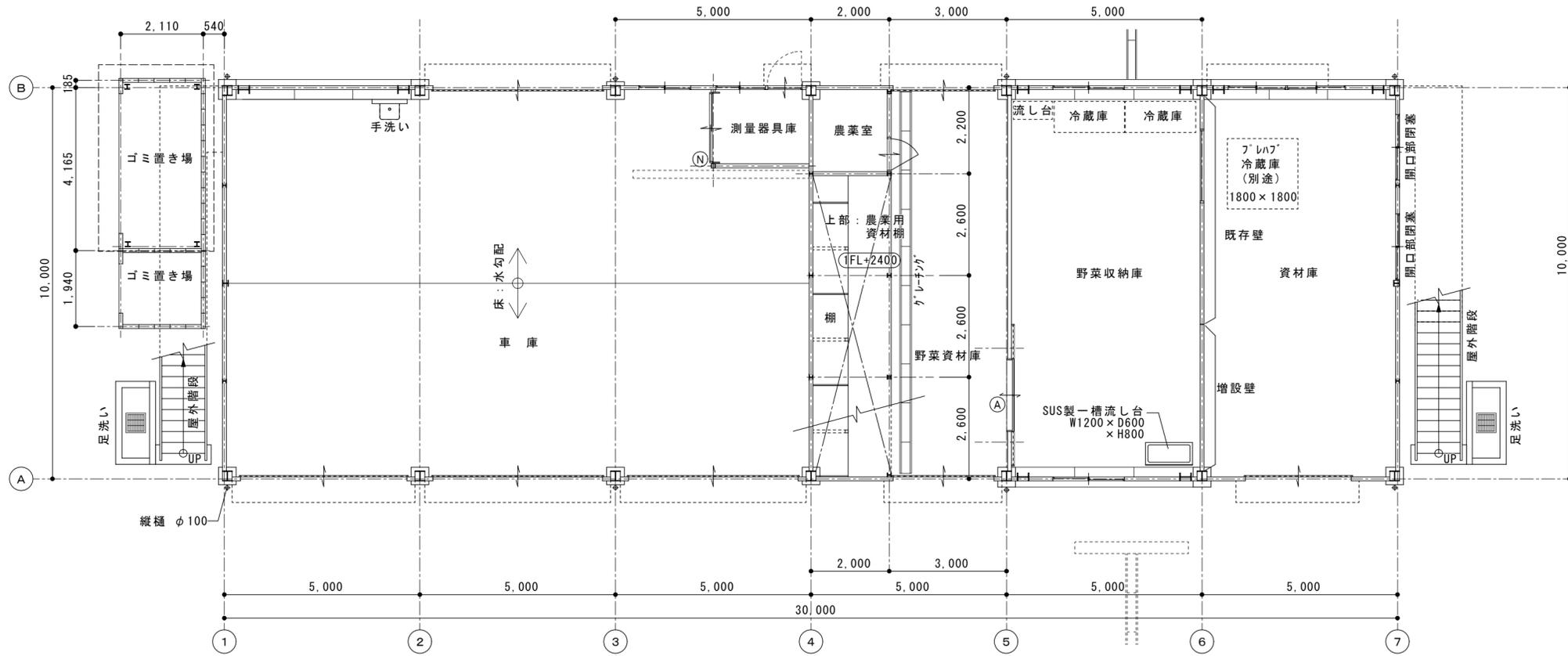
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-12
	図名	部分配置図	縮尺	A3 1/423 A2 1/300	作図年月 2020. 8

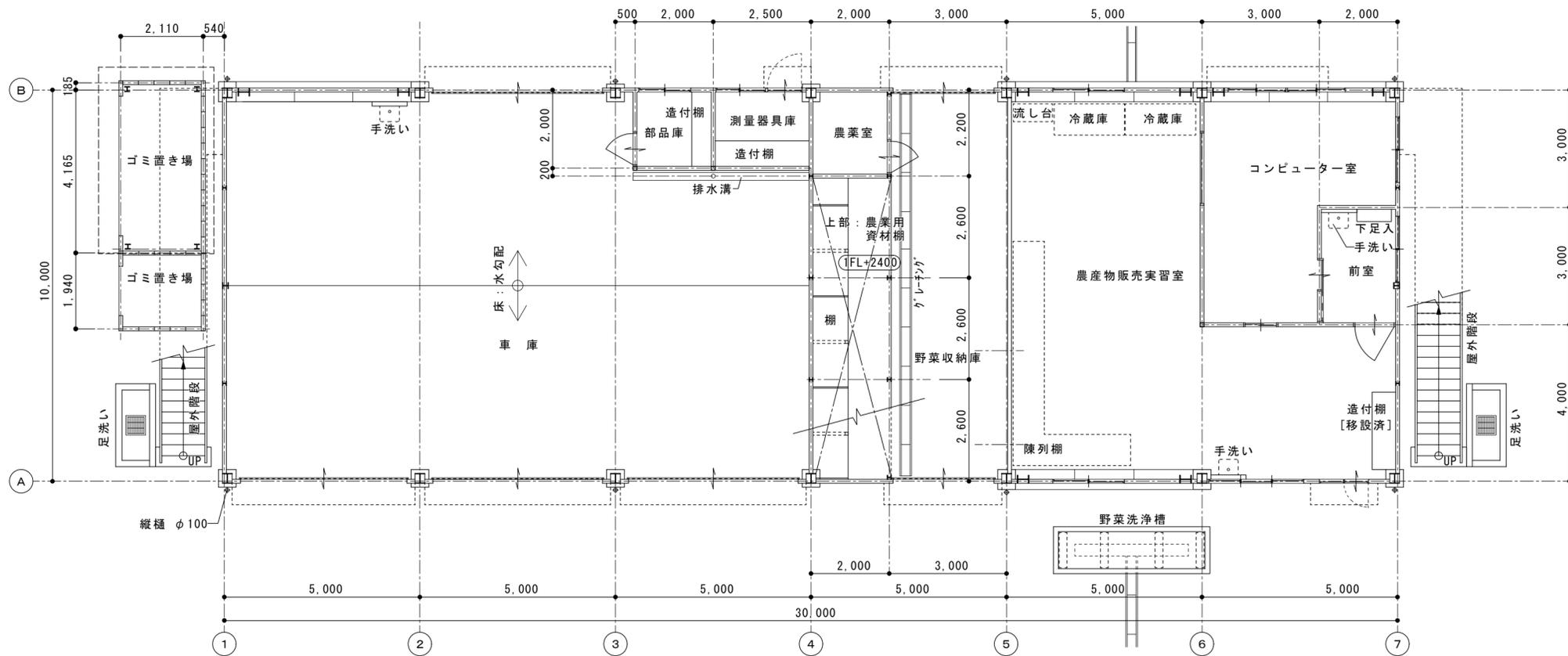

株式会社上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



1階平面図 S=1/100

サイン設置位置凡例

区分	材質	寸法	厚さ	室名・館名
Ⓐ	亚克力板	255×82	5.0mm	野菜収納庫
Ⓑ	"	"	"	更衣室-1
Ⓒ	"	"	"	更衣室-2
Ⓓ	"	"	"	更衣室-3
Ⓔ	"	"	"	更衣室-4
Ⓕ	"	"	"	更衣室-5
Ⓖ	"	"	"	更衣室-6
Ⓗ	"	"	"	更衣室-7
Ⓘ	"	"	"	更衣室-8
Ⓙ	"	"	"	更衣室-9
Ⓚ	"	"	"	更衣室-10
Ⓛ	"	"	"	更衣室-11
Ⓜ	"	"	"	更衣室-12
Ⓝ	亚克力板	275×80	5.0mm	測量器具庫
Ⓞ	7×3複合板	1800×300	3.0mm	野菜実習棟



1階平面図 S=1/100

改修後

改修前

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 1階平面図 (改修前・改修後)

縮尺

A3	1/141
A2	1/100

図面番号

B-13

作図年月

2020. 8

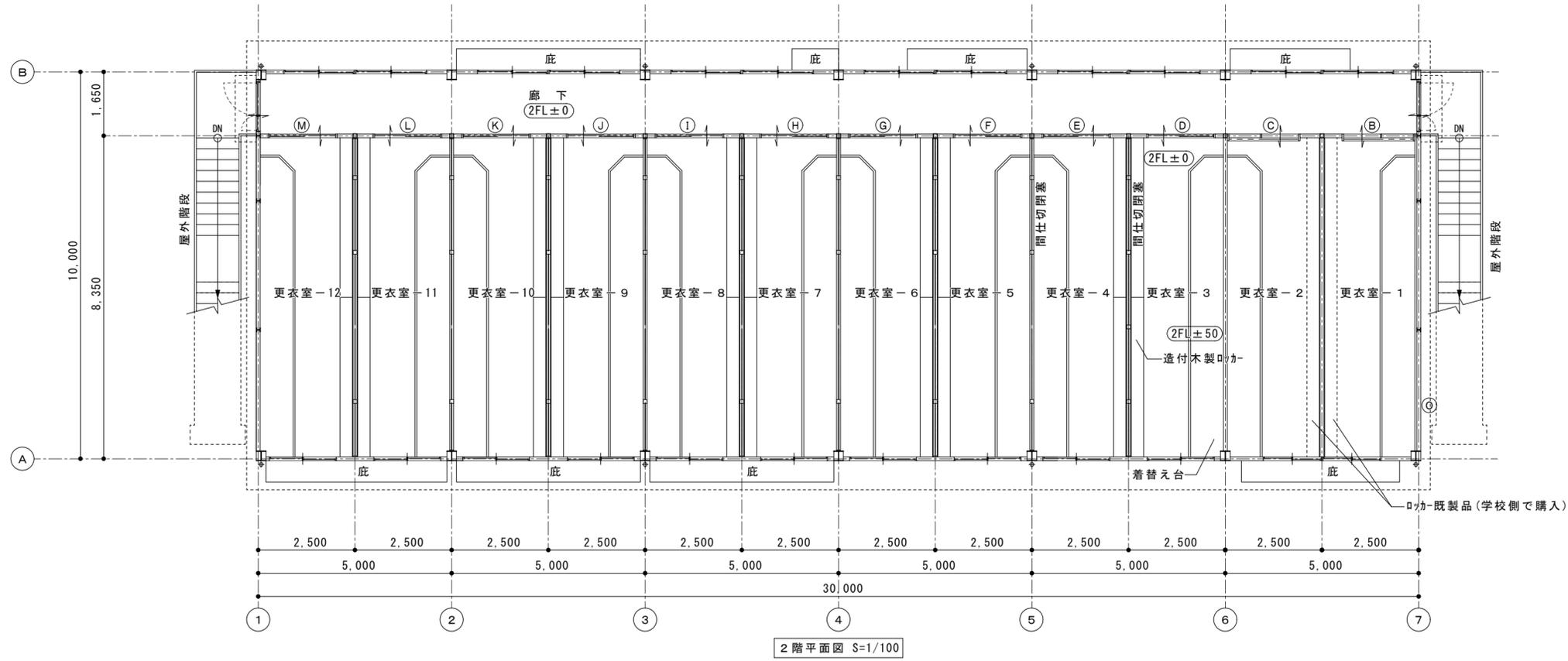


株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7

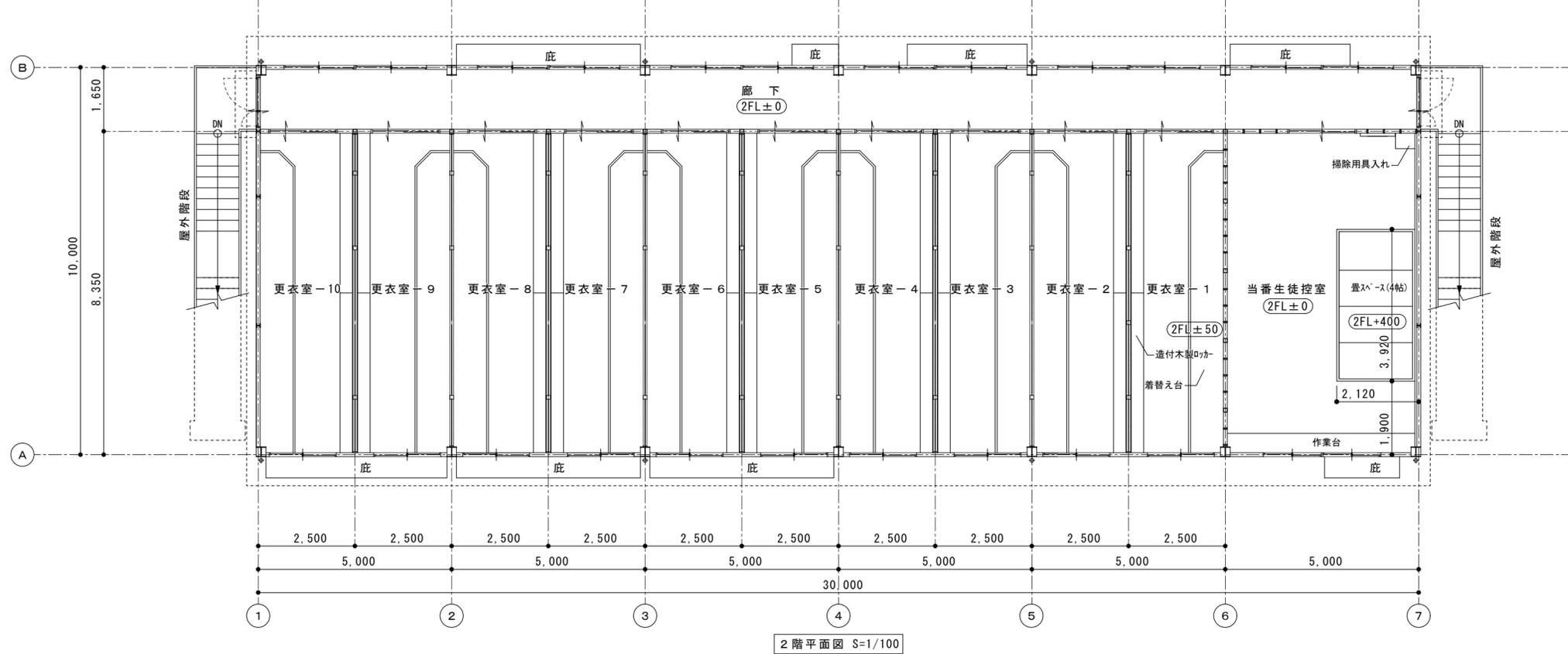
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



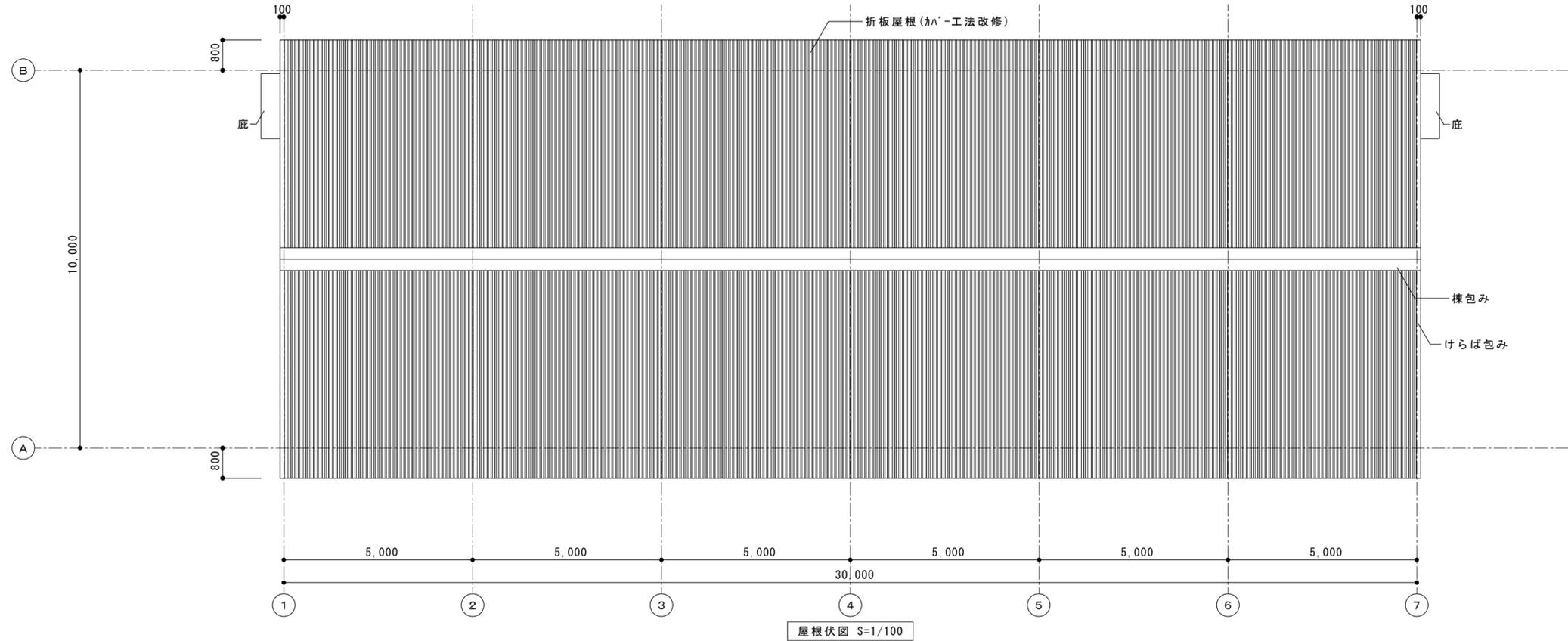
サイン設置位置凡例

区分	材質	寸法	厚さ	室名・館名
(A) 室名札(平付型)	アクリル板	255×82	5.0mm	野菜収納庫
(B) "	"	"	"	更衣室-1
(C) "	"	"	"	更衣室-2
(D) "	"	"	"	更衣室-3
(E) "	"	"	"	更衣室-4
(F) "	"	"	"	更衣室-5
(G) "	"	"	"	更衣室-6
(H) "	"	"	"	更衣室-7
(I) "	"	"	"	更衣室-8
(J) "	"	"	"	更衣室-9
(K) "	"	"	"	更衣室-10
(L) "	"	"	"	更衣室-11
(M) "	"	"	"	更衣室-12
(N) 室名札(突出型)	アクリル板	275×80	5.0mm	測量器具庫
(O) 外部館名サイン	7mm複合板	1800×300	3.0mm	野菜実習棟

改修後
↑
↓
改修前

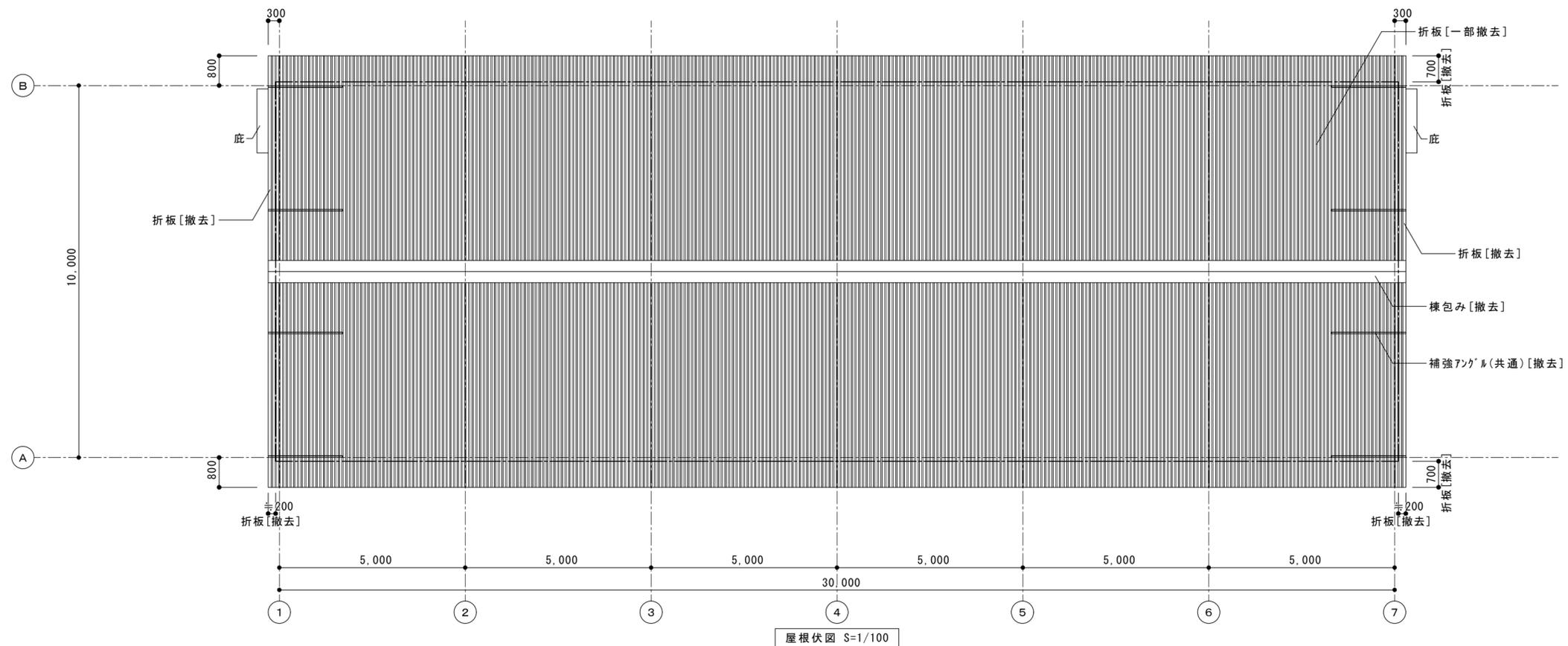


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-14
	図名	2階平面図(改修前・改修後)	作図年月	2020.8
	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



改修後

改修前

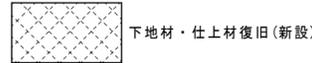
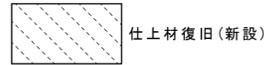


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-15	
	図名	屋根伏図(改修前・改修後)		作図年月	2020.8	
		縮尺	A3 1/141 A2 1/100	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		



1 2 3 4 5 6 7

南立面図 1/100



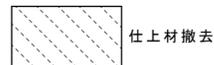
改修後

改修前



1 2 3 4 5 6 7

南立面図 1/100



外部仕上表		
イ	カー鉄板 t=0.6 折板葺き【一部撤去】	カー-工法 ガルハ'リウム鋼板 t=0.6 折板葺き
ロ	金属系サイディング張り	金属系サイディング張り【既存】+DP塗り
ハ	モルタル刷毛引き+アクリリシ吹付	モルタル刷毛引き【既存】+外装薄塗材E シーリング材打替え 誘発目地、打継目地20×10
ニ	ラス下地+モルタル刷毛引き+アクリリシ吹付	ラス下地【既存】+モルタル刷毛引き【既存】+外装薄塗材E
ホ	モルタル磨き	モルタル磨き【既存】
ヘ	縦樋:VU 100φ, 支持金物:SUS製	縦樋:VU 100φ【既存, 上部新設】+DP塗り, 支持金物:SUS製【既存】
ト	天井換気ハイク 75φ (防虫網付)	天井換気ハイク 75φ (防虫網付)【既存】+DP塗り
チ	庇:カー鉄板葺き t=0.6	庇:カー鉄板葺き t=0.6【既存】+DP塗り
リ	鉄骨階段鉄部+DP塗り	鉄骨階段鉄部【既存】+DP塗替え
エ	軒樋:フラスチック製 170×150×120	軒樋:フラスチック製 170×150×120【既存】+DP塗り
ル	館名サイン【撤去】	館名サイン【復旧】
ヲ	モルタル刷毛引き+アクリリシ吹付【撤去】	モルタル刷毛引き+外装薄塗材E【復旧】
ワ	モルタル磨き【撤去】	モルタル磨き【復旧】
カ	金属系サイディング張り【撤去】	金属系サイディング張り+DP塗り【復旧】
コ	庇:カー鉄板葺き t=0.4【撤去】	庇:ガルハ'リウム鋼板 t=0.4+DP塗り【復旧】
ク	縦樋:VU 100φ, 支持金物:SUS製【撤去】	縦樋:VU 100φ【復旧】+DP塗り, 支持金物:SUS製【復旧】
ケ	換気フード【既存】	換気フード【既存】

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 立面図-1 外部仕上表 (改修前・改修後)

縮尺

A3	1/141
A2	1/100

図面番号

B-16

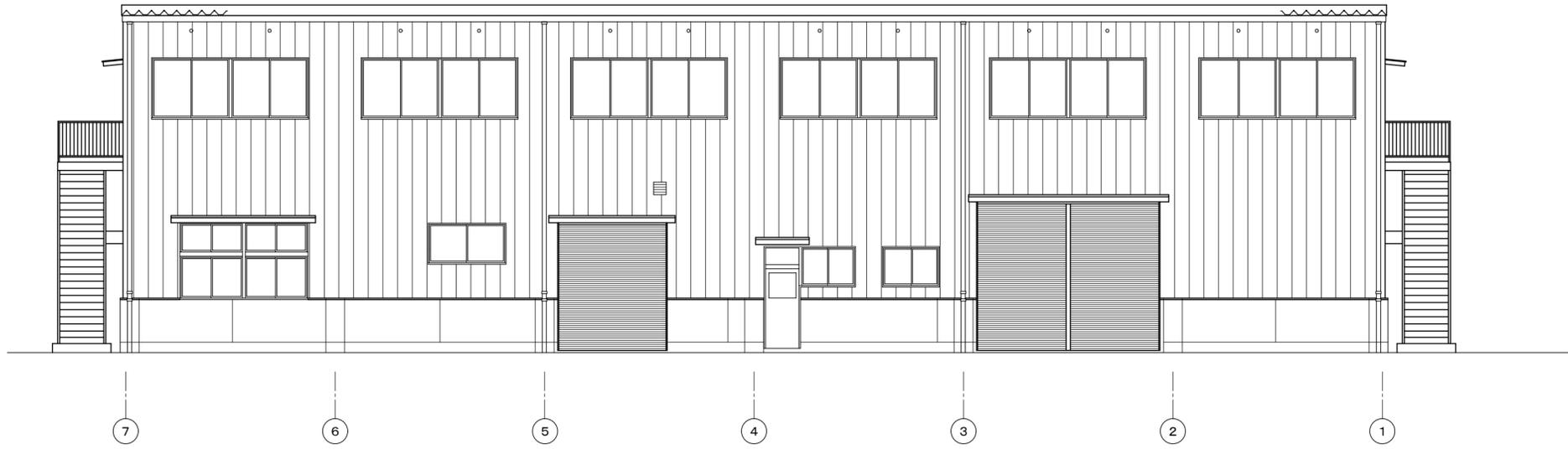
作図年月

2020.8



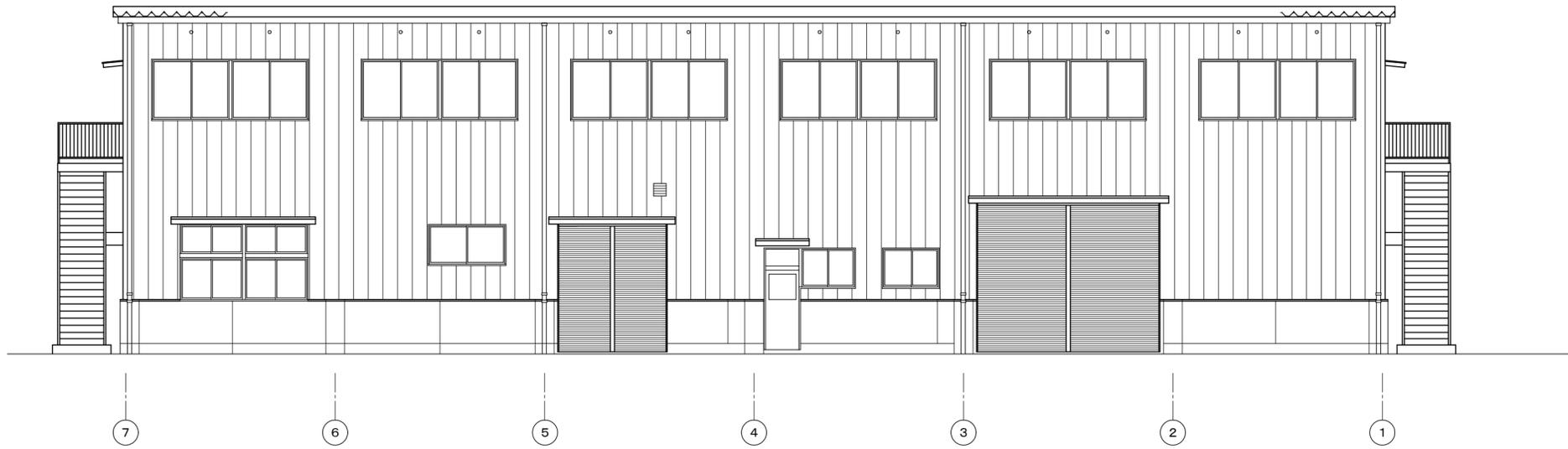
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



北 立面図 1/100

改修後
↑
↓
改修前



北 立面図 1/100

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 立面図-2 外部仕上表 (改修前・改修後)

縮尺

A3	1/141
A2	1/100

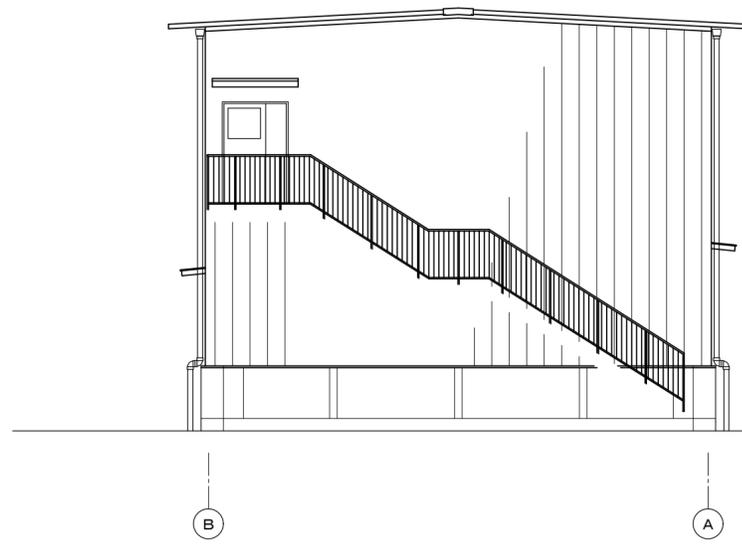
図面番号
B-17

作図年月
2020.8

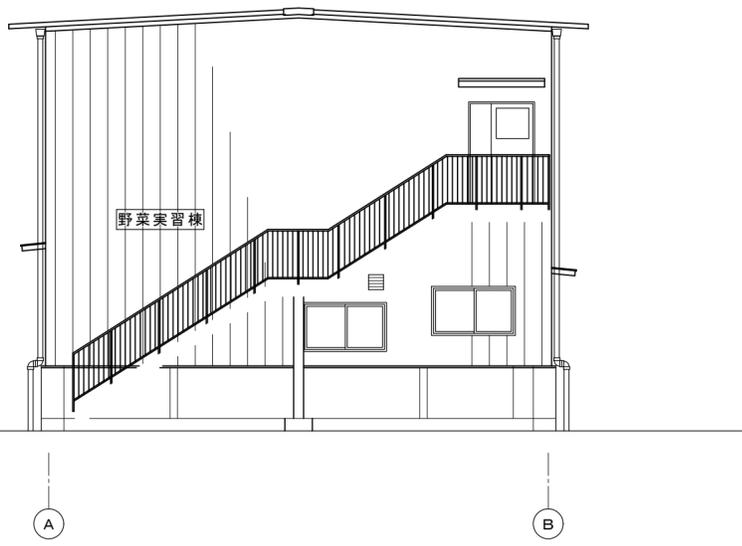


株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

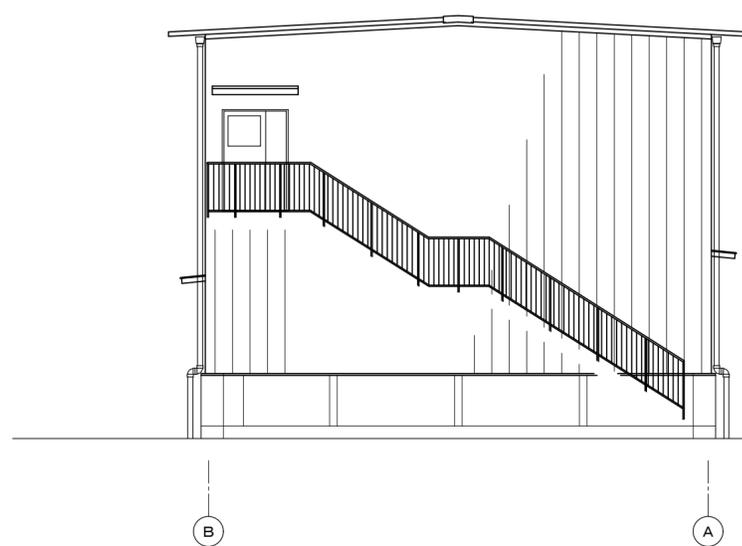


西 立面図 1 / 100

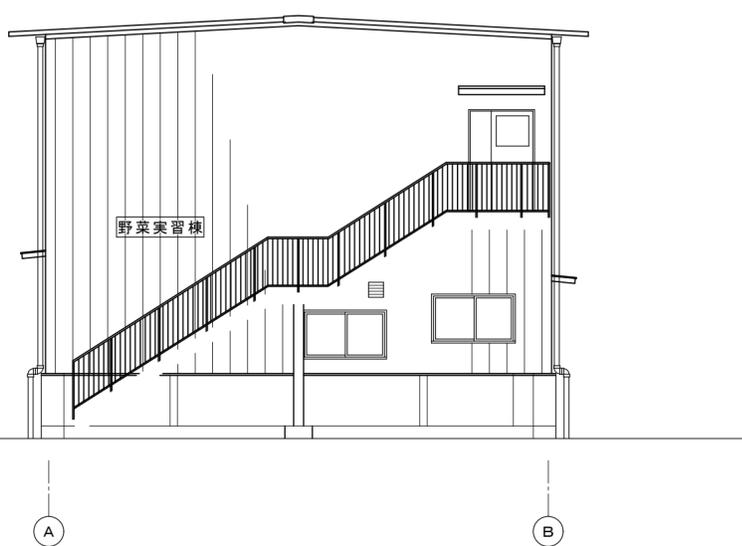


東 立面図 1 / 100

改修後
↑
↓
改修前



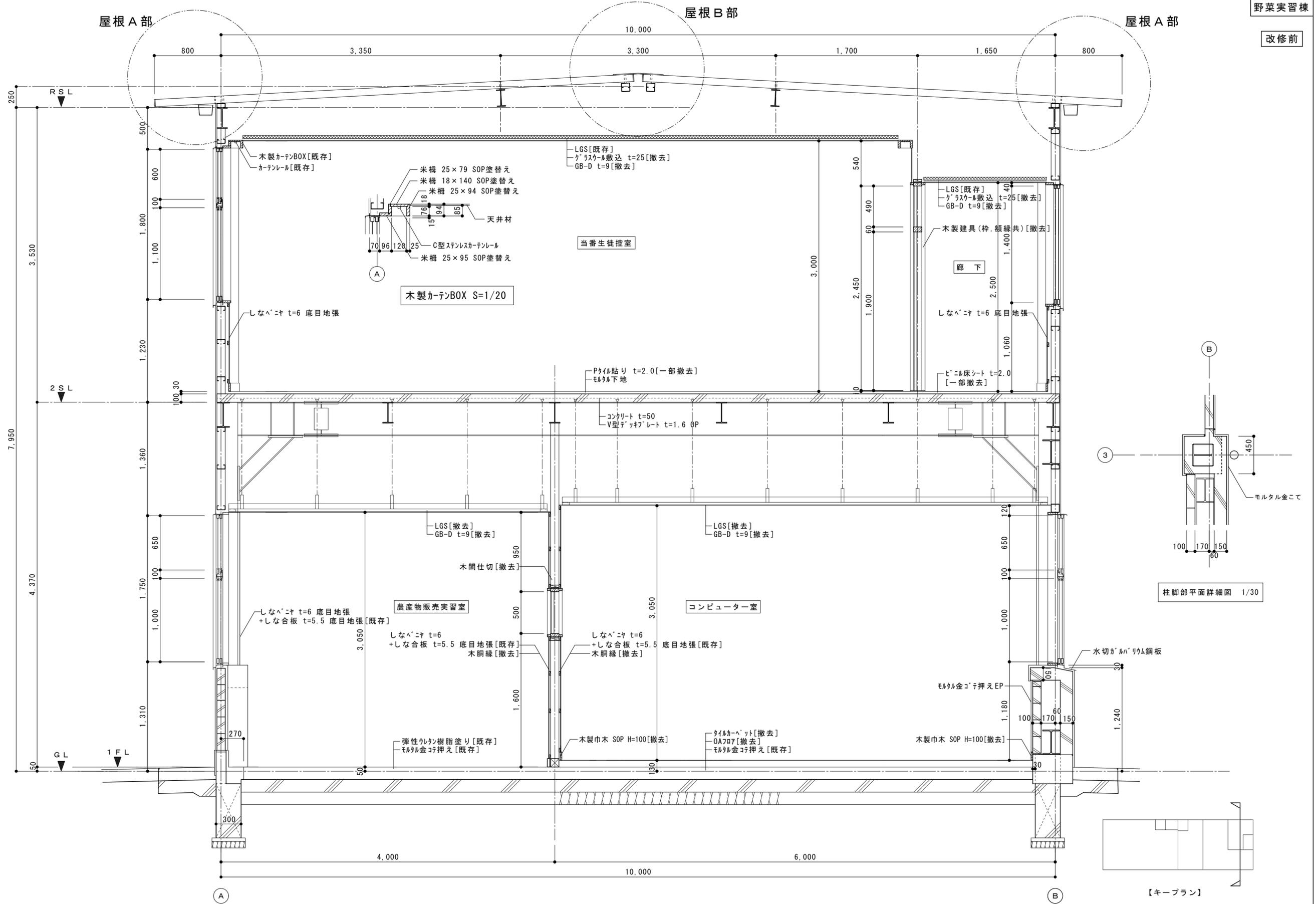
西 立面図 1 / 100



東 立面図 1 / 100

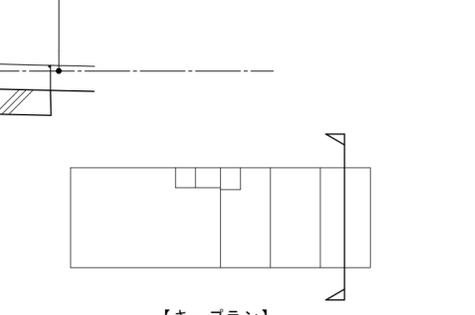
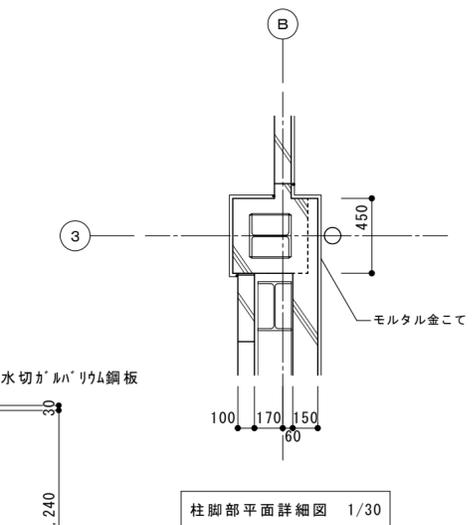
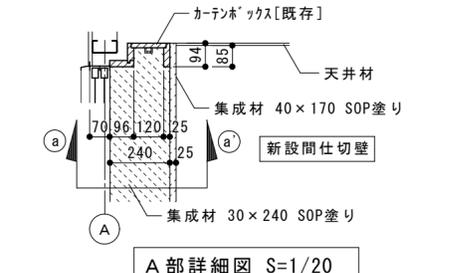
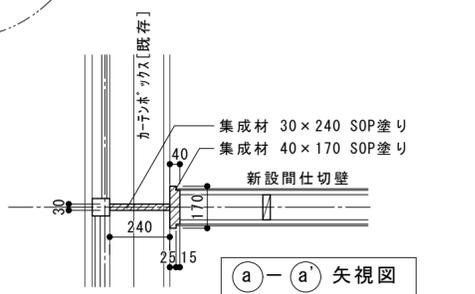
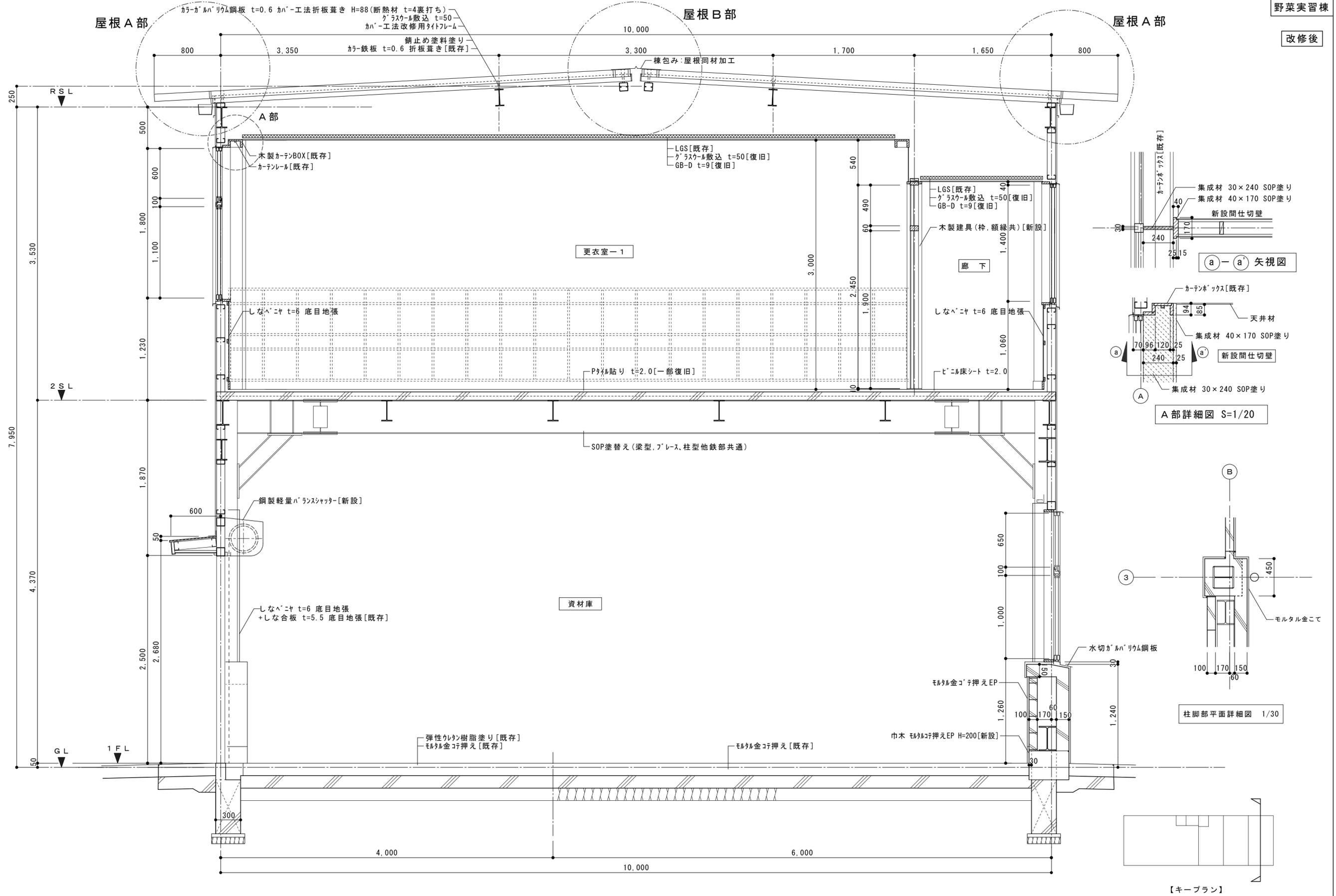
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-18
	図名	立面図-3 外部仕上表 (改修前・改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-19
	図名	矩計図 (改修前)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020. 8

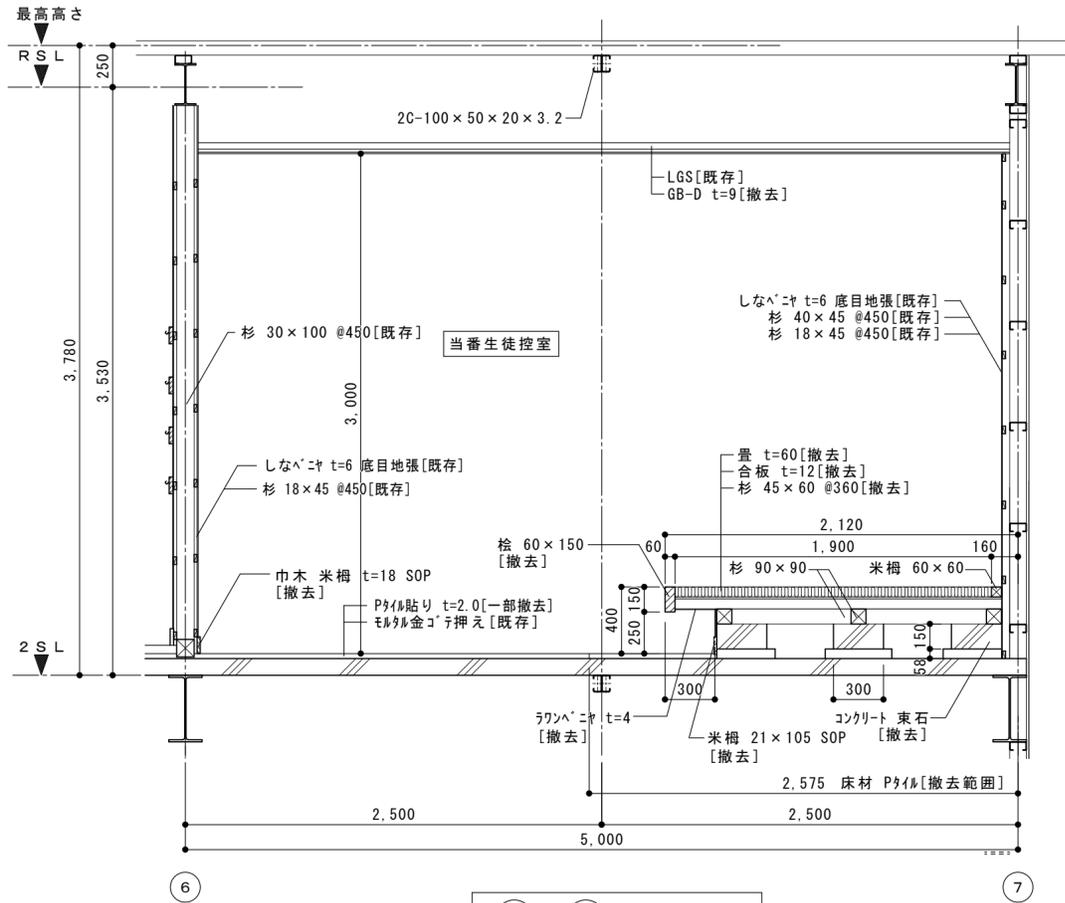
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-20
	図名	矩計図 (改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020. 8


株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

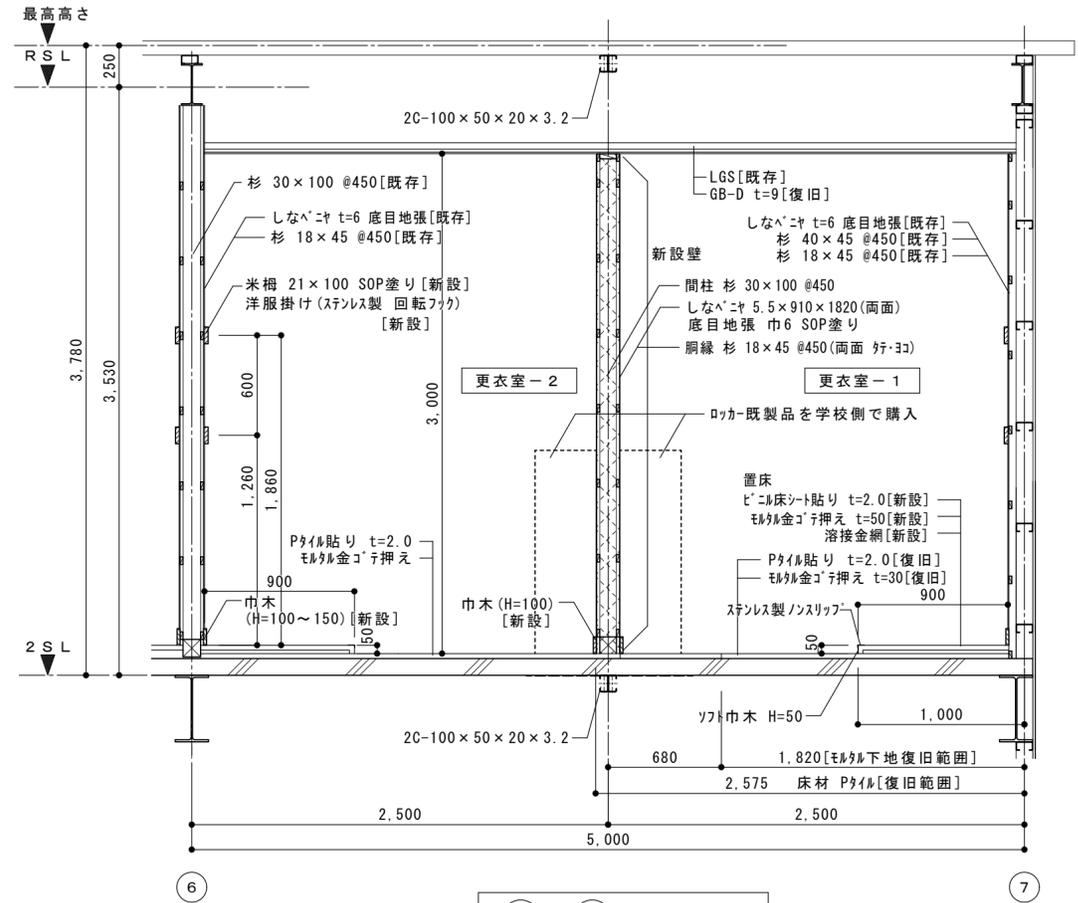
改修前 ← → 改修後



ア-ア' 断面詳細図



【キープラン】

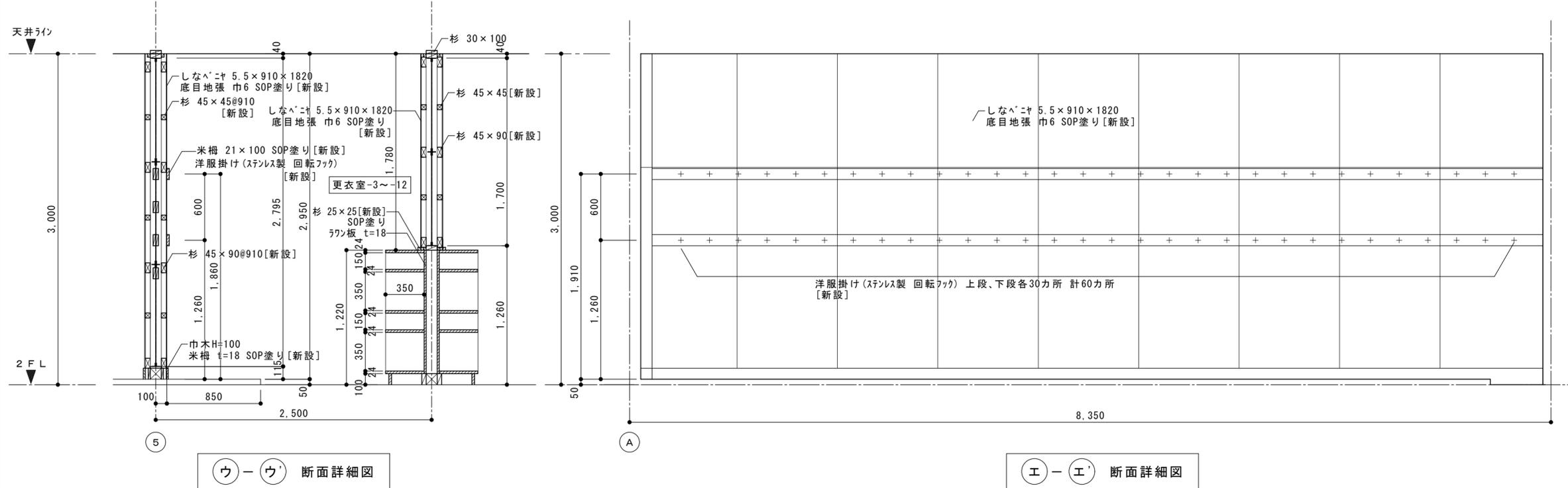


イ-イ' 断面詳細図

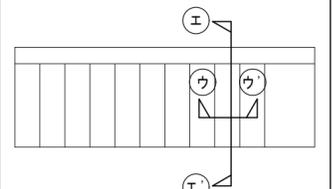
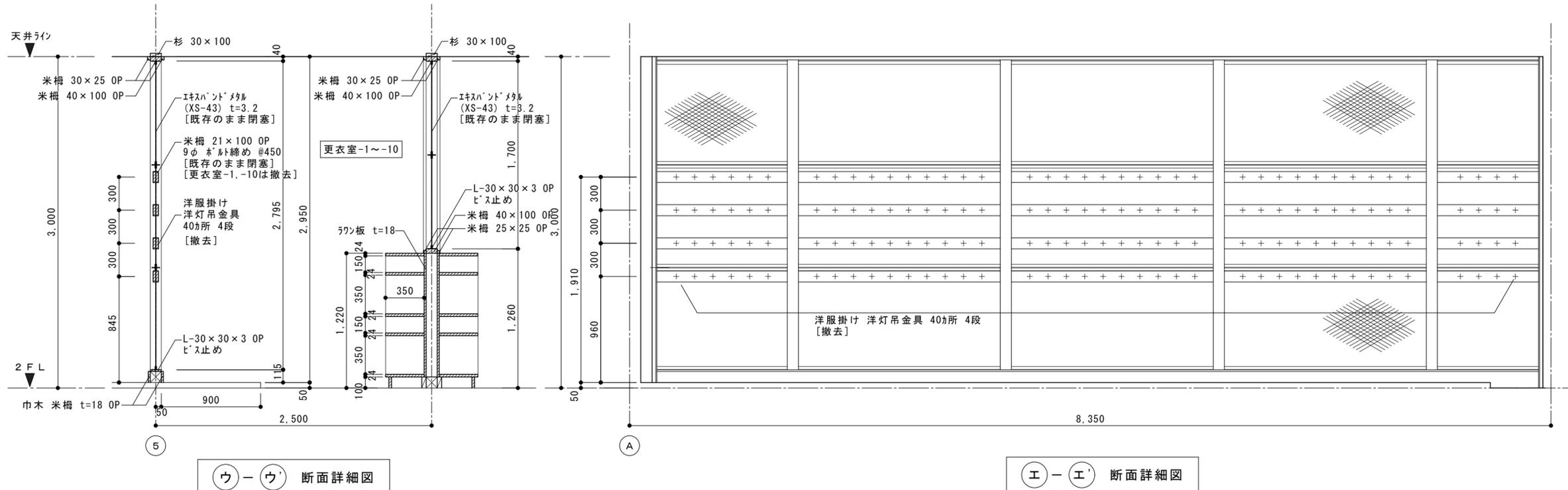


【キープラン】

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-21
	図名	ア-ア' イ-イ' 断面詳細図 (改修前・改修後)		縮尺	A3 1/21 A2 1/30
				作図年月	2020. 8
				株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

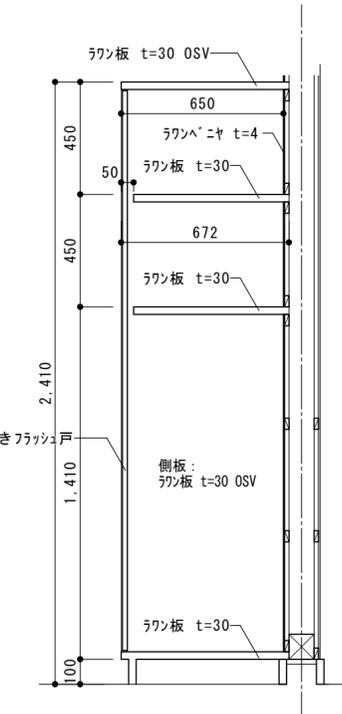
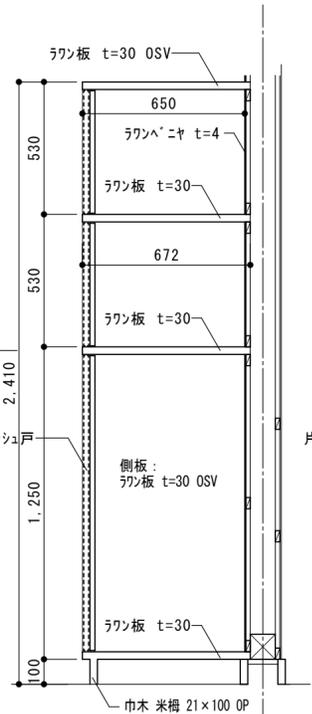
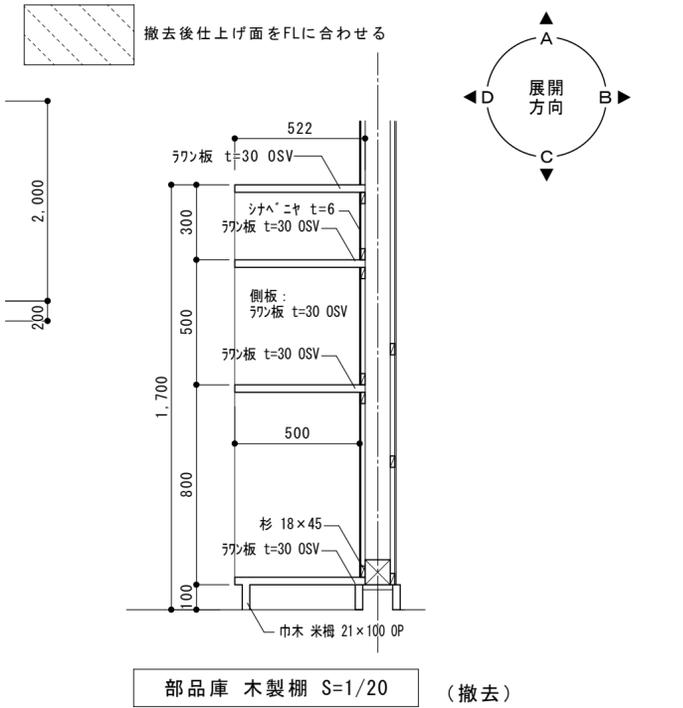
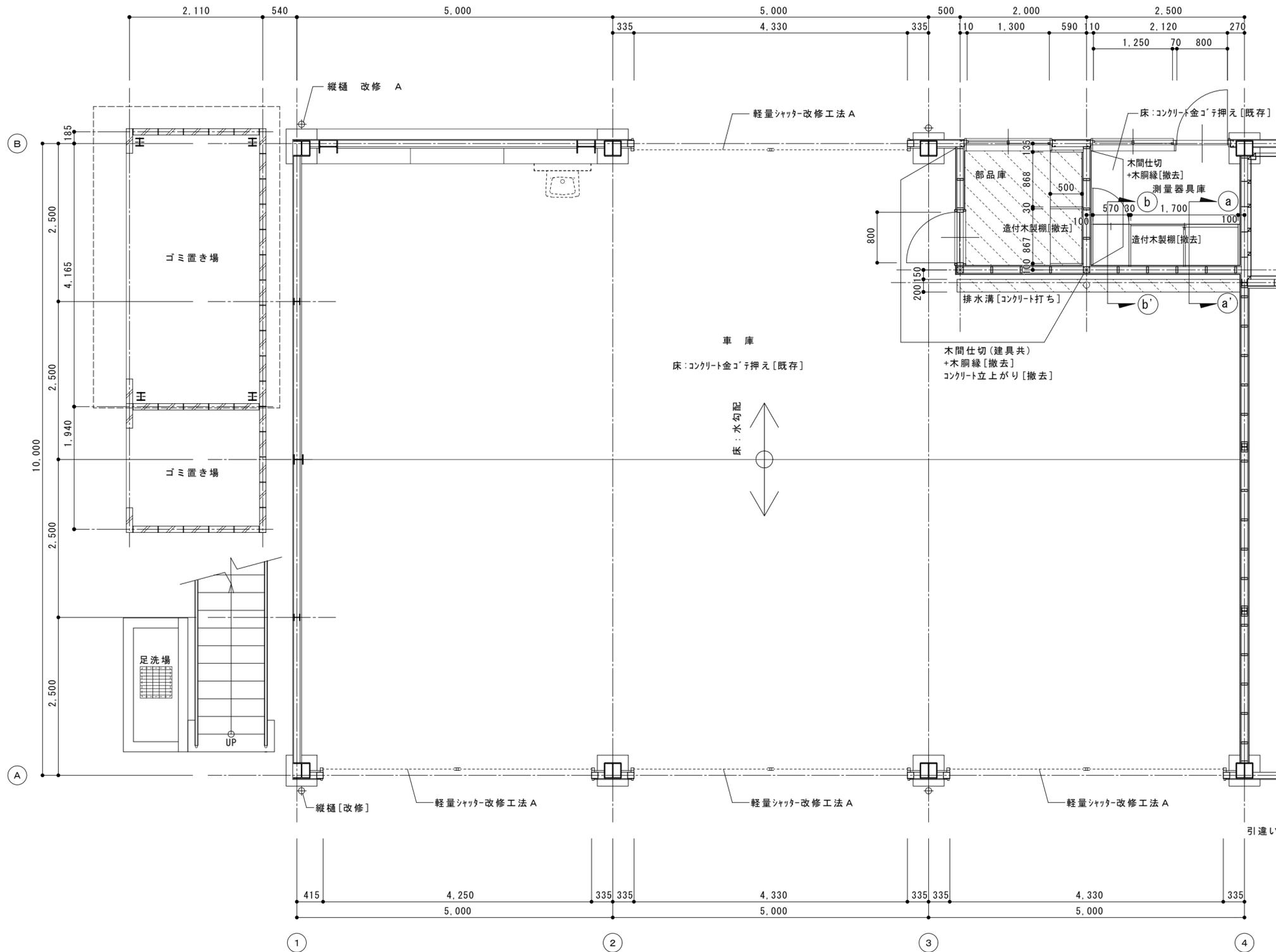


改修後
↑
↓
改修前



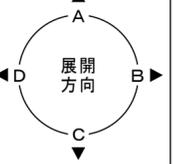
【キープラン】

徳島県県土整備部宮繕課	工事名	R2宮繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-22	
	図名	ウ-ウ' エ-エ' 断面詳細図 (改修前・改修後)		作図年月	2020.8	
	縮尺	A3	1/21	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	1/30			

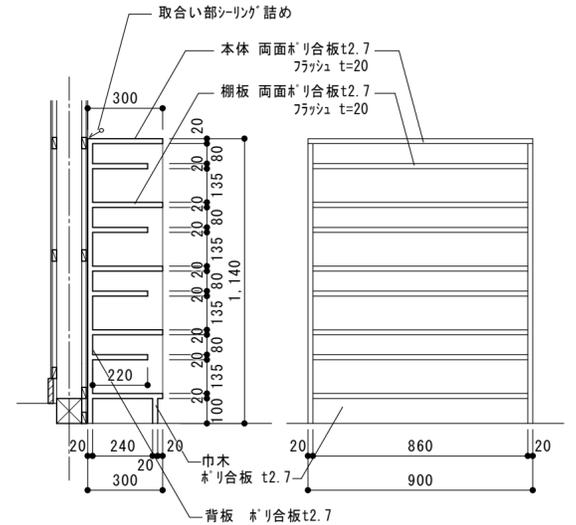
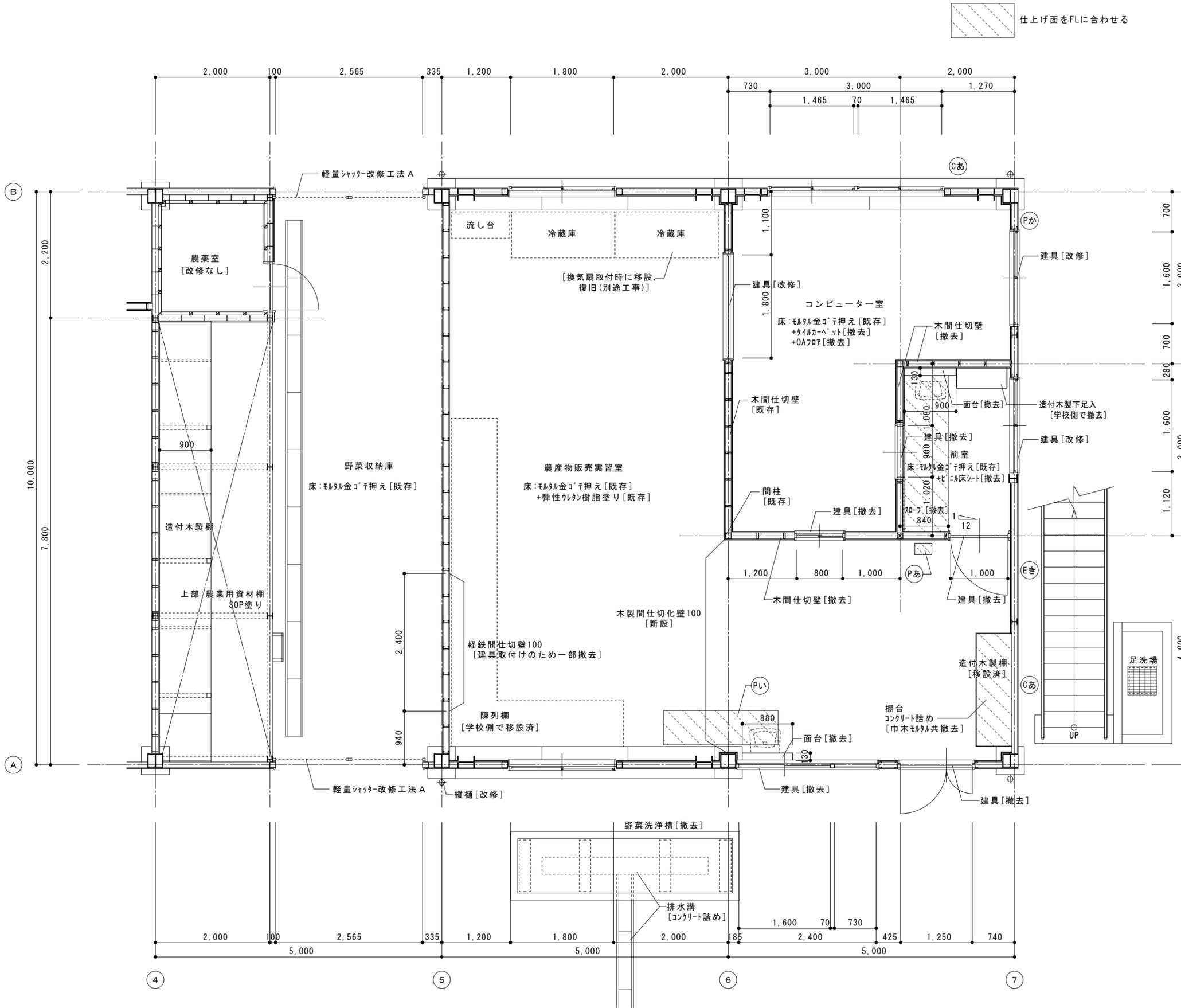


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-23
	図名	1階平面詳細図-1 (改修前)	縮尺	A3 1/70 A2 1/50
			作図年月	2020.8
			管理建築士	第一級建築士 第232263号 上柁 重信
			〒779-4101	tel 0883-62-3955
			徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	fax 0883-62-3966

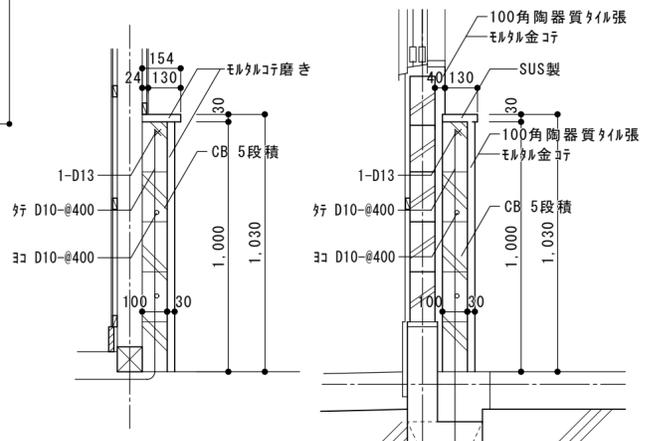
株式会社 上設計
かみ
管理建築士 第一級建築士 第232263号 上柁 重信
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966



設備配管撤去後穴あき部補修 凡例			
記号	寸法等	か所数	仕様
(Eあ)	電気φ50	1	外壁・金属系サイディング張補修
(Eい)	電気φ30	2	〃
(Pあ)	W300×D200×H50	1	支障配管撤去後、既設配管にキックし、床コンクリートはつり後、レベル合わせモルタル補修
(Pい)	W800×D250×H50	1	〃
(Pう)	管φ50+φ100	1	外壁・金属系サイディング張補修
(Cあ)	空調φ100	3	外壁・金属系サイディング張補修

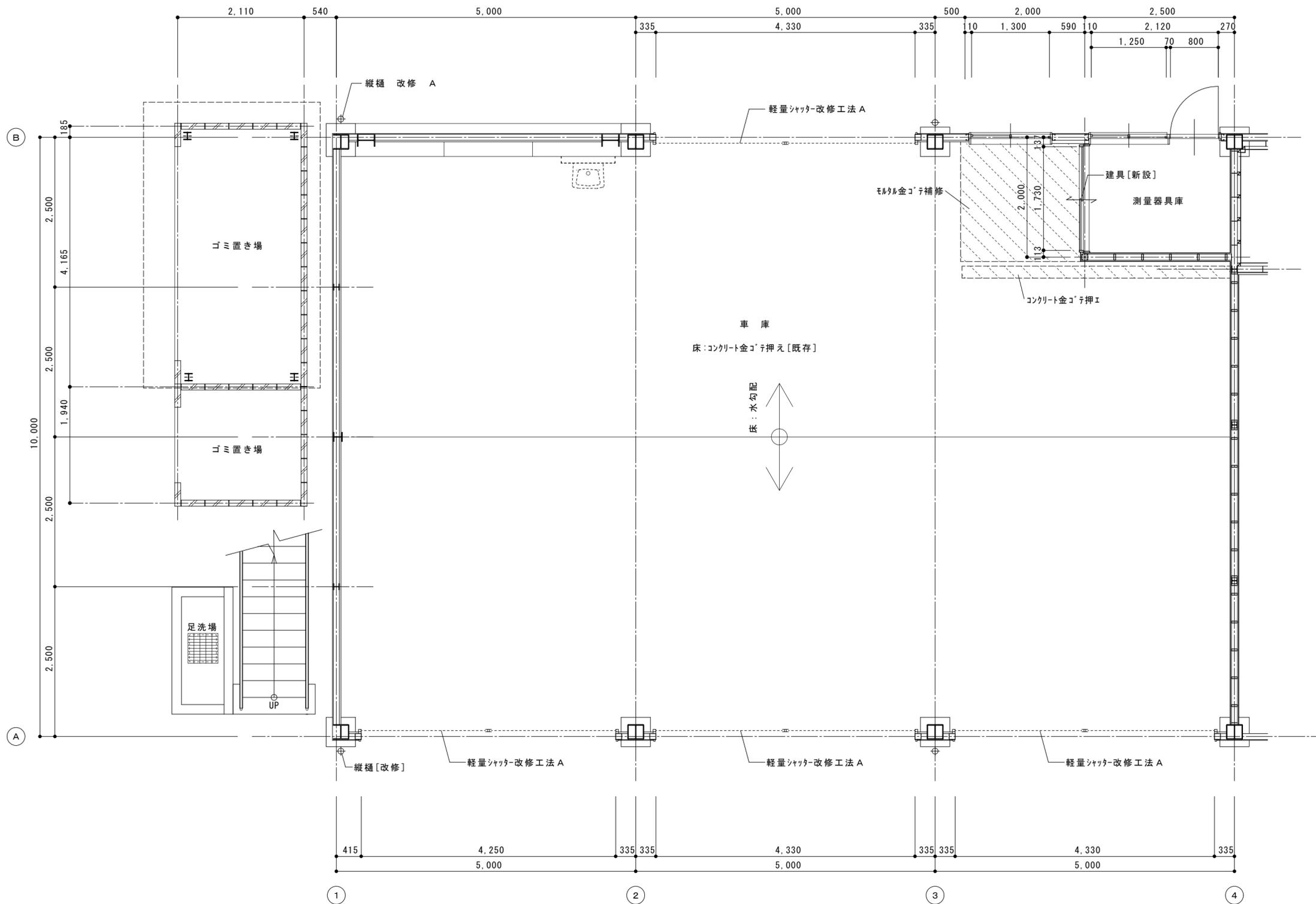
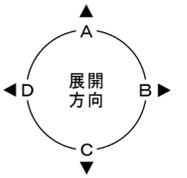


下足入 S=1/20 (撤去)

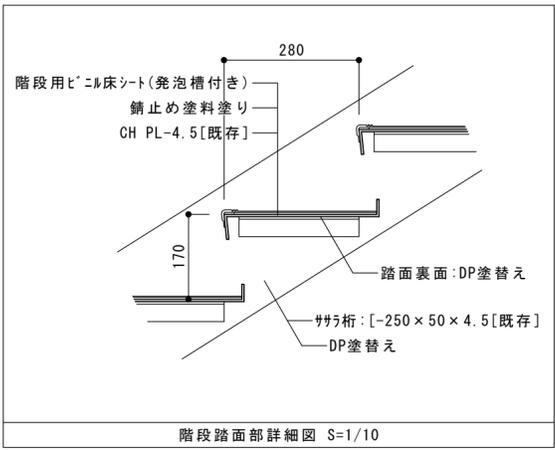
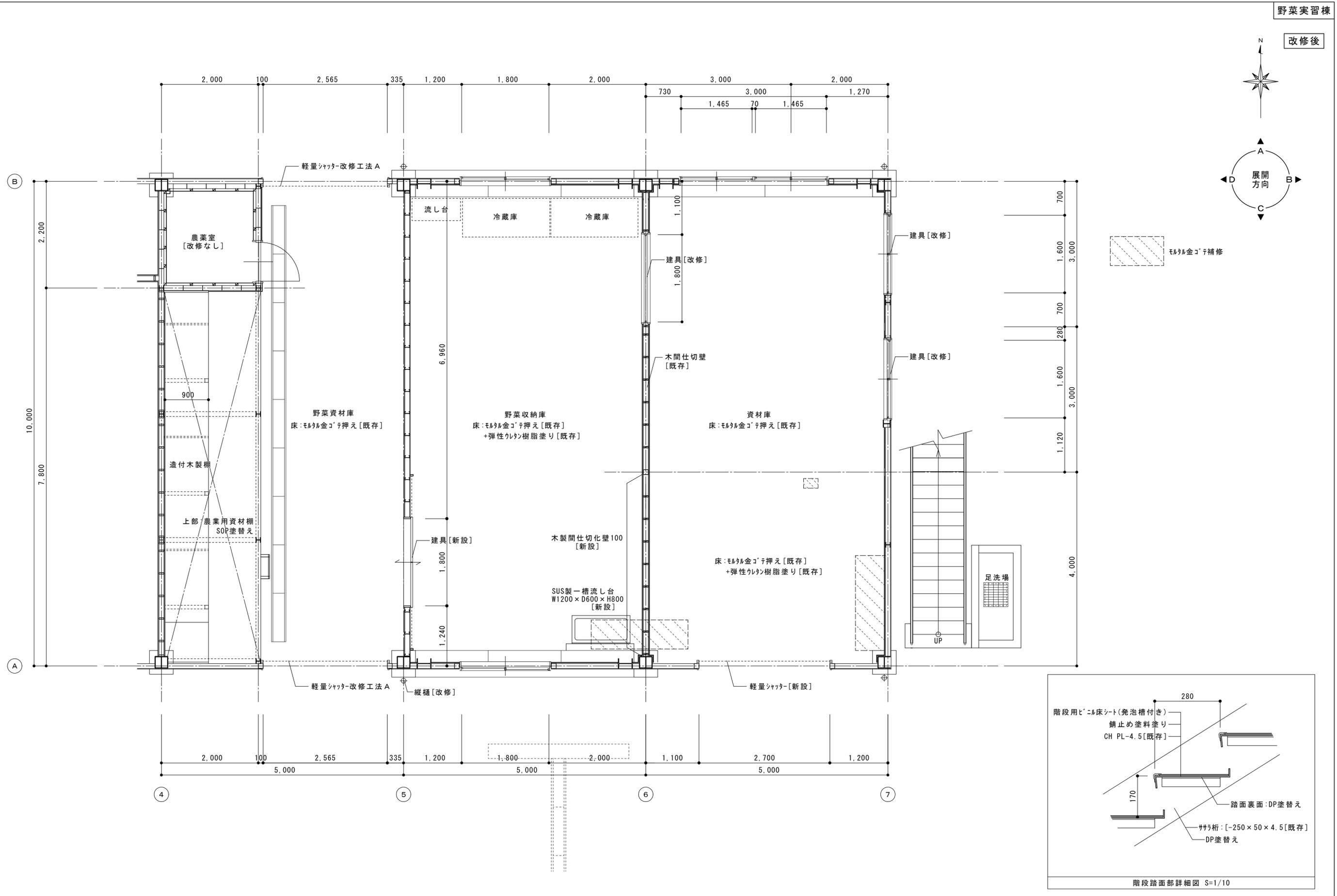


面台(前室) S=1/20 (面台部分撤去)

面台(農産物販売実習室) S=1/20 (面台部分撤去)

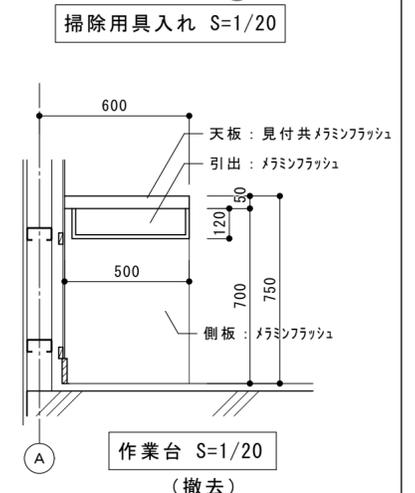
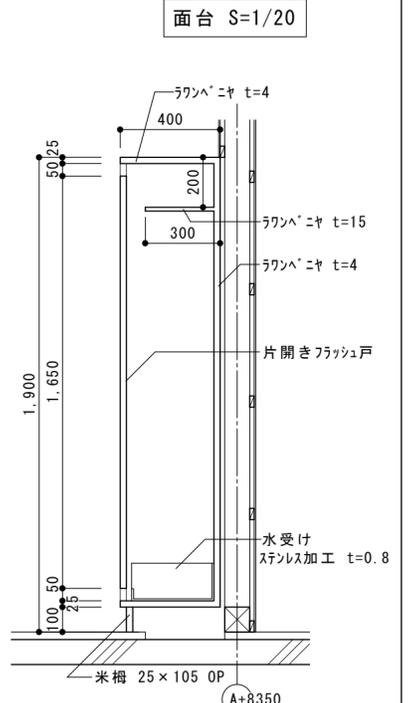
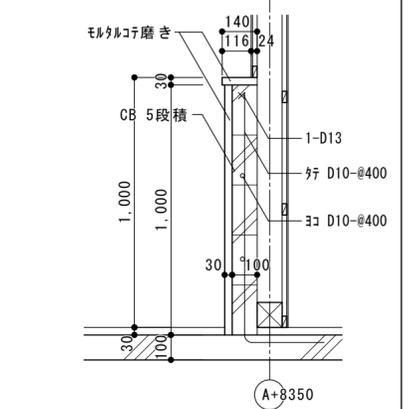
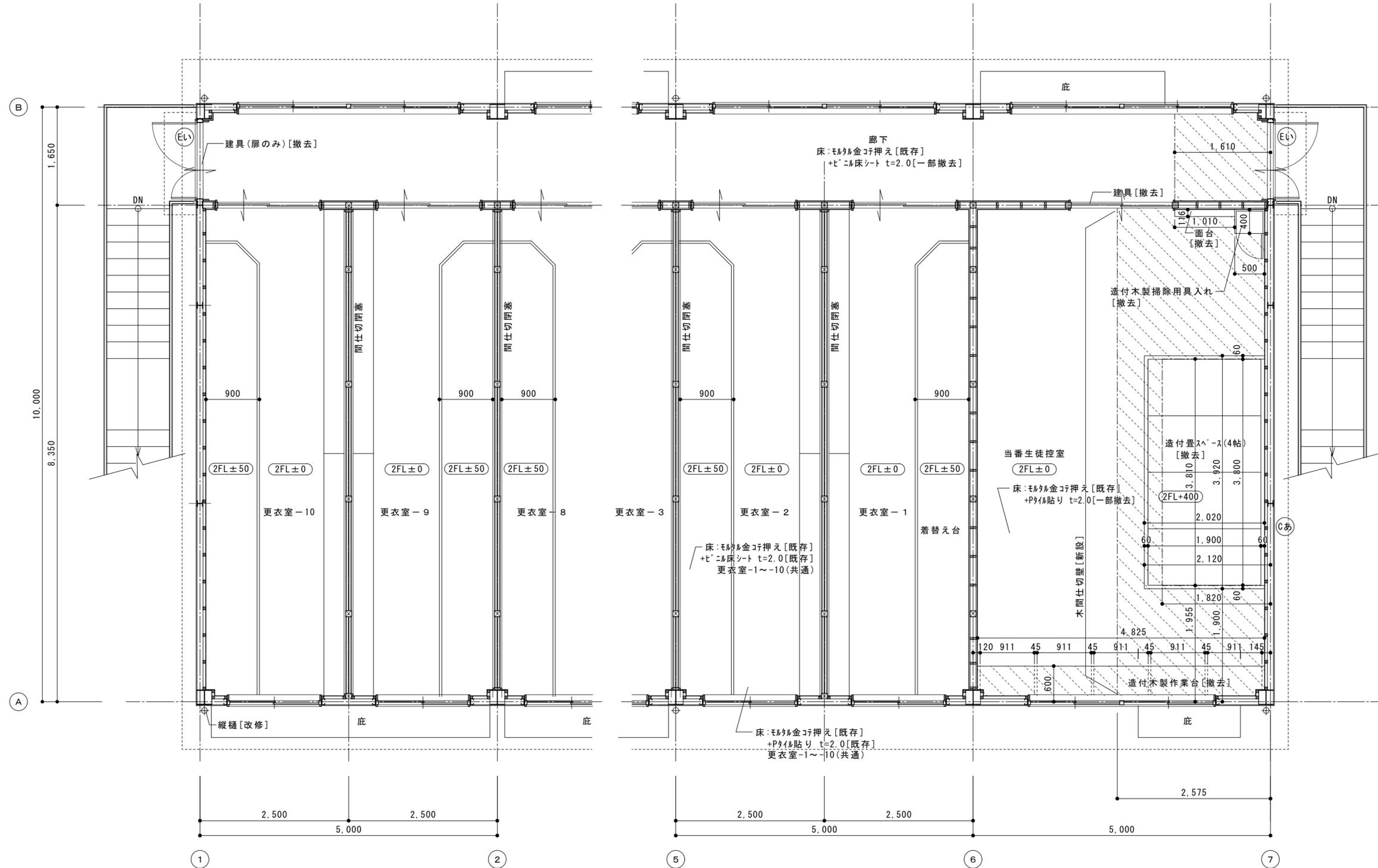
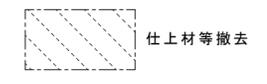
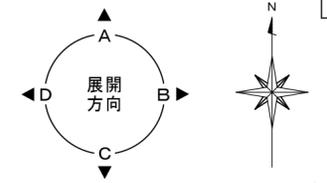


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-25	
	図名	1階平面詳細図-1 (改修後)		作図年月	2020. 8	
	縮尺	A3	1/70	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	1/50			

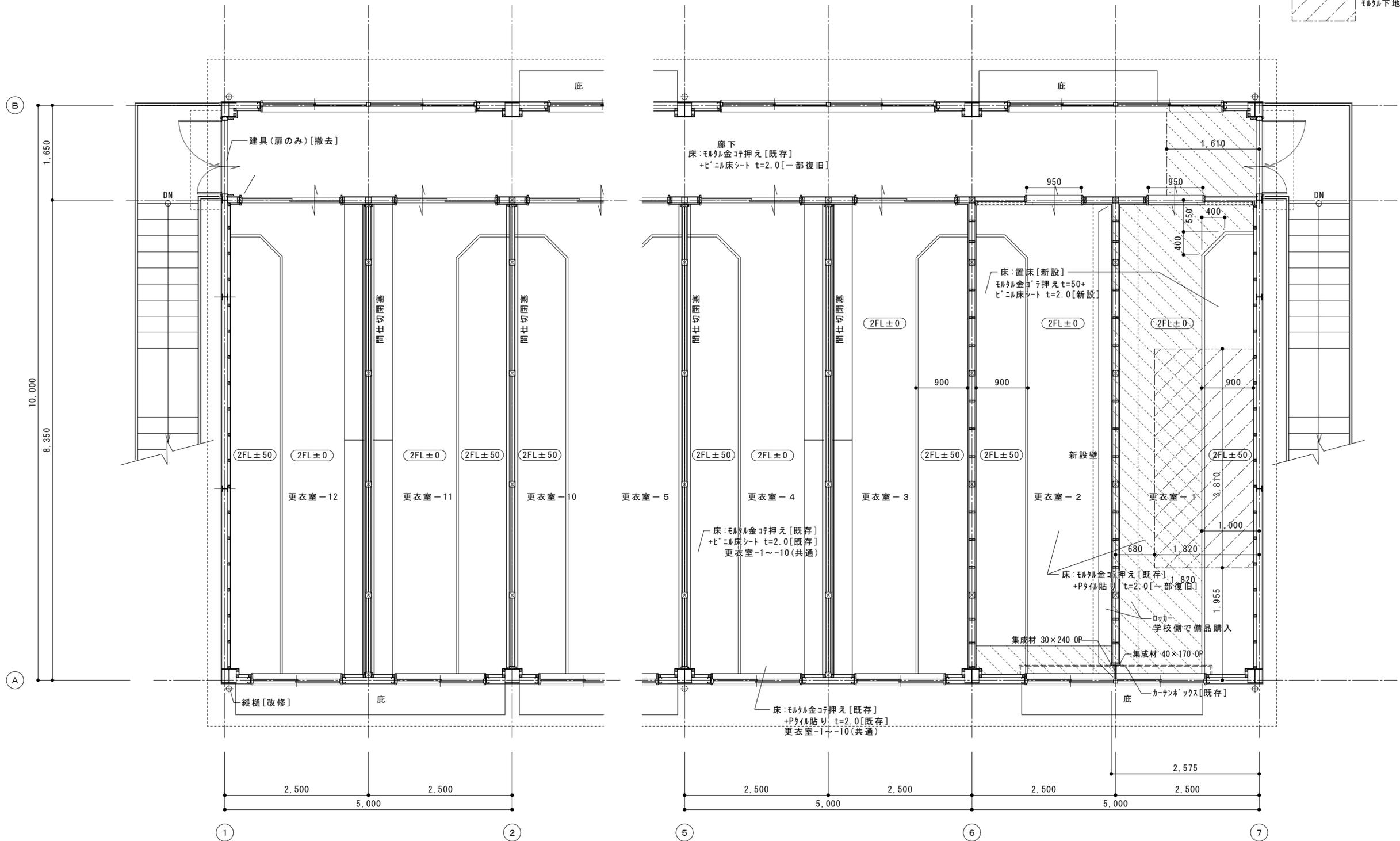
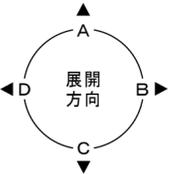
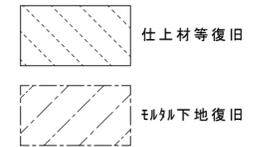


階段踏面部詳細図 S=1/10

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-26	
	図名	1階平面詳細図-2 (改修後)		作図年月	2020. 8	
	縮尺	A3	1/70	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	1/50			



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-27
	図名	2階平面詳細図 (改修前)	作図年月	2020.8
	縮尺	A3 1/70 1/28 A2 1/50 1/20	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 2階平面詳細図(改修後)

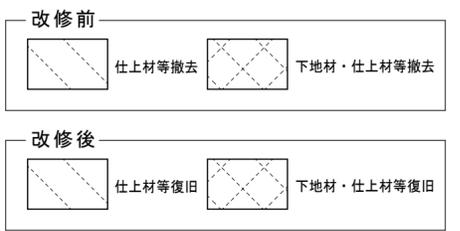
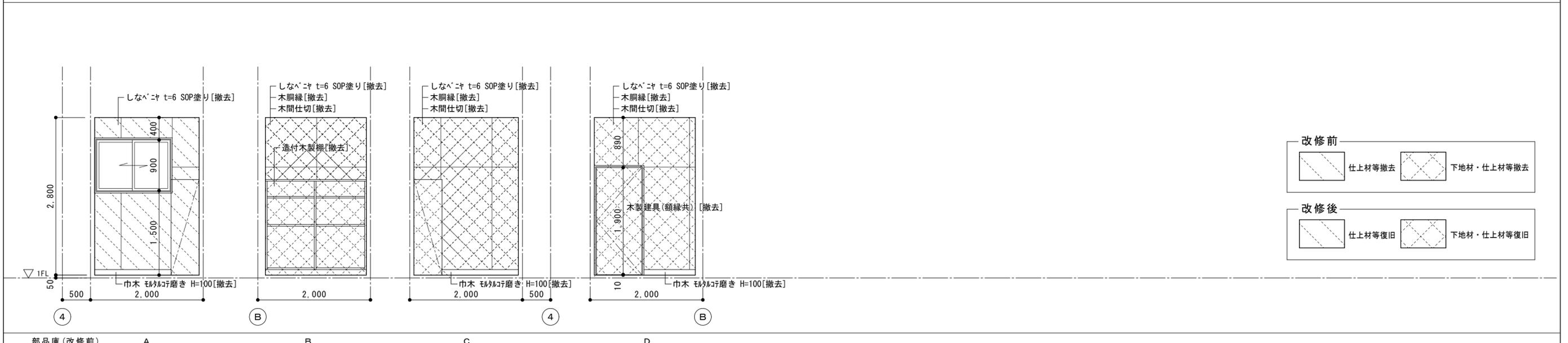
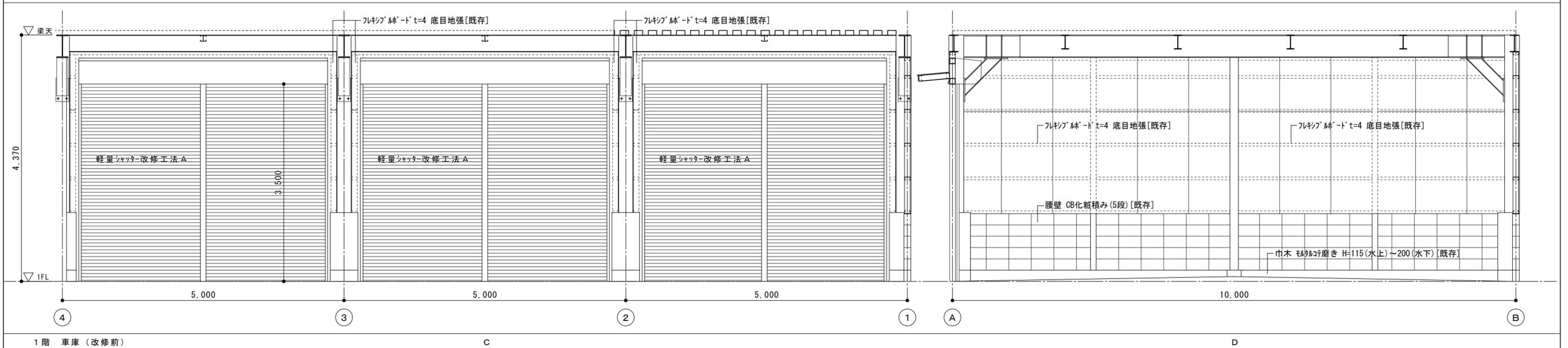
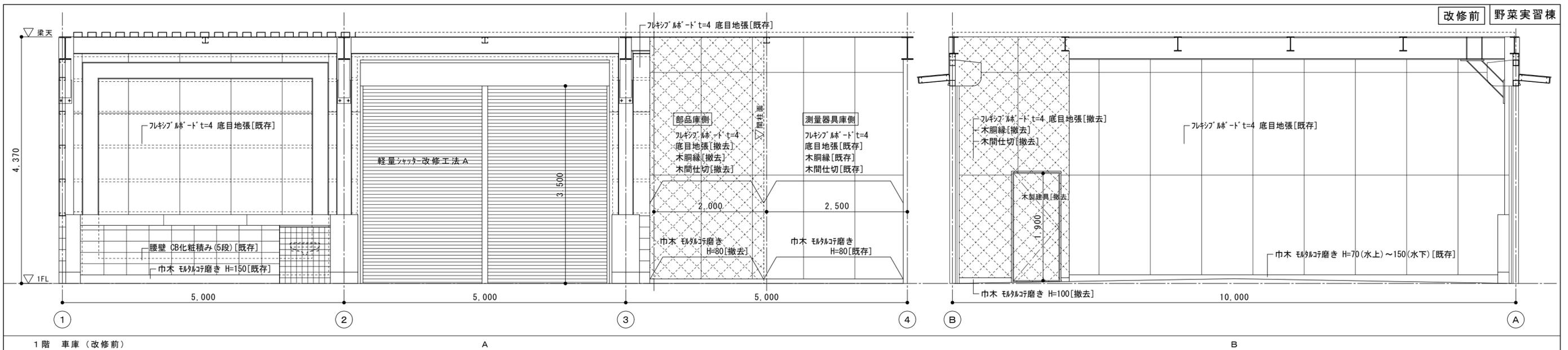
縮尺 A3 1/70
A2 1/50

図面番号 B-28
作図年月 2020.8



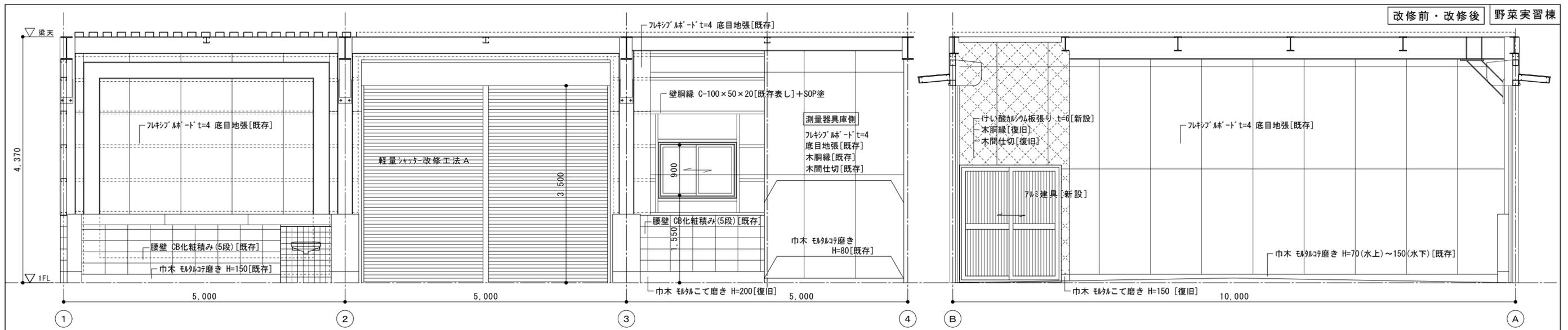
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-29	
	図名	1階展開図-1 (改修前)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月	2020.8

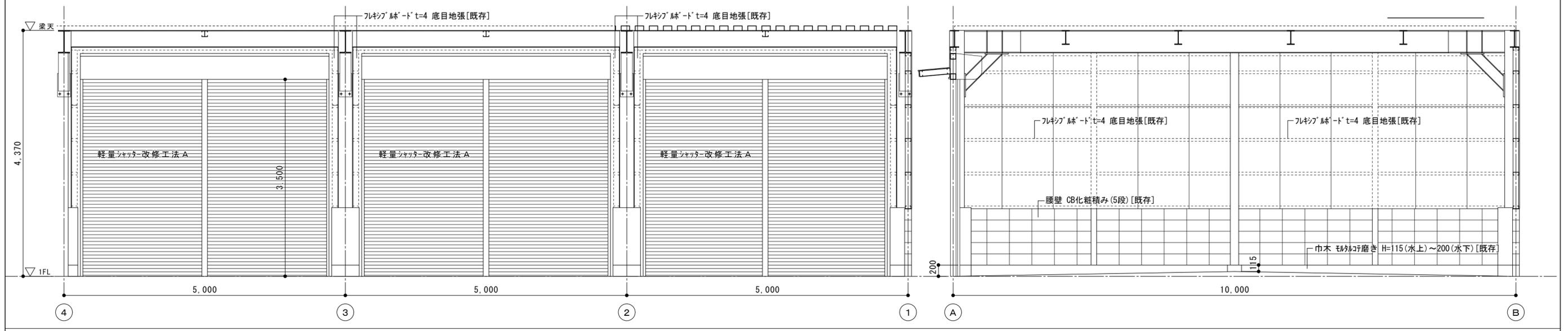
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



1階 車庫 (改修後)

A

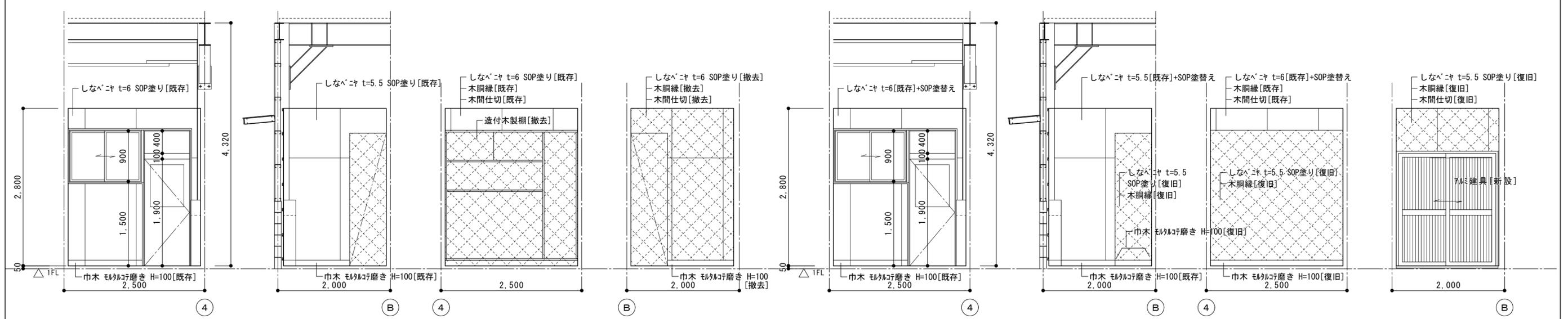
B



1階 車庫 (改修後)

C

D



測量器具庫 (改修前)

A

B

C

D

A

B

C

D

徳島県県土整備部営繕課

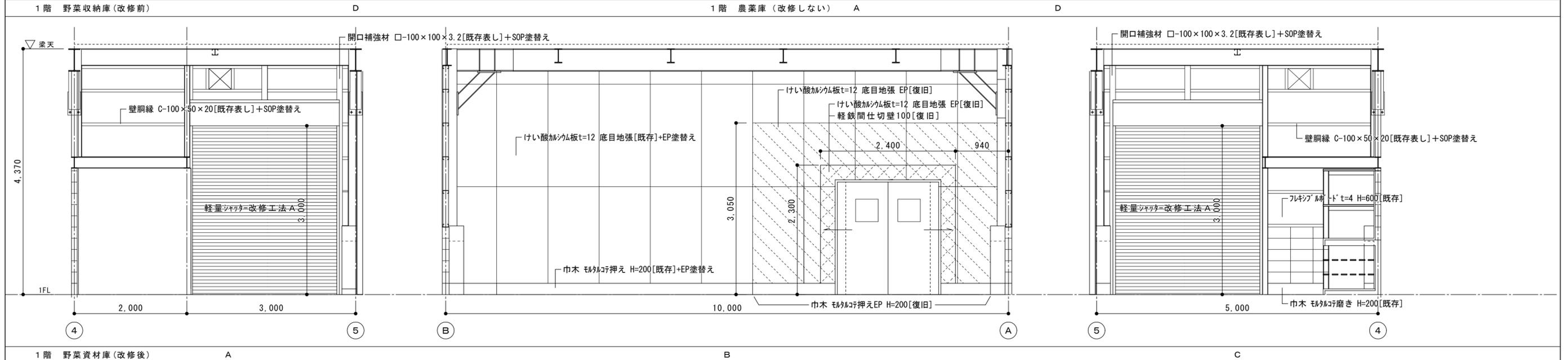
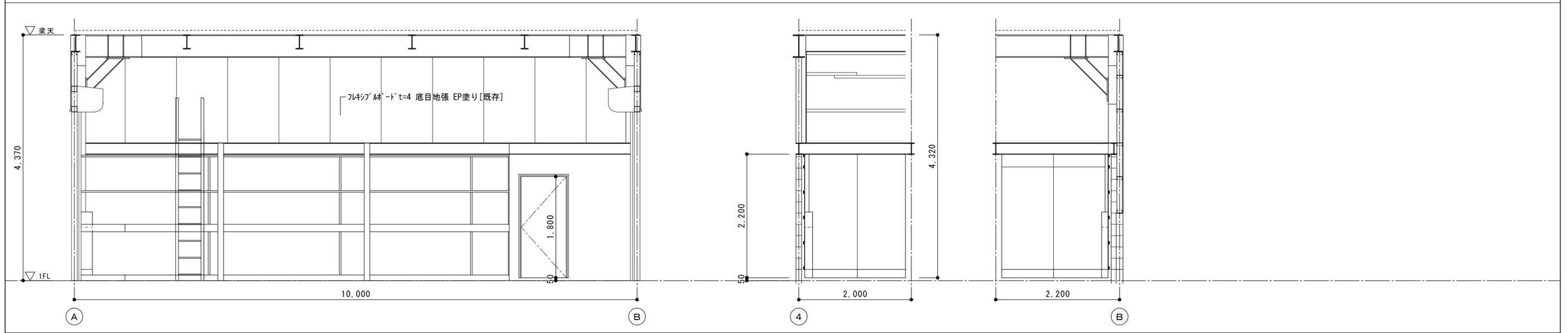
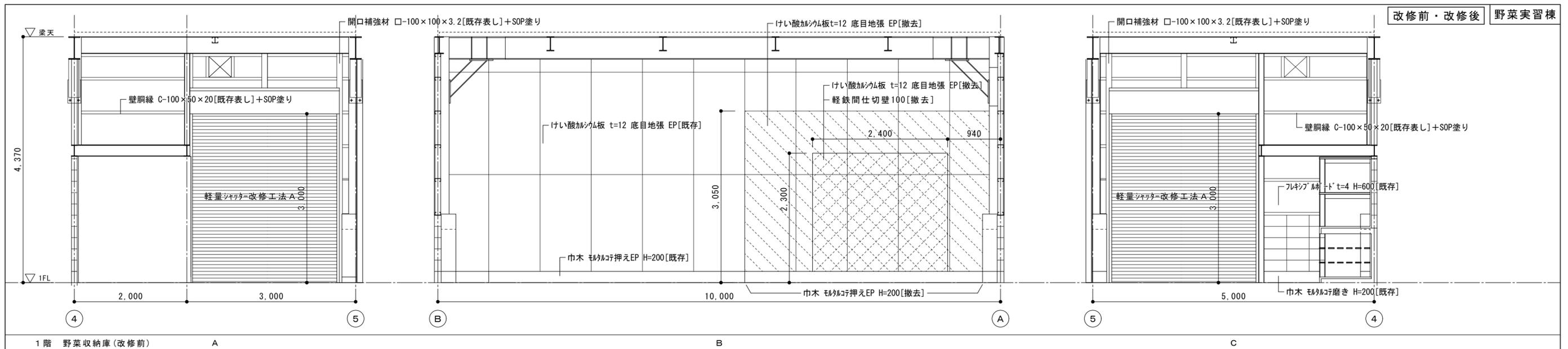
工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 1階展開図-2 (改修前・改修後)

縮尺 A3 1/21
A2 1/30

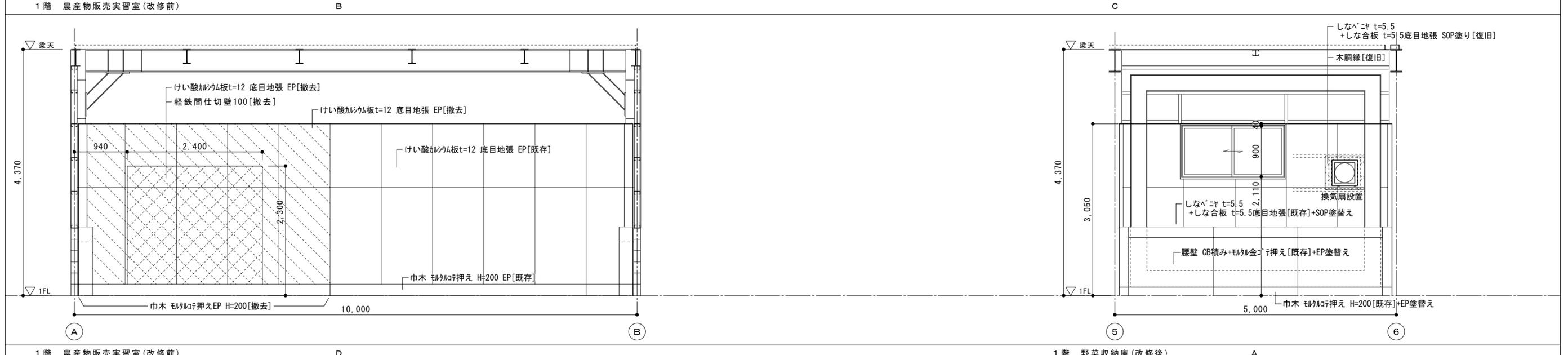
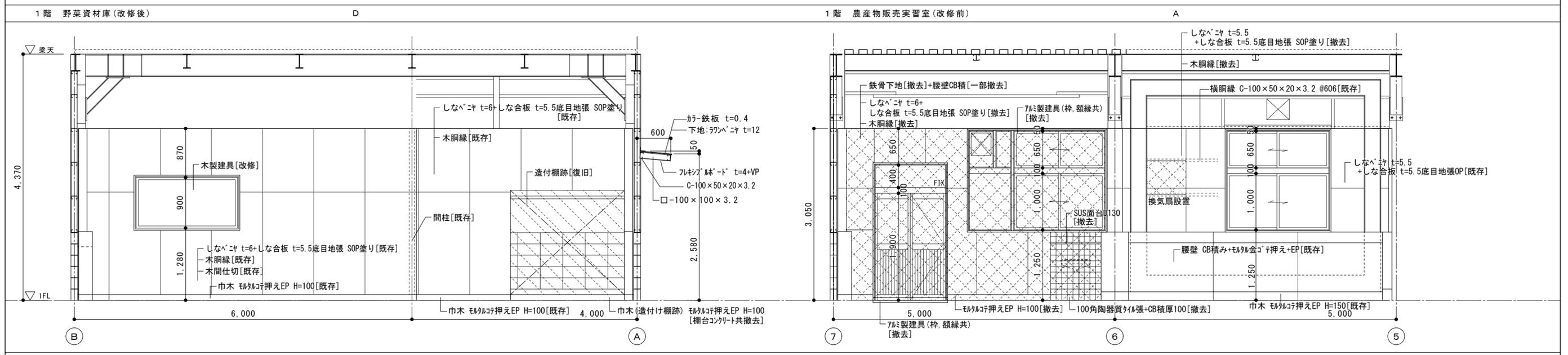
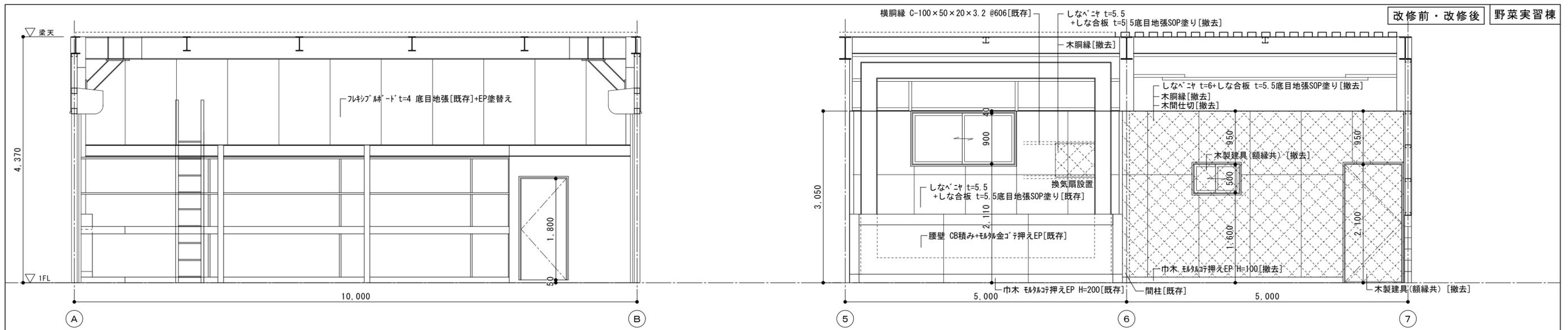
図面番号 B-30
作図年月 2020.8

株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

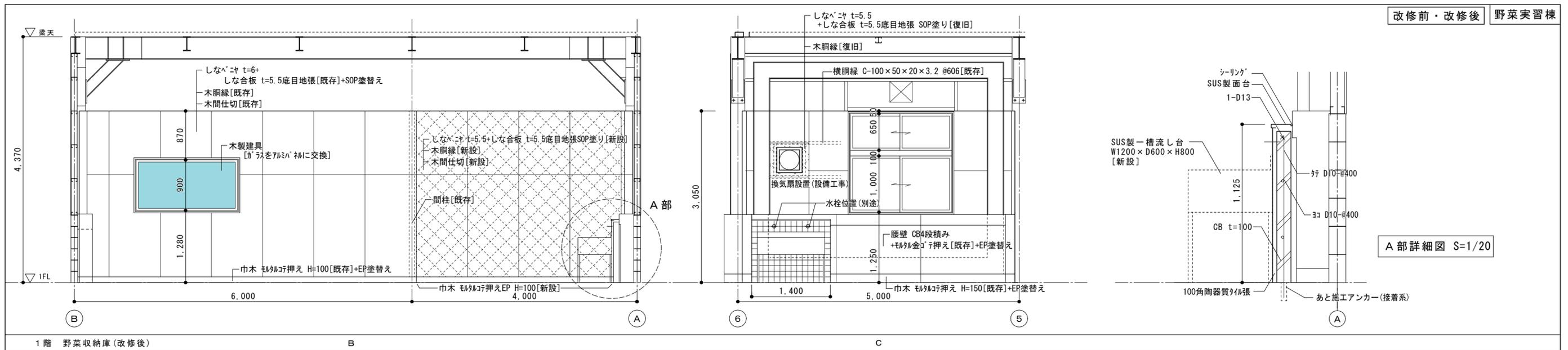


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-31
	図名	1階展開図-3 (改修前・改修後)		作図年月	2020.8
	縮尺	A3	1/21	管理建築士	第一級建築士 第232263号 上柁 重信
		A2	1/30	〒779-4101	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
				tel 0883-62-3955	fax 0883-62-3966

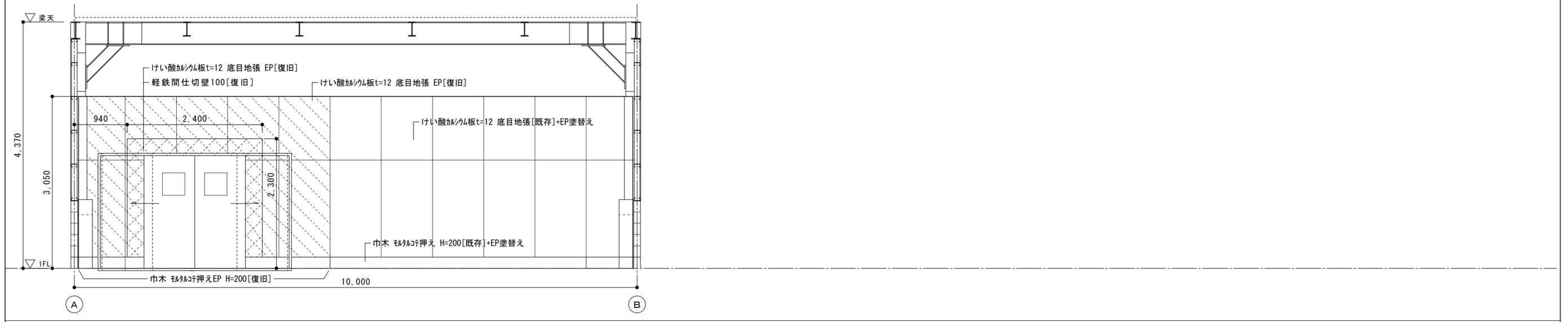
株式会社 上設計
 管理建築士 第一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



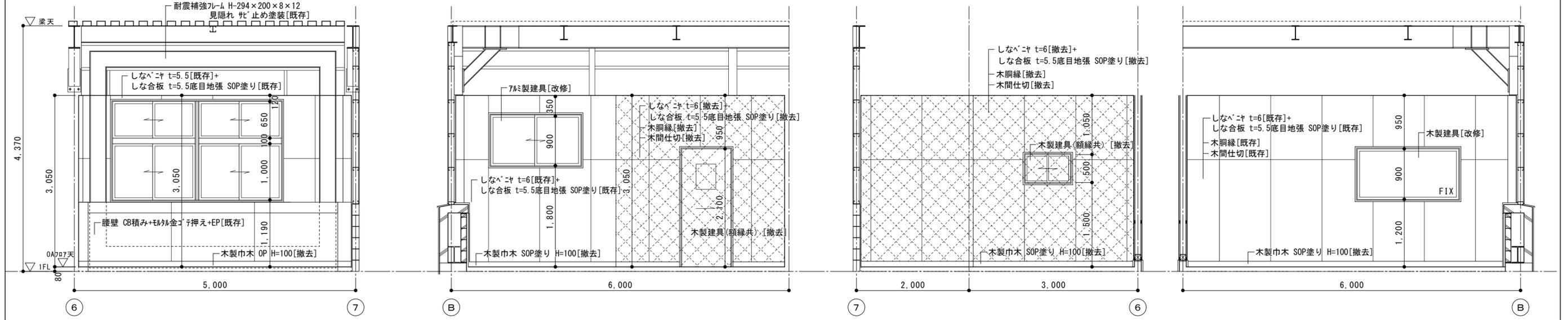
徳島県県土整備部宮脇課	工事名	R2宮脇 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-32
	図名	1階展開図-4 (改修前・改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020.8
				株式会社 上設計	
				管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信	
				〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	
				tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



1階 野菜収納庫(改修後)



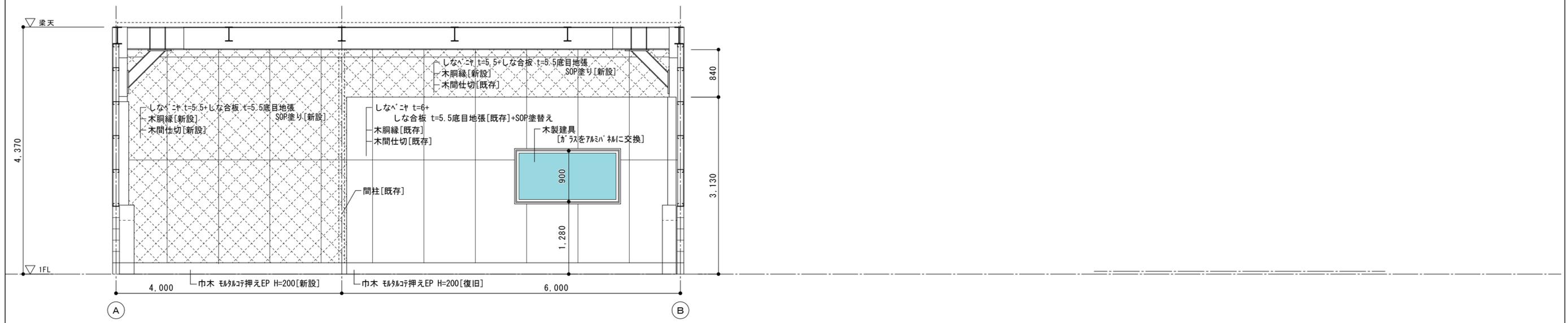
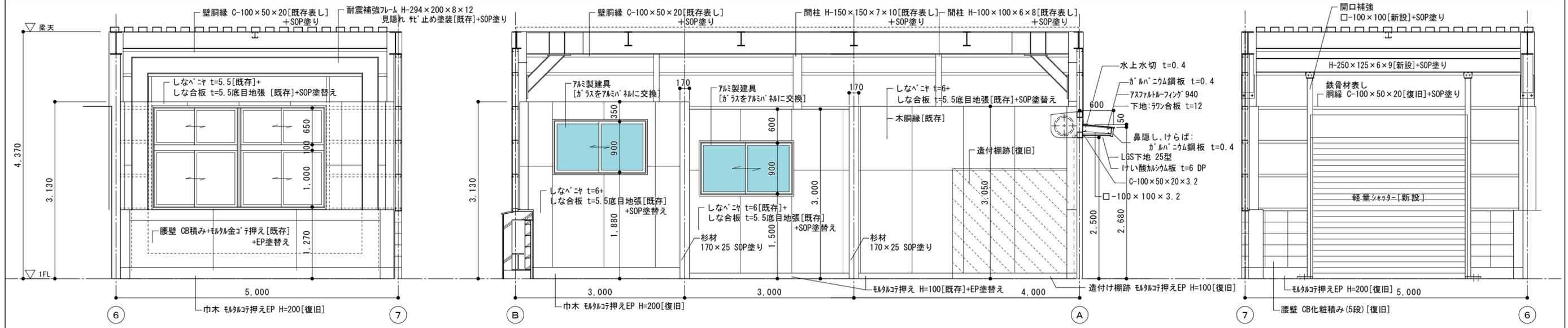
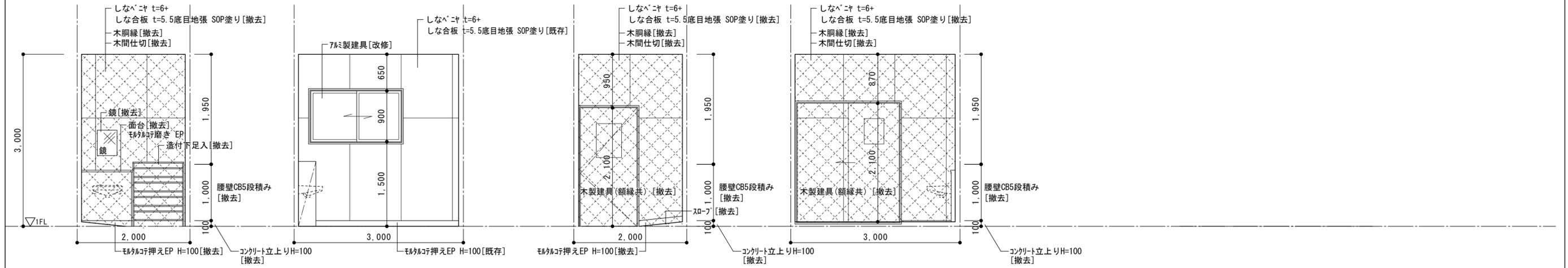
1階 野菜収納庫(改修後)



1階 コンピューター室(改修前)

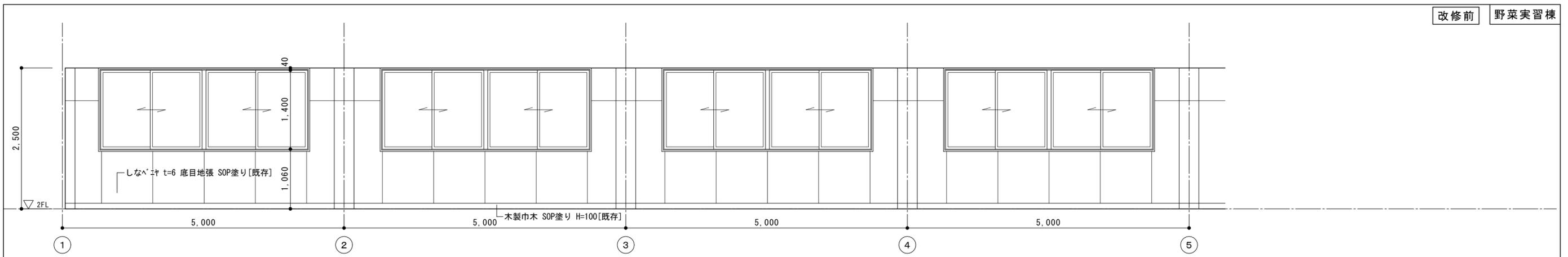
徳島県県土整備部宮繕課	工事名	R2宮繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-33
	図名	1階展開図-5 (改修前・改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020.8

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



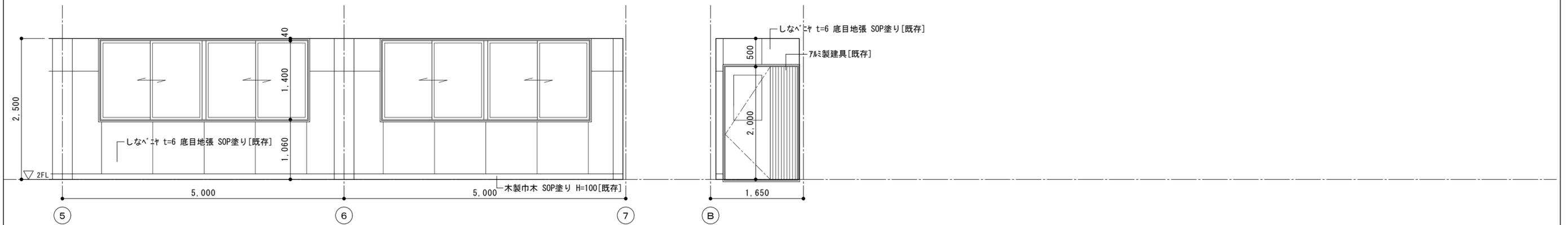
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-34
	図名	1階展開図-6 (改修前・改修後)	作図年月	2020.8
		縮尺	A3 1/21 A2 1/30	管理建築士 一級建築士 第232263号 上栢 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栢 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



2階 廊下 (改修前)

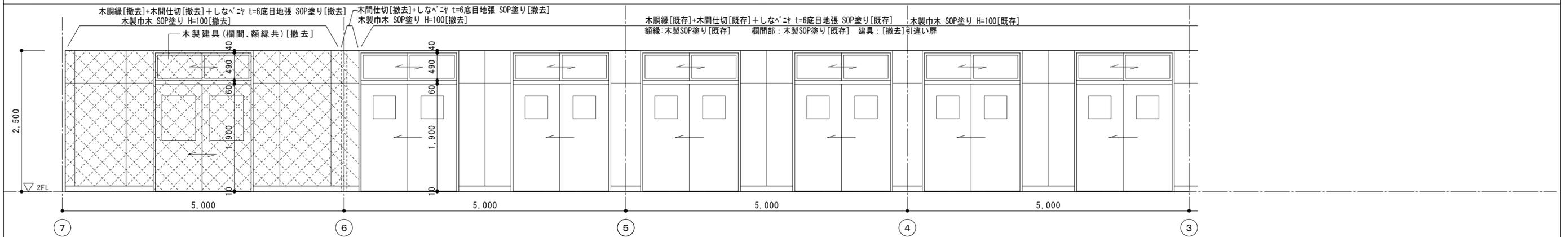
A



2階 廊下 (改修前)

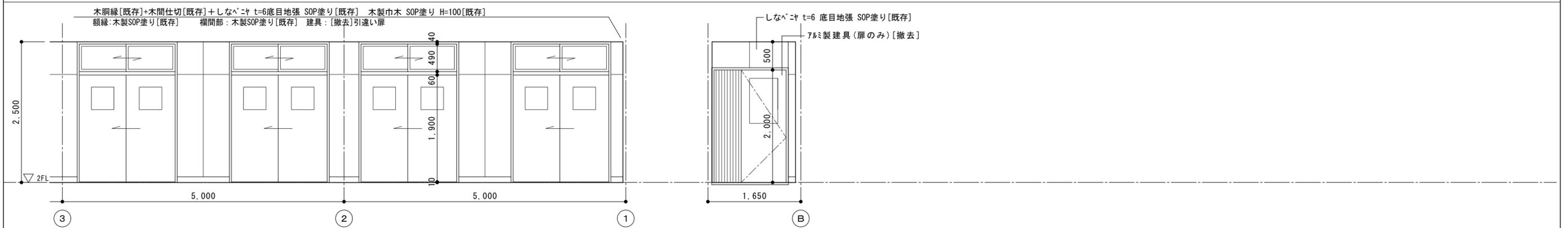
A

B



2階 廊下 (改修前)

C

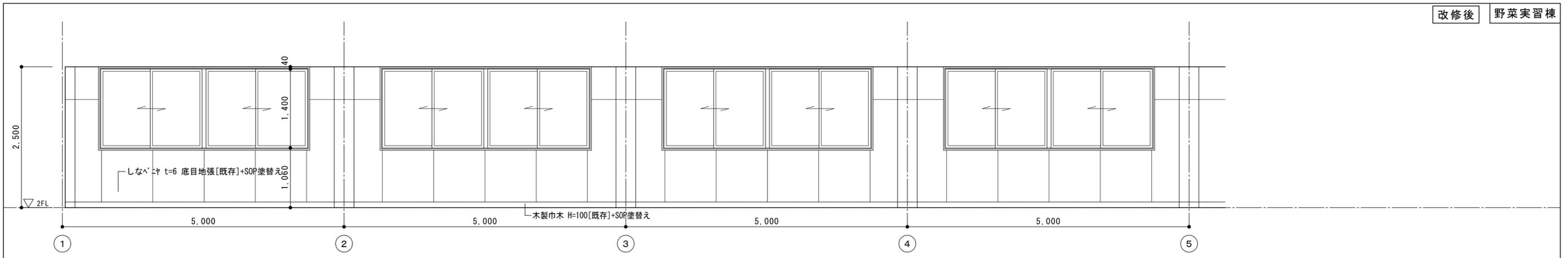


2階 廊下 (改修前)

C

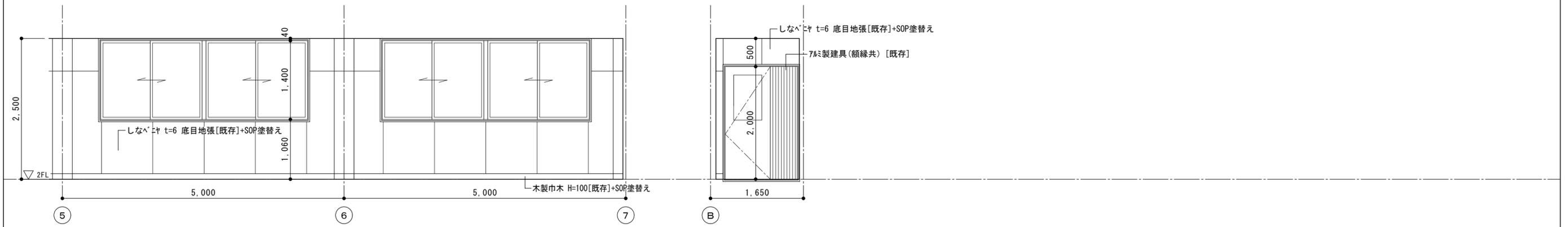
D

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-35	
	図名	2階展開図-1 (改修前)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月	2020.8
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		



2階 廊下 (改修後)

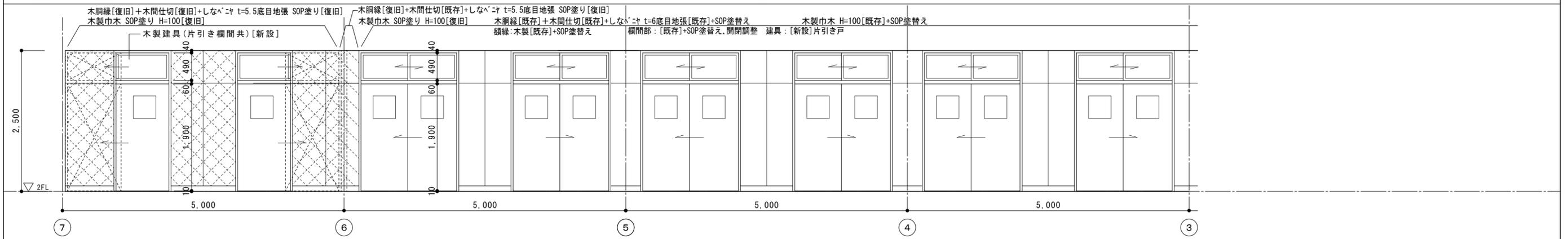
A



2階 廊下 (改修後)

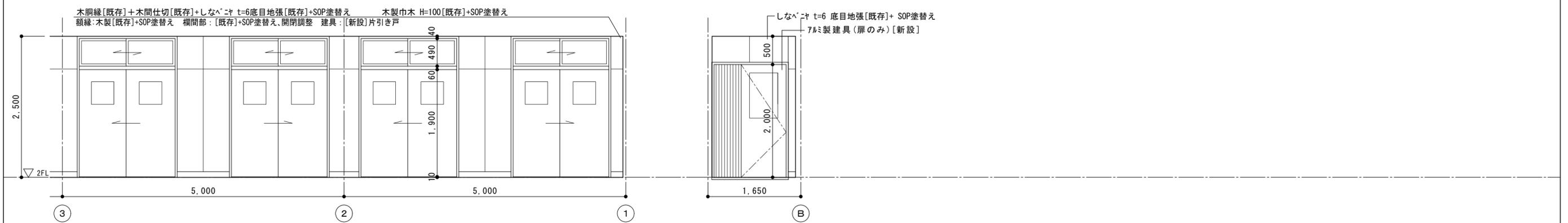
A

B



2階 廊下 (改修後)

C

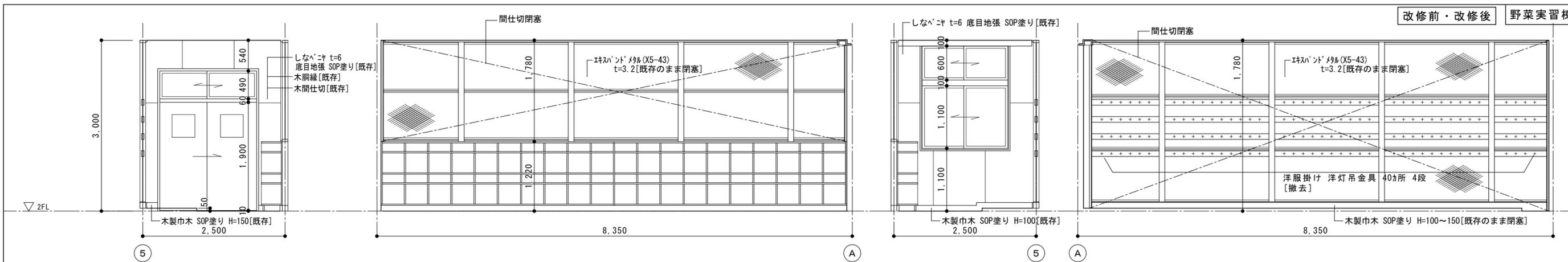


2階 廊下 (改修後)

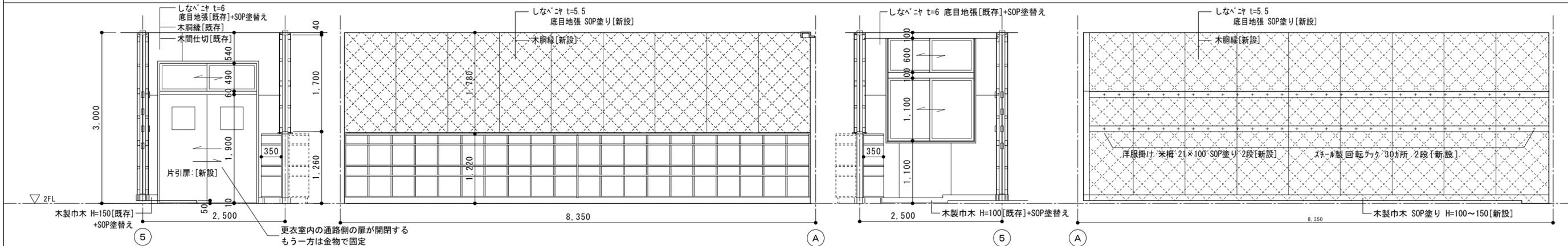
C

D

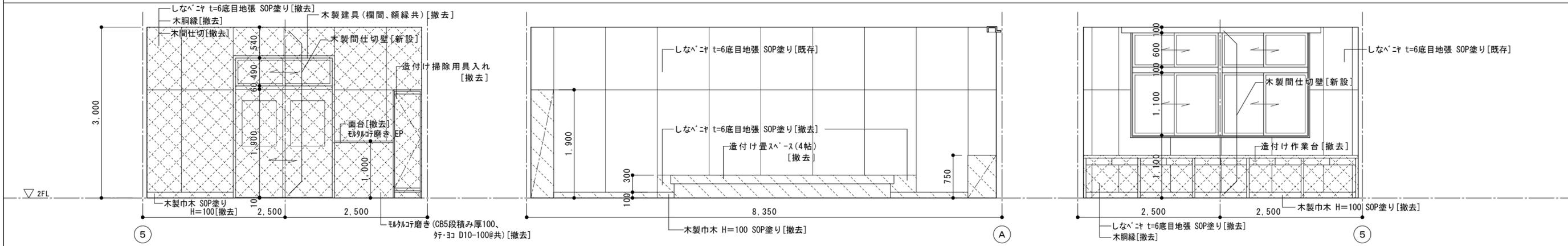
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-36
	図名	2階展開図-2 (改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020.8
				 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



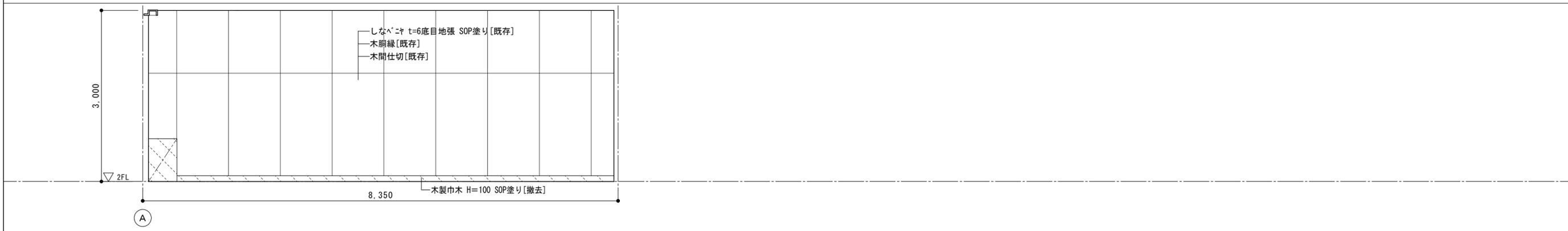
2階 男子更衣室-1~10(共通) (改修前) A B C D



2階 男子更衣室-3~12(共通) (改修後) A B C D

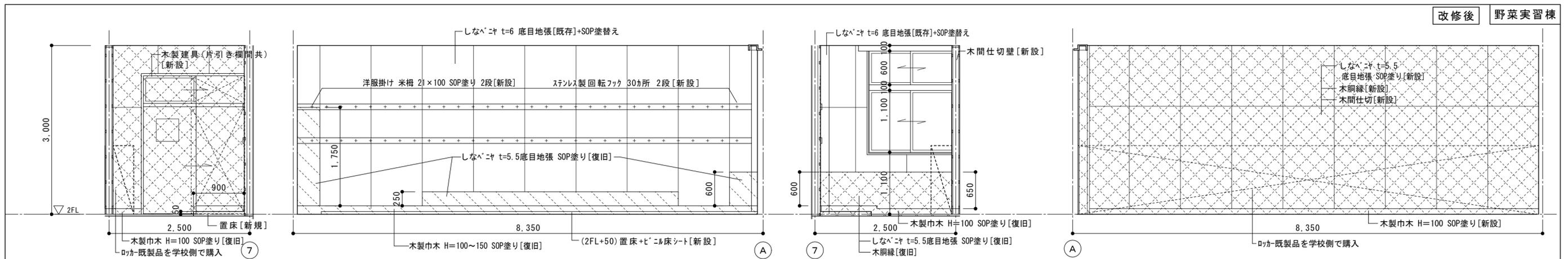


2階 当番生徒控室 (改修前) A B C

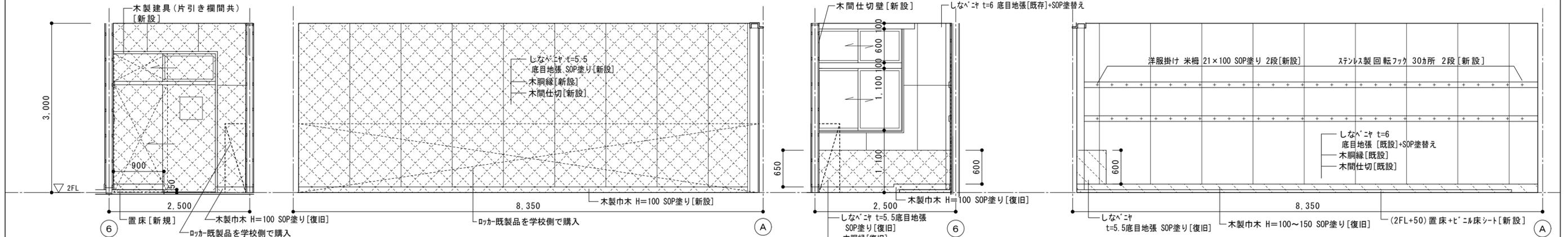


2階 当番生徒控室 (改修後) D

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-37
	図名	2階展開図-3 (改修前・改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020. 8
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



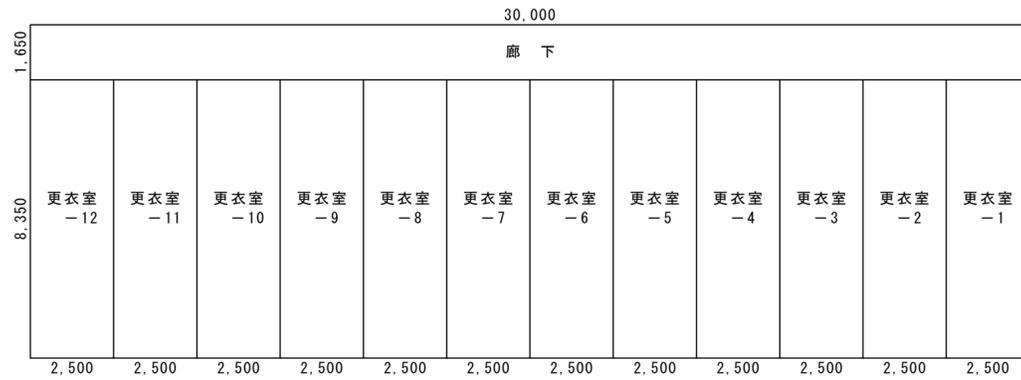
2階 男子更衣室-1 (改修後)



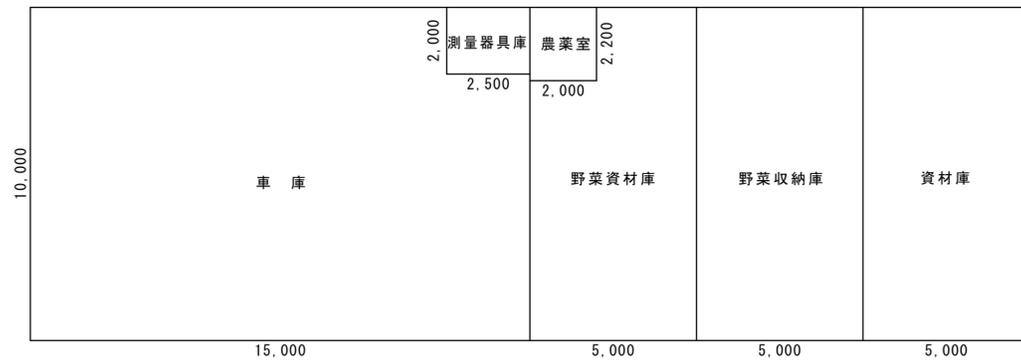
2階 男子更衣室-2 (改修後)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	B-38	
	図名	2階展開図-4 (改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月	2020.8	

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



2階 床面積 求積図 S=1/150

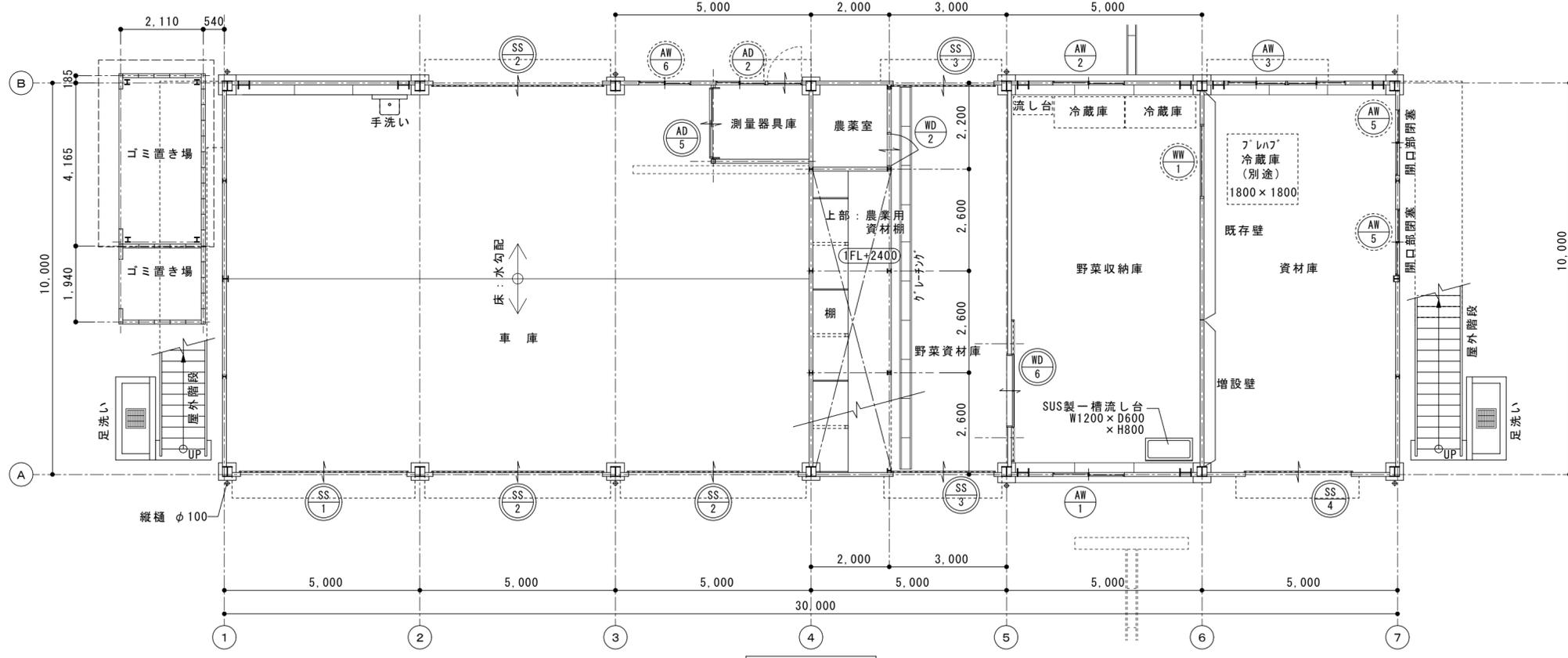


1階 床面積 求積図 S=1/150

室別面積表

階	室名	計算式			面積 A					
1	車庫	15.00	×	10.00	=	150.0000	145.0000	145.00		
	(測量器具庫)				=	-5.0000				
	測量器具庫	2.50	×	2.00	=	5.0000	5.0000	5.00		
	野菜資材庫	5.00	×	10.00	=	50.0000	45.6000	45.60		
	(農業庫)				=	-4.4000				
	農業庫	2.00	×	2.20	=	4.4000	4.4000	4.40		
	野菜収納庫	5.00	×	10.00	=	50.0000	50.0000	50.00		
資材庫	5.00	×	10.00	=	50.0000	50.0000	50.00			
2	更衣室-1~-12	2.50	×	8.35	×	12カ所	=	250.5000	250.5000	250.50
	廊下	30.00	×	1.65	=	49.5000	49.5000	49.50		

消防法 無窓階による有効開口部面積の算定														
階	面積 A	必要開口部面積 A/30	計算式			開口部面積 合計	判定							
1	300.00	10.00	SS-1	4.25	×	3.50	×	1	=	14.8750	84.00	有窓階		
			SS-2	4.33	×	3.50	×	3	=	45.465				
			SS-3	2.565	×	3.00	×	2	=	15.390				
			SS-4	2.70	×	2.50	×	1	=	6.750				
			AD-2	1.90	×	0.80	×	1	=	1.520				
2	300.00	10.00	AW-7	1.50	×	1.10	÷	2	×	10	=	8.2500	25.89	有窓階
			AW-9	1.80	×	1.40	÷	2	×	12	=	17.6400		

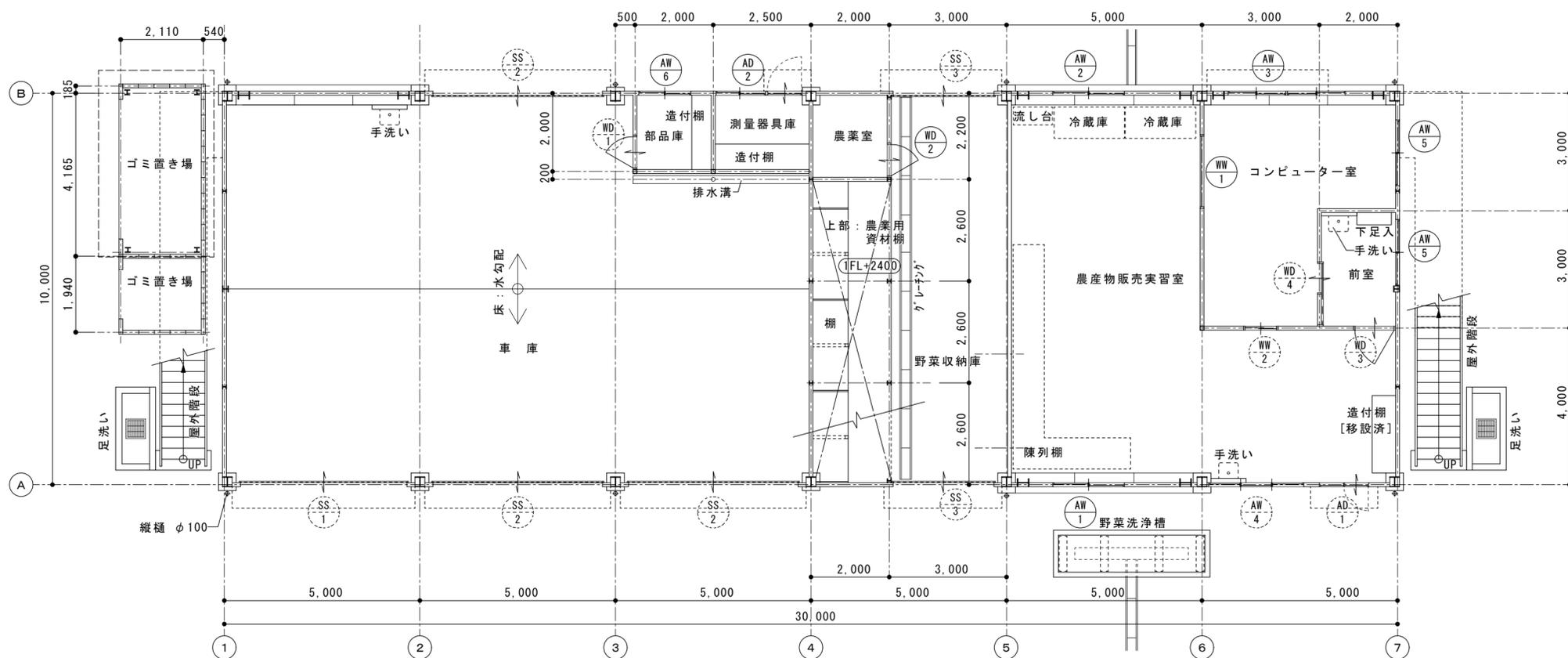


1階平面図 S=1/100

- 凡例
- 既存建具のままの建具を示す
 - 既存建具のシーリング打替え・調整等改修建具を示す
 - やり替え建具及び新規建具を示す

改修後

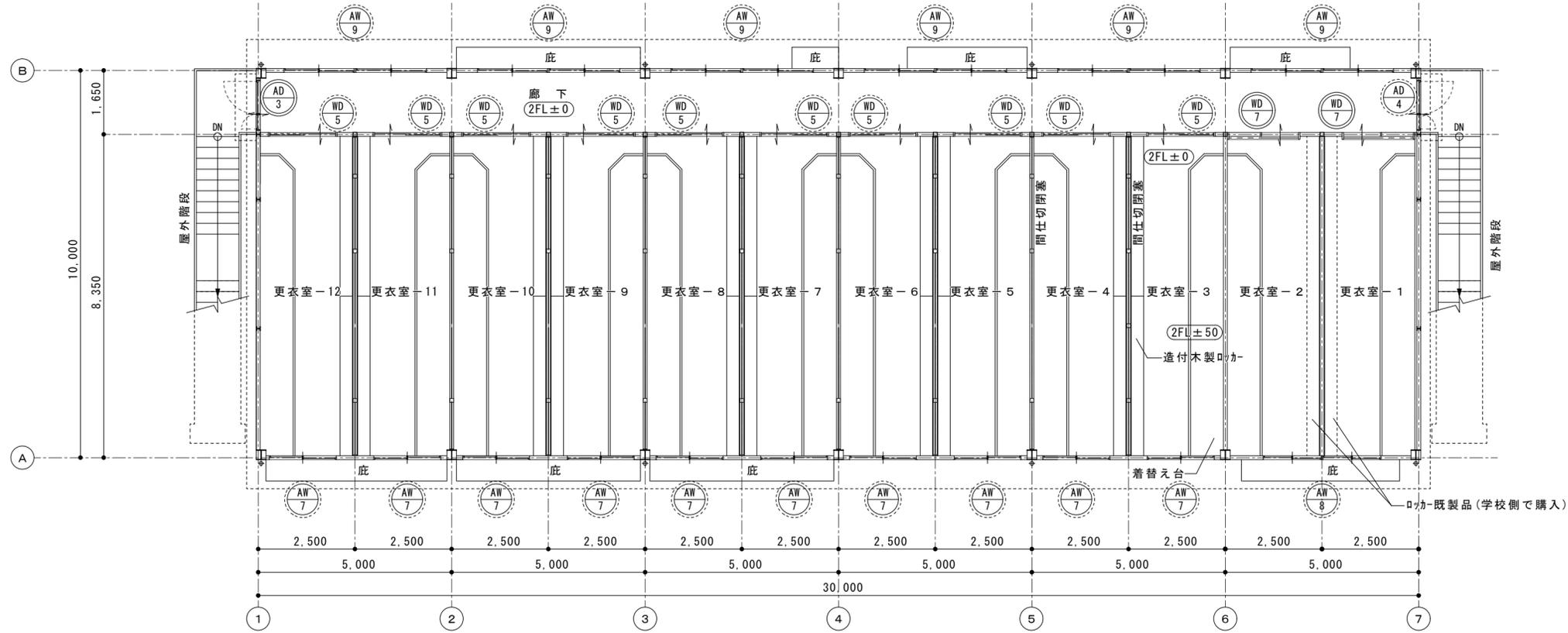
改修前



1階平面図 S=1/100

- 凡例
- 既存建具を存置する建具を示す
 - 既存建具を撤去する建具を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-40
	図名	1階建具配置図(改修前・改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100
			作図年月	2020.8
			株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

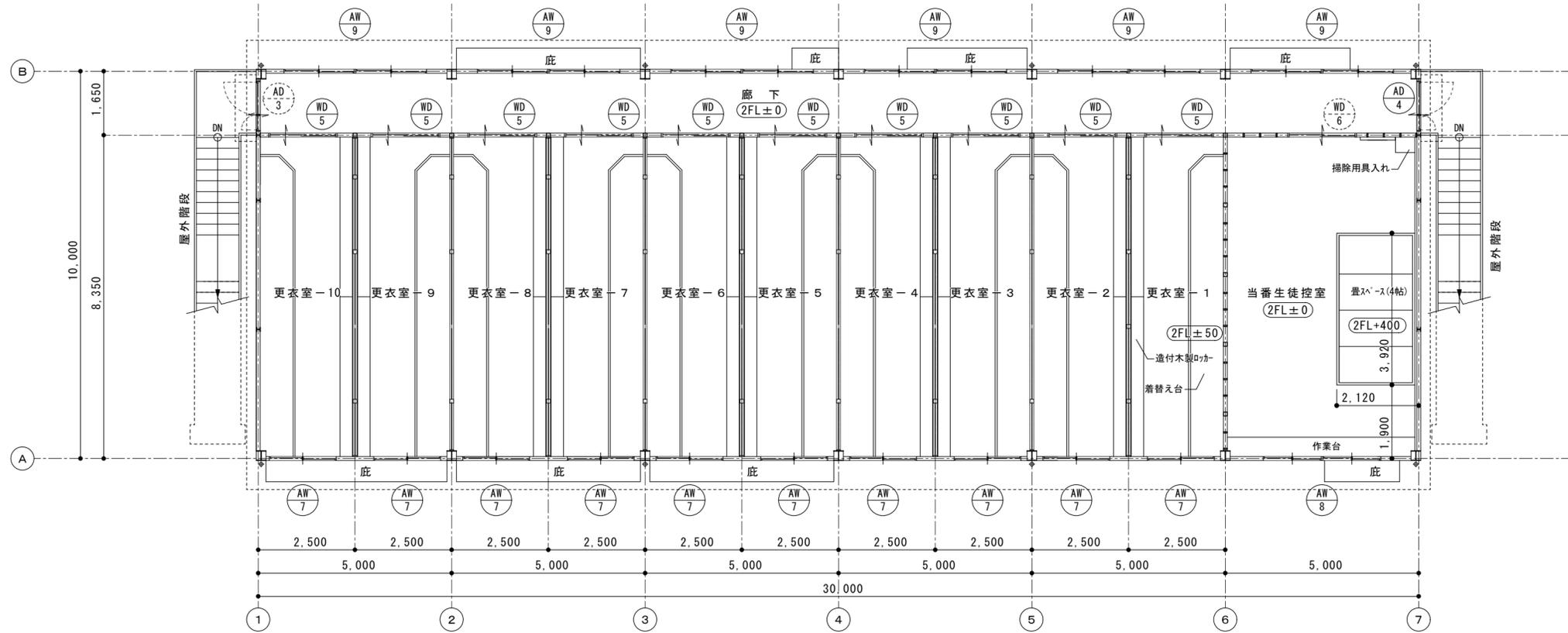


凡例

- (*) 既存建具のままの建具を示す
- (**) 既存建具のシーリング打替え・調整等改修建具を示す
- (***) やり替え建具及び新規建具を示す

改修後

改修前



凡例

- (*) 既存建具を存置する建具を示す
- (**) 既存建具を撤去する建具を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事	図面番号	B-41
	図名	2階建具配置図 (改修前・改修後)	作図年月	2020.8
	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信	
			〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7	tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



株式会社上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966

記号	SS1	撤去	SS2	撤去	SS3	撤去					野菜実習棟			
室名・数量	1階 車庫	1ヶ所	1階 車庫	3ヶ所	1階 野菜収納庫⇒野菜資材庫	2ヶ所					改修前			
形状											凡例 (○*) 既存建具を存置する建具を示す (○*) 既存建具を撤去する建具を示す			
型式	鋼製軽量パランスシャッター		鋼製軽量パランスシャッター		鋼製軽量パランスシャッター									
見込														
仕上	カー鋼板		カー鋼板		カー鋼板									
硝子														
施錠	シリンダー錠		シリンダー錠		シリンダー錠									
金物	シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式		シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式		シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式									
備考														
記号	AD1	撤去	AD2	既存	AD3	扉のみ撤去	AD4	既存	AW1	既存	AW2	既存	AW3	既存
室名・数量	1階 農産物販売実習室	1ヶ所	1階 測量器具庫	1ヶ所	2階 廊下	1ヶ所	2階 廊下	1ヶ所	1階 農産物販売実習室⇒野菜収納庫	1ヶ所	1階 農産物販売実習室⇒野菜収納庫	1ヶ所	1階 コンピューター室⇒資材庫	1ヶ所
形状														
型式	アルミ製FIX欄間付親子片開き戸		アルミ製FIX欄間付片開き戸+引違窓		アルミ製親子片開き戸		アルミ製親子片開き戸		アルミ製2段引違い窓		アルミ製引違い窓		アルミ製2段2連引違い窓	
見込	70		70		70		70		70		70		70	
仕上	アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー	
硝子	フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3		フロート t=5		フロート t=5		フロート t=3	
施錠	モロック錠		モロック錠、クレセント		モロック錠		モロック錠		クレセント		クレセント		クレセント	
金物	握玉、丁番、ドアカローザ、ステンレス巻指 アングルヒース、他付属金物一式		握玉、丁番、ドアカローザ、ステンレス巻指、戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		握玉、丁番、ドアカローザ、ステンレス巻指 アングルヒース、他付属金物一式		握玉、丁番、ドアカローザ、ステンレス巻指 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式	
備考	額縁：木製		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え	
記号	AW4	撤去	AW5	既存	AW6	既存	AW7	既存	AW8	既存	AW9	既存		
室名・数量	1階 農産物販売実習室⇒資材庫	1ヶ所	1階 コンピューター室、前室⇒資材庫	2ヶ所	1階 部品庫⇒車庫	1ヶ所	2階 更衣室1~10⇒更衣室3~12	10ヶ所	2階 当番生徒控室⇒更衣室1、2	1ヶ所	2階 廊下	6ヶ所		
形状														
型式	アルミ製2段引違い窓		アルミ製引違い窓		アルミ製引違い窓		アルミ製2段引違い窓		アルミ製2段2連引違い窓		アルミ製2連引違い窓			
見込	70		70		70		70		70		70			
仕上	アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー		アルミシルバー			
硝子	フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3		フロート t=3			
施錠	クレセント		クレセント		クレセント		クレセント		クレセント		クレセント			
金物	戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式		戸車、水切 アングルヒース、他付属金物一式			
備考	額縁：木製		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え		額縁：木製【既存】+SOP塗替え			

記号	WD 1 撤去	WD 2 既存	WD 3 撤去	WD 4 撤去	WD 5 扉のみ撤去	WD 6 撤去	野菜実習棟
室名・数量	1階 部品庫⇒車庫 1ヶ所	1階 農業室 1ヶ所	1階 前室⇒資材庫 1ヶ所	1階 コンピュータ室⇒資材庫 1ヶ所	2階 更衣室1～10⇒更衣室3～12 10ヶ所	2階 当番生徒控室⇒更衣室1,2 1ヶ所	改修前
形状							<p>凡例</p> <p>⊙* * 既存建具を存置する建具を示す</p> <p>⊙* * 既存建具を撤去する建具を示す</p>
型式	木製片開きフラスコ戸	木製片開きフラスコ戸	木製片開き中抜きフラスコ戸	木製片引き中抜きフラスコ戸	木製引違い欄間付引違い中抜きフラスコ戸	木製引違い欄間付引違い中抜きフラスコ戸	
見込	36	36	36	36	36, 欄間:33	36, 欄間:33	
仕上	しなべニヤ t=4+SOP塗り	しなべニヤ t=4+SOP塗り	しなべニヤ t=4+SOP塗り	しなべニヤ t=4+SOP塗り	しなべニヤ t=4+SOP塗り, 欄間:スワール+SOP塗り	しなべニヤ t=4+SOP塗り, 欄間:スワール+SOP塗り	
硝子			フロート t=3	フロート t=3	フロート t=3, 欄間:フロート t=3	フロート t=3, 欄間:フロート t=3	
施錠	空錠	空錠	空錠		引戸錠, 中折れネジ 締り錠	引戸錠, 中折れネジ 締り錠	
金物	丁番, ステンレス沓摺 他付属金物一式	丁番, ステンレス沓摺 他付属金物一式	丁番, ステンレス沓摺 他付属金物一式	引手, 戸車, ステンレス敷居 他付属金物一式	引手, 戸車, ステンレス敷居 他付属金物一式	引手, 戸車, ステンレス敷居 他付属金物一式	
備考							
記号	WW 1 既存	WW 2 撤去					
室名・数量	1階 コンピュータ室⇒資材庫 1ヶ所	1階 コンピュータ室⇒資材庫 1ヶ所					
形状							
型式	木製FIX窓	木製引違い窓					
見込		33					
仕上	スワール+SOP塗り	スワール+SOP塗り					
硝子	フロート t=5	フロート t=3					
施錠		ネジ 締り錠					
金物		戸車, 引手, 真鍮レール 他付属金物一式					
備考							

--	--	--	--	--	--	--	--

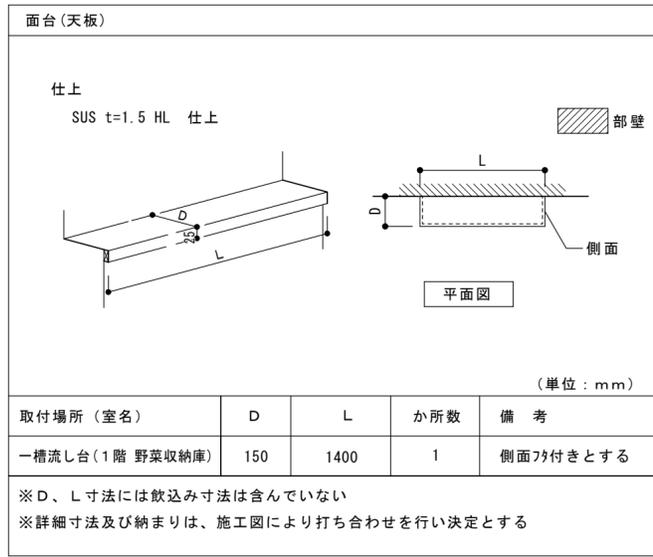
1. 一般共通事項
- 1) 建具寸法は、特記なき限り枠内寸法とする。
 - 2) 自動ドアは、特記なき限りアンチパニック制御付とする。
 - 3) 網戸付の場合、ネットは（ サラン 、 [ポリプロピレン] 、 ステンレス ）製とする。
 - 4) 査摺は全てモルタル先詰めとする。

2. アルミニウム製建具共通事項
- 1) 耐風圧性は（ S-4 (2000Pa) 、 [S-5 (2400Pa)] 、 S-6 (2800Pa) 、 S-7 (3600Pa) ）とする。
 - 2) 気密性は（ [A-3] 、 A-4 ）とする。
 - 3) 水密性は（ W-3 、 [W-4] 、 W-5 ）とする。
 - 4) ガラスの留め材は、シリコンシーリングとする。
 - 5) 出入口下枠は、ステンレス製とする。
 - 6) 幅が5mを超える連窓サッシ方立の頂部には緩衝材を挿入する。
 - 7) F1X窓、ガラスブロック窓等、結露水が排出されない窓には、結露受けを設ける。
 - 8) 排煙用オペレーターは、完全隠蔽式とし、手動ワンタッチ開放、ハンドル復帰とする。

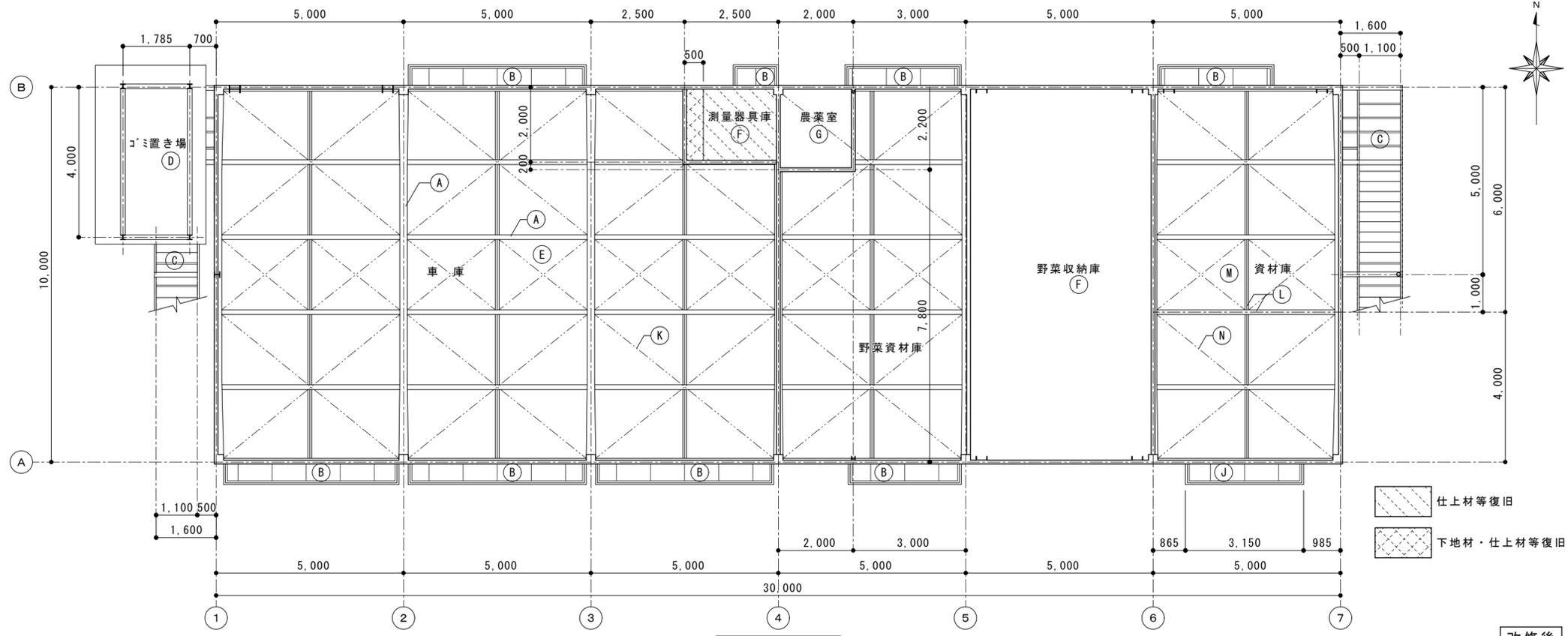
3. 鋼製建具、軽量鋼製建具、ステンレス製建具共通事項
- 1) 査摺は、特記なき限りSUS HL t=2.0とする。
 - 2) 開き戸・引き戸の枠は、特記なき限り戸当り消音ゴム付とする。
 - 3) 召し合せはゾロ納まりを基本とする。
 - 4) 軽量鋼製建具扉本体は、ペーパーハニカムコアとする。
 - 5) ガラスの留め材は、シリコンシーリングとする。

4. 木製建具共通事項
- 1) 木製枠は、特記なき限り集成材とし木工事とする。

5. 建具用金物共通事項
- 1) レバーハンドルはSUS製とする。
 - 2) バックセットは握り玉100mm程度、レバーハンドル75mm程度とする。
 - 3) 引棒の長さは、特記なき限りL=600以上とする。
 - 4) 電気錠の場合、一次側のカードリーダー及び配線工事は電気工事、二次側の電気錠及び通電丁番は建築工事とする。
 - 5) 防火・防煙区画及び常時閉鎖式不燃扉の両開き戸は、2枚ともドアクローザー付とし、枠埋込型閉鎖順位調整器を取り付けとする。
 - 6) 防火・防煙区画及び常時閉鎖式不燃扉の戸はストッパーなしとし、その他の戸はストッパー付とする。
 - 7) 防火戸以外のドアクローザーは、金具の調整によりストッパー有無の切り替え可能とする。
 - 8) 防火設備、特定防火設備は、告示に適合した戸または大臣認定品とする。
 - 9) 戸袋付防火戸は、壁または枠への埋込型レリーズ付とする。
 - 10) マスターキーは製作する。（既存外部建具に合わせる）
 - 11) ガラリは、枠と同材質、同仕上とする。
 - 12) 外部に面するガラリは室内側にSUS防鳥網（1.5mm、@15mm）付とし、取外し可能とする。
 - 13) 外部に面するガラリの下枠には水返し、水抜きを設ける。
 - 14) 排煙に係るクレセント、レバーハンドル、排煙用オペレーター等の操作位置は、FLから800以上1450以下の位置に設ける。
 - 15) 建具及びガラスについては、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による。

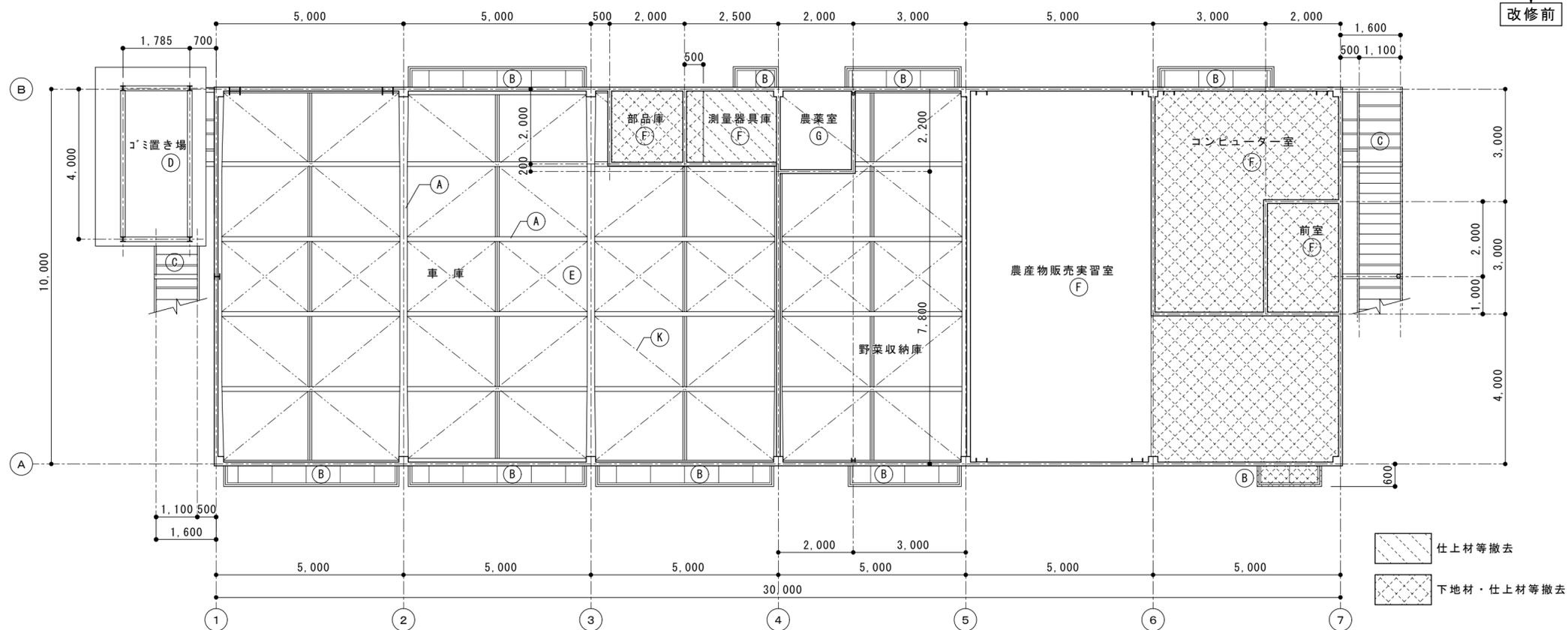


記号	SS1	新設	SS2	新設	SS3	新設	野菜実習棟	
室名・数量	1階 車庫 1ヶ所	1階 車庫 3ヶ所	1階 野菜収納庫⇒野菜資材庫 2ヶ所				改修後	
形状							凡例 (SS*) 既存建具のままの建具を示す (SS*) 既存建具のシーリング打替え調整等改修建具を示す (SS*) やり替え建具及び新規建具を示す	
型式	鋼製軽量パランスシャッター	鋼製軽量パランスシャッター	鋼製軽量パランスシャッター					
見込								
仕上	カー鋼板	カー鋼板	カー鋼板					
硝子								
施錠	シリンダー錠	シリンダー錠	シリンダー錠					
金物	シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式	シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式	シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式					
備考	軽量シャッター改修工法A	軽量シャッター改修工法A	軽量シャッター改修工法A					
記号	SS4	新設	AD3	扉のみ新設	WD6	新設	WD7	新設
室名・数量	1階 資材庫 1ヶ所	2階 廊下 1ヶ所	1階 野菜収納庫 1ヶ所	2階 更衣室-1、-2 2ヶ所				
形状		枠だけ既存利用し、扉は新規にする。 						
型式	鋼製軽量パランスシャッター	アルミ製親子片開き戸	木製2枚引き分け戸	アルミ製引き分け戸	木製片引き欄間付片引き中抜きフラッシュ戸			
見込		70	36		36、欄間:33			
仕上	カー鋼板	アルミシルバー	しなべニキ t=4+SOP塗り	強化ガラス t=5	強化ガラス t=5、欄間:強化ガラス t=5			
硝子		強化ガラス t=5						
施錠	シリンダー錠	モロツ錠	引戸錠(シリンダーサムターン)		引戸錠(シリンダーサムターン)			
金物	シャッターケース、レール、スチール枠 他付属金物一式	握玉、丁番、ドアクローザー、ステンレス査摺 アングルビス、他付属金物一式	引手、戸車、ステンレス敷居、他付属金物一式		引手、戸車、ステンレス敷居 他付属金物一式			
備考	軽量シャッター改修工法A	額縁:木製[既存]+SOP塗替え	建具枠:木製+SOP塗り		建具枠:木製+SOP塗り			
記号	AW5	アルミパネルに交換	AD5	新設	WD5	扉のみ新設	WW1	アルミ複合板に交換
室名・数量	1階 コンピューター室、前室⇒資材庫 2ヶ所	1階 測量器具庫 1ヶ所	2階 更衣室1~10⇒更衣室3~12 10ヶ所	1階 コンピューター室⇒資材庫 1ヶ所				
形状								
型式	アルミ製引違い窓	アルミ製引違戸	木製引違い欄間付引違い中抜きフラッシュ戸	木製FIX窓				
見込	70	70	36、欄間:33					
仕上	アルミシルバー	アルミカラー	しなべニキ t=4+SOP塗り、欄間:スチール+SOP塗り	スチール+SOP塗り				
硝子	フロート t=3→撤去→アルミパネル	アルミパネル	強化ガラス t=5、欄間:フロート t=3	フロート t=5→撤去→アルミパネル複合板				
施錠	クレセント	シリンダーサムターン錠	引戸錠、サリ締り錠					
金物	戸車、水切 アングルビス、他付属金物一式	握り込み引手、 SUSレール、他付属金物一式	引手、戸車、ステンレス敷居 他付属金物一式					
備考	額縁:木製[既存]+SOP塗替え アルミパネル廻りシーリング	額縁:木製+SOP塗り	額縁:木製[既存]+SOP塗替え	額縁:木製[既存]+SOP塗替え アルミパネル廻りシーリング				



1階平面図 S=1/100

改修後



1階平面図 S=1/100

改修前

仕上材等復旧
 下地材・仕上材等復旧

仕上材等撤去
 下地材・仕上材等撤去

天井仕上表	
改修前	改修後
(A) 鉄骨下地現し+SOP塗り	鉄骨下地現し[既存]+SOP塗替え
(B) フルキフ'麻'-ド' t=4+VP塗り[一部撤去]	フルキフ'麻'-ド' t=4+DP塗替え[一部復旧]
(C) 鉄骨階段鉄部+SOP塗り	鉄骨階段鉄部[既存]+DP塗替え
(D) 折板葺き 山形150	[既存]
(E) V型テ'ックプレート t=1.6+SOP塗り	V型テ'ックプレート t=1.6[既存] +SOP塗替え
(F) GB-D t=9[一部撤去]	[一部復旧]
(G) ランパ'ニヤ t=4	[既存]
(H) 折板裏現し	[既存]
(I) カ'ンBOX OP塗り	[既存]
(J)	[新設] けい酸加'ル板張り t=6+DP
(K) 水平フ'レス 16φ (タンパ'クル付) +SOP塗り	水平フ'レス 16φ (タンパ'クル付)[既存] +SOP塗替え
(L) 鉄骨下地現し+サ'ビ'止め塗装 (改修後資材庫の範囲)	鉄骨下地現し+サ'ビ'止め塗装[既存] サ'ビ'止め塗装[既存]+SOP塗り
(M) V型テ'ックプレート t=1.6+サ'ビ'止め塗装 (改修後資材庫の範囲)	V型テ'ックプレート t=1.6+サ'ビ'止め塗装[既存] サ'ビ'止め塗装[既存]+SOP塗り
(N) 水平フ'レス 16φ (タンパ'クル付) +サ'ビ'止め塗装 (改修後資材庫の範囲)	水平フ'レス 16φ (タンパ'クル付) サ'ビ'止め塗装[既存]+SOP塗り

徳島県県土整備部営繕課

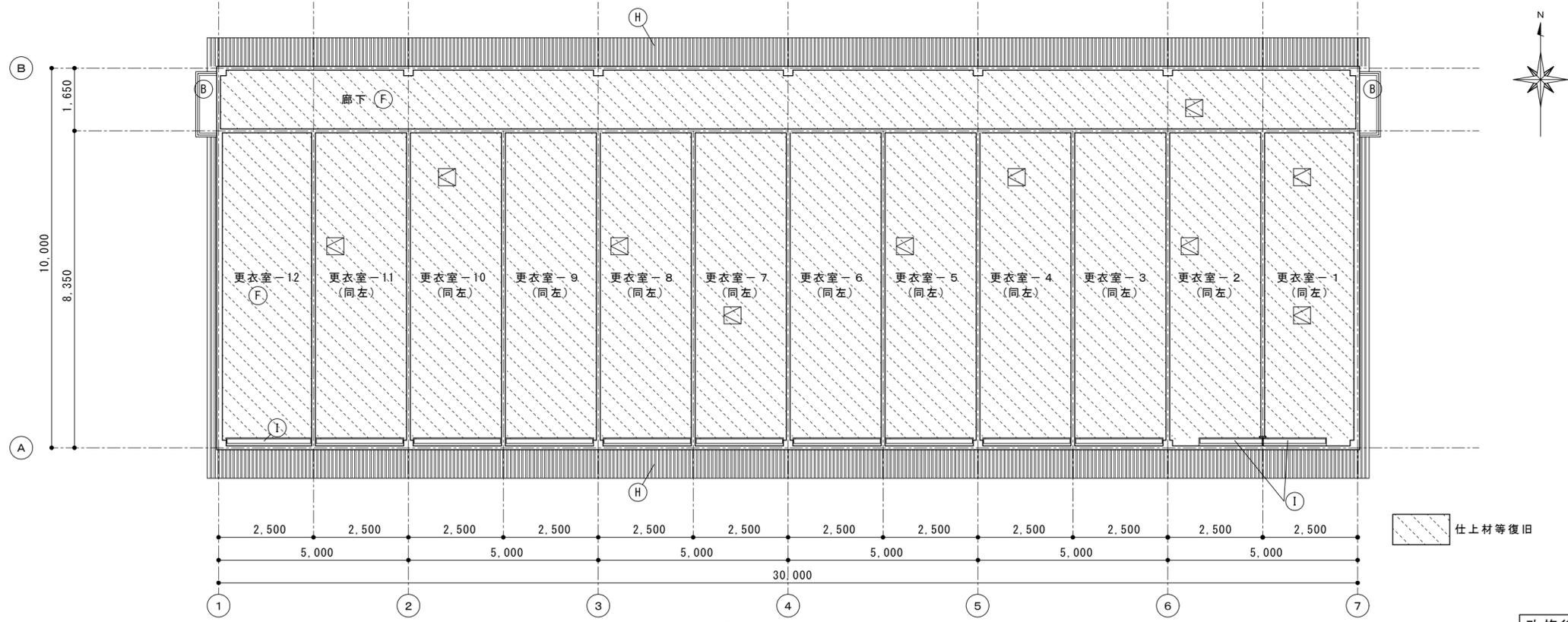
工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 1階天井伏図 (改修前・改修後)

縮尺 A3 1/141
A2 1/100

図面番号 B-45
作図年月 2020.8

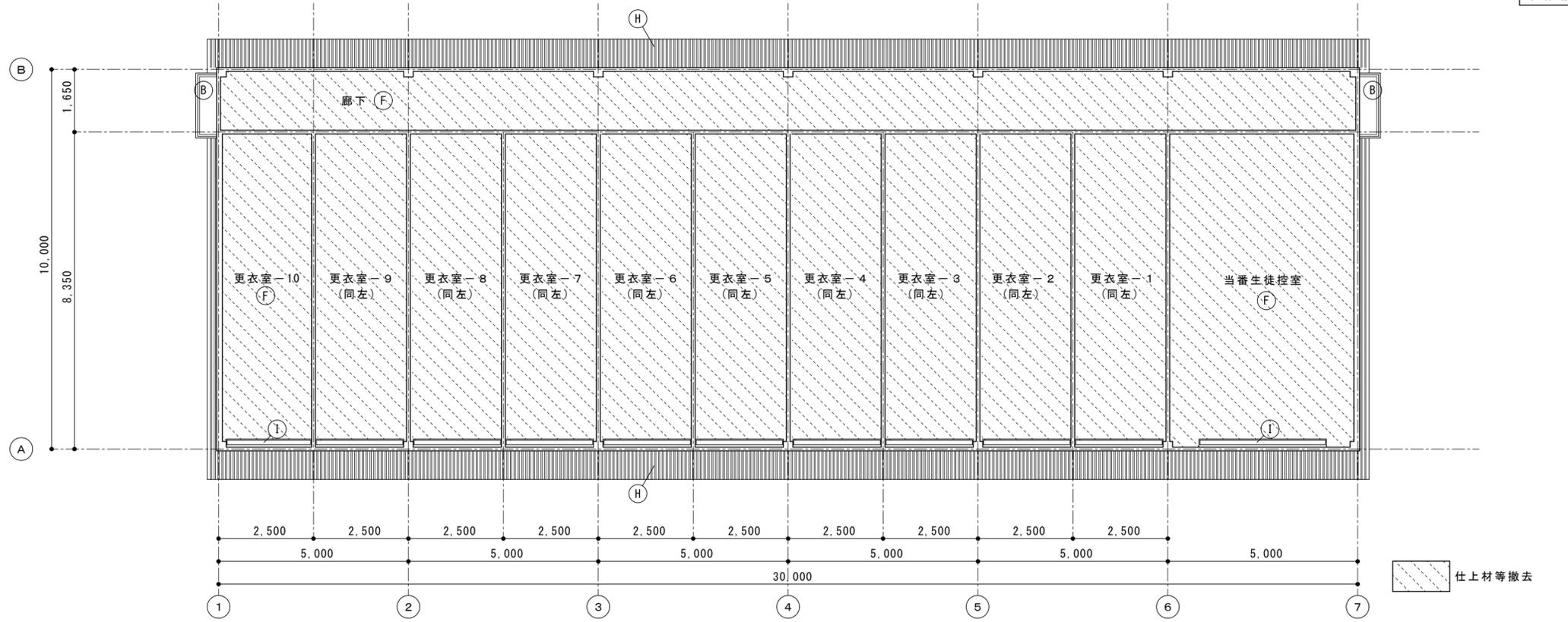
株式会社上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



2階平面図 S=1/100

※注記 □ 天井点検口を示す 450角×10力所とし、設置場所は協議による。

改修後
↑
↓
改修前



2階平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事
	図名	2階天井伏図 (改修前・改修後)

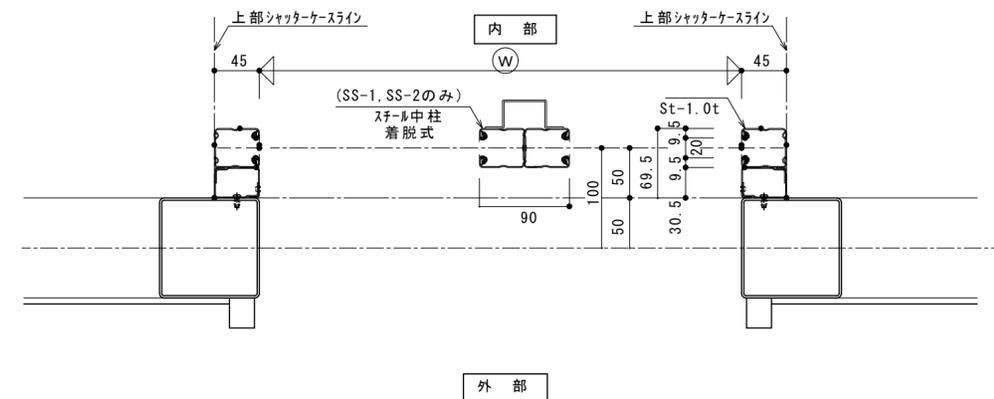
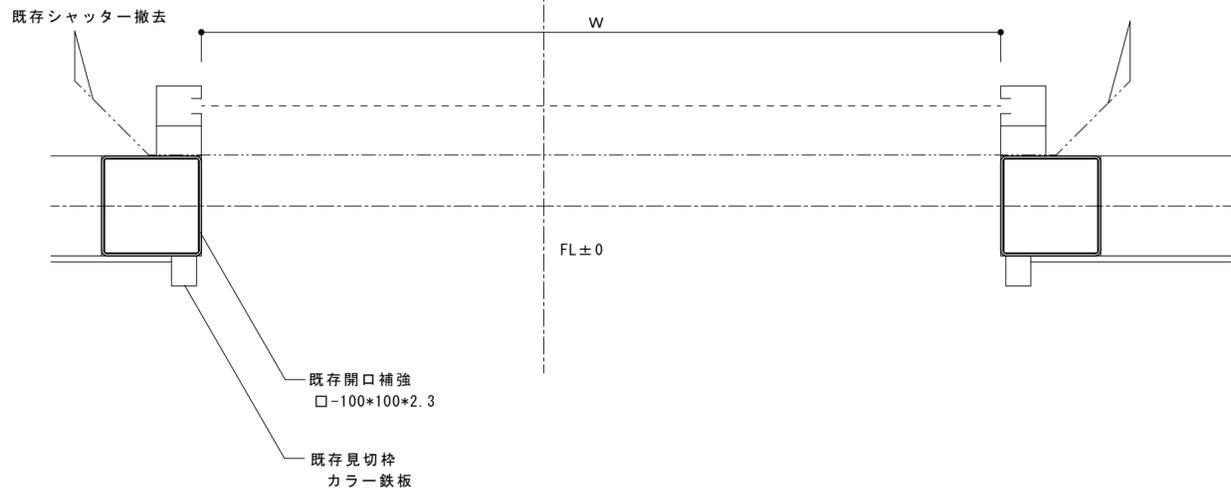
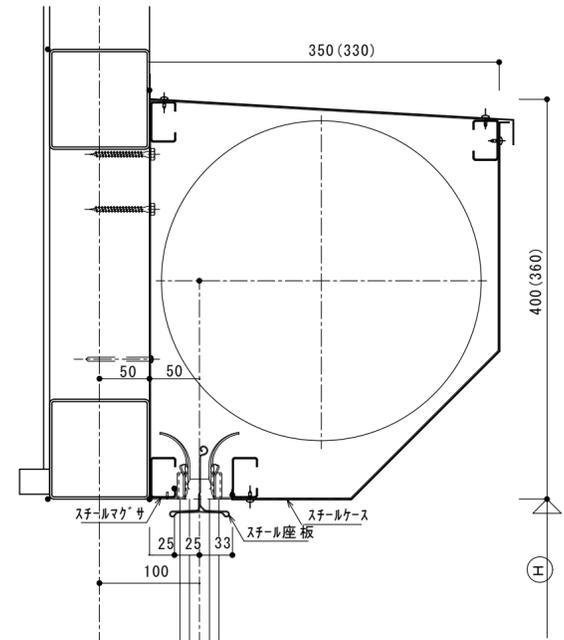
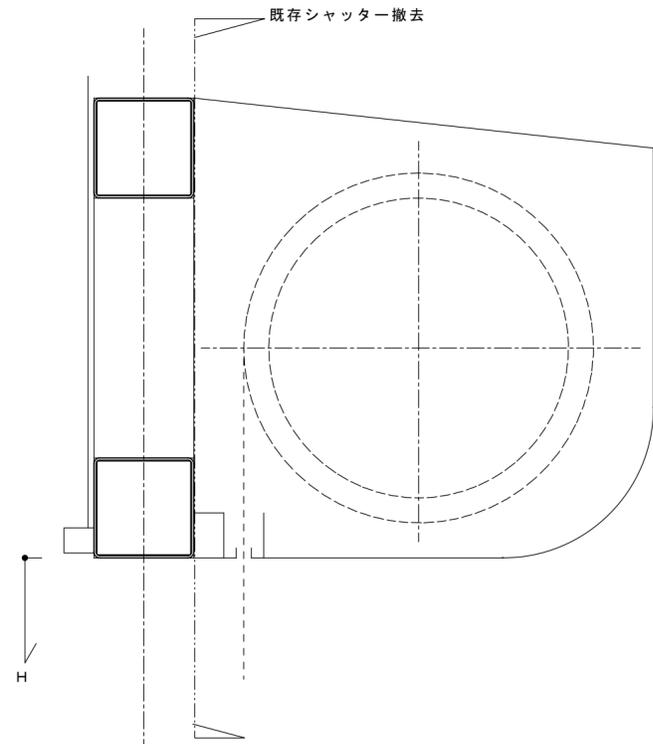
縮尺	A3	1/141
	A2	1/100

図面番号	B-46
作図年月	2020.8

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

改修前 ← → 改修後

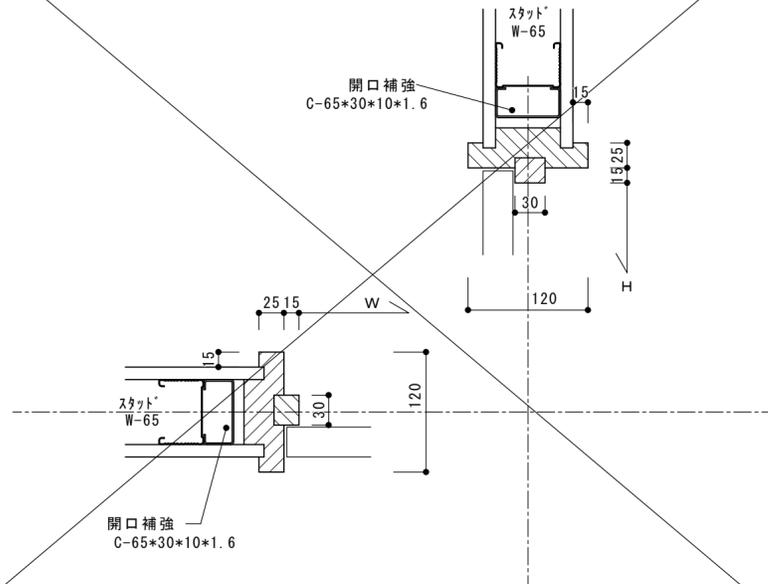
本図はSS-1, SS-2の納まりを示す
 () 内寸法はSS-3, SS-4を示す



	建具記号	W	H	力所数
野菜実習棟	SS1	4,250	3,500	1
	SS2	4,330	3,500	3
	SS3	2,565	3,000	2
	SS4	2,700	2,500	1

木製建具枠（両開き戸）詳細図

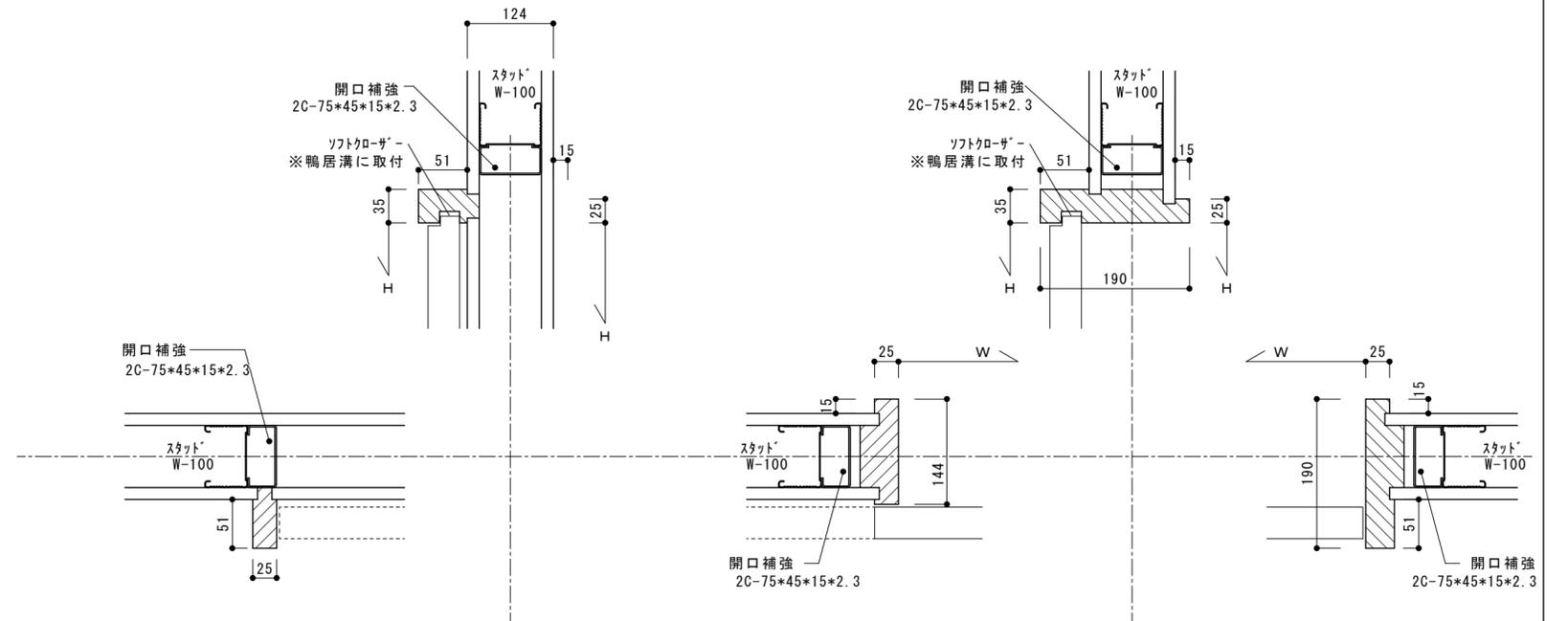
S=1/5



木製建具枠（片引き戸）詳細図

※引分け戸も準ずる S=1/5

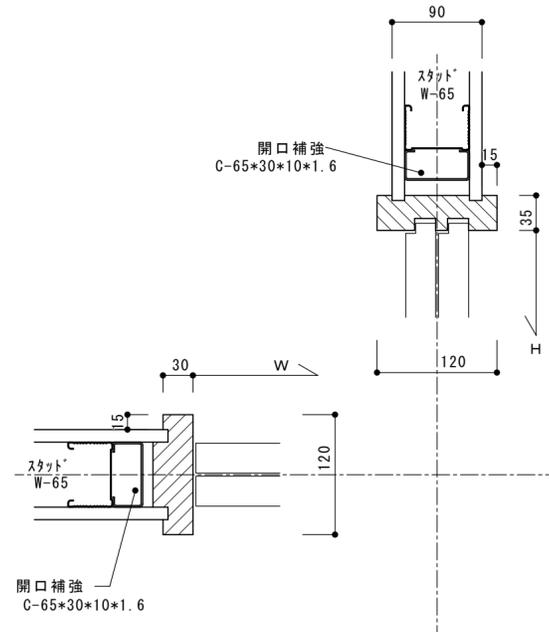
※スタット W100、壁厚124の場合



木製建具枠（引違戸）詳細図

S=1/5

※スタット W65、壁厚90の場合



徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 木製建具枠詳細図

縮尺

A3	1/7
A2	1/5

図面番号

B-48

作図年月

2020. 8



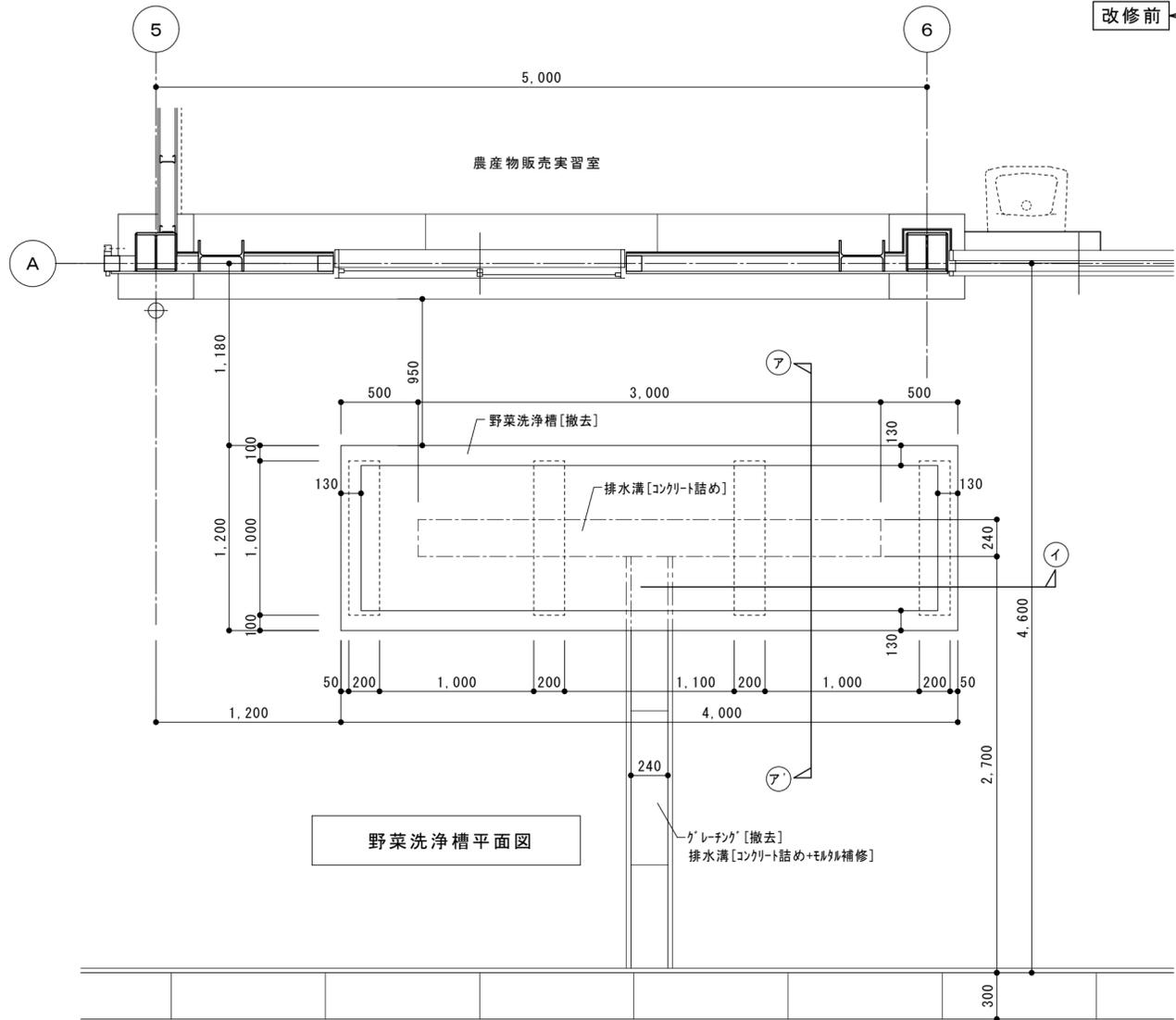
株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

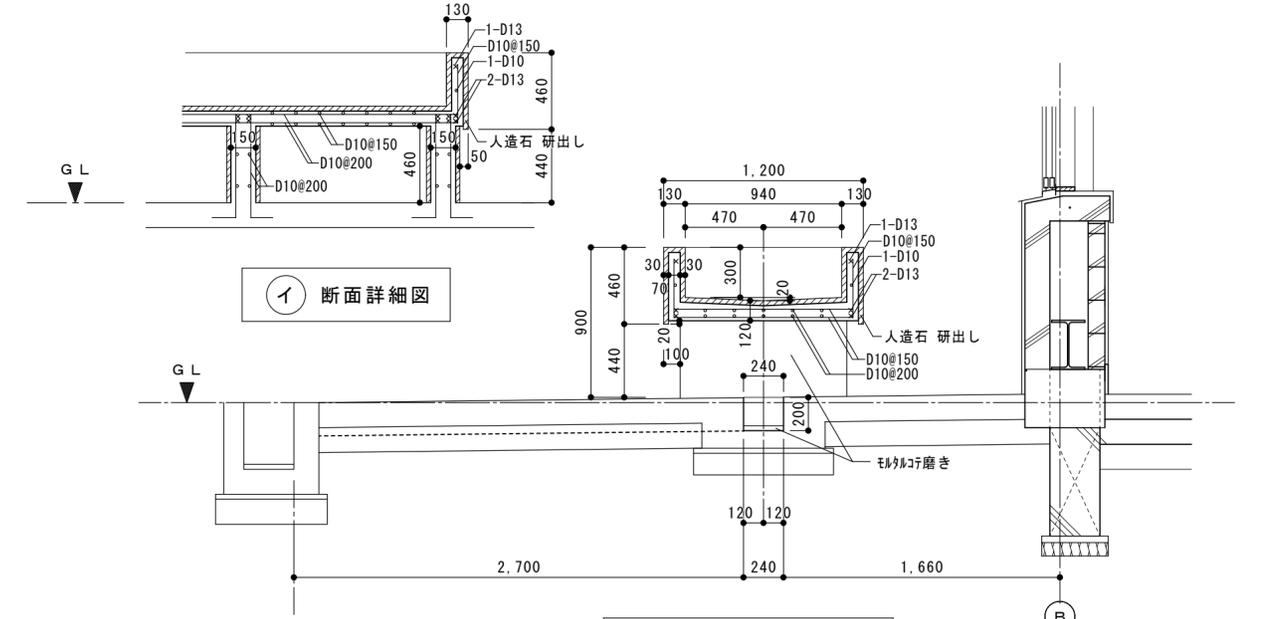
〒779-4101

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

改修前 ← 改修後

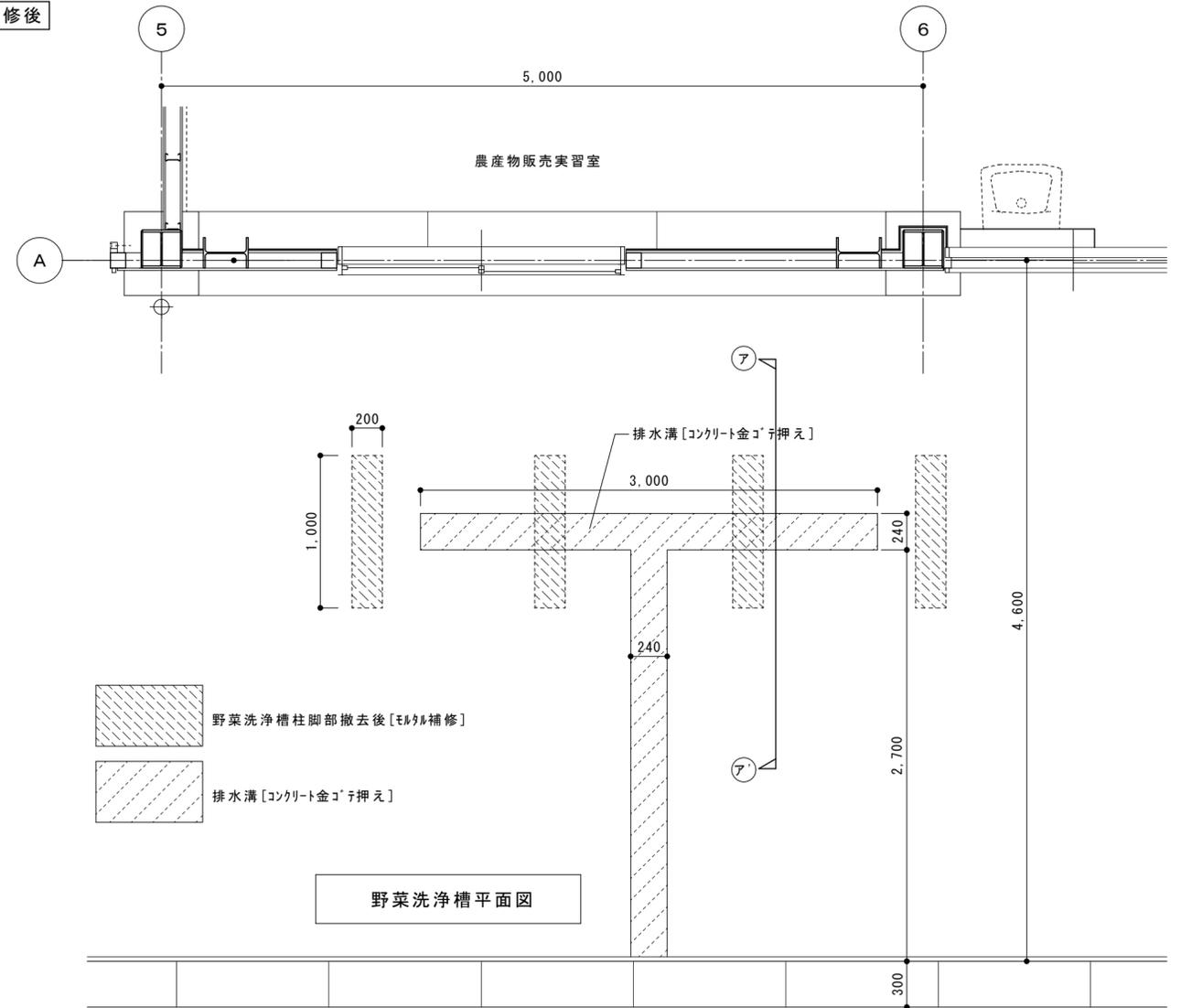


野菜洗浄槽平面図

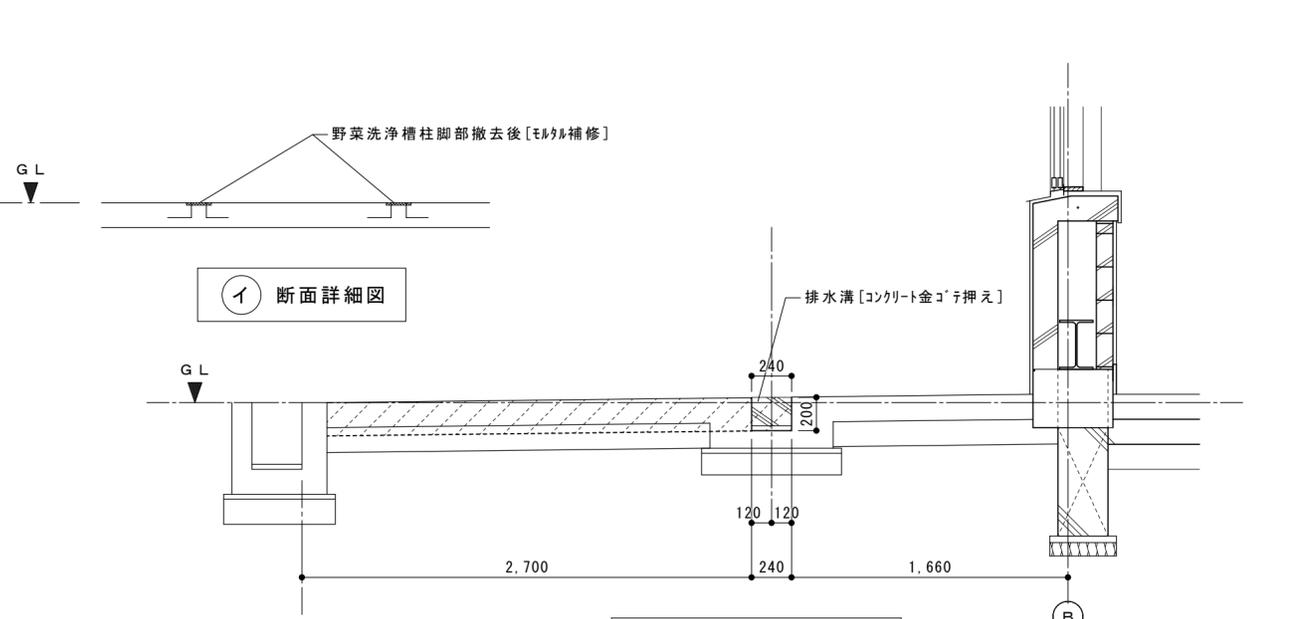


イ 断面詳細図

ア-ア' 断面詳細図



野菜洗浄槽平面図

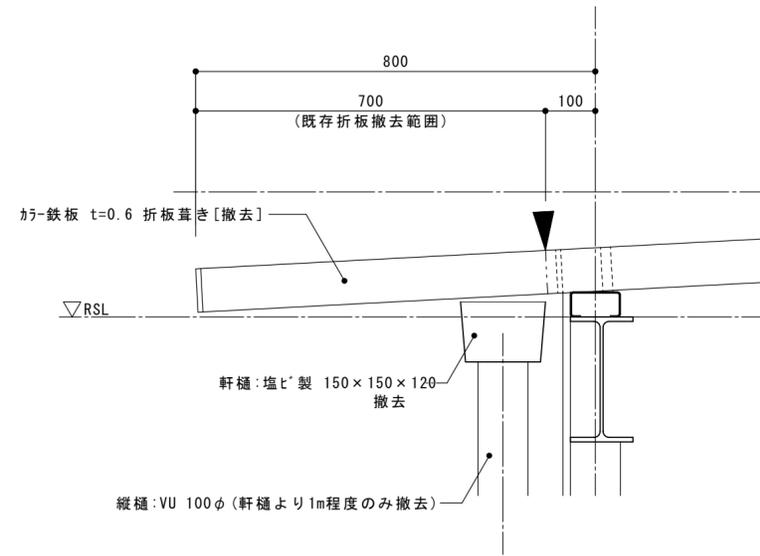


イ 断面詳細図

ア-ア' 断面詳細図

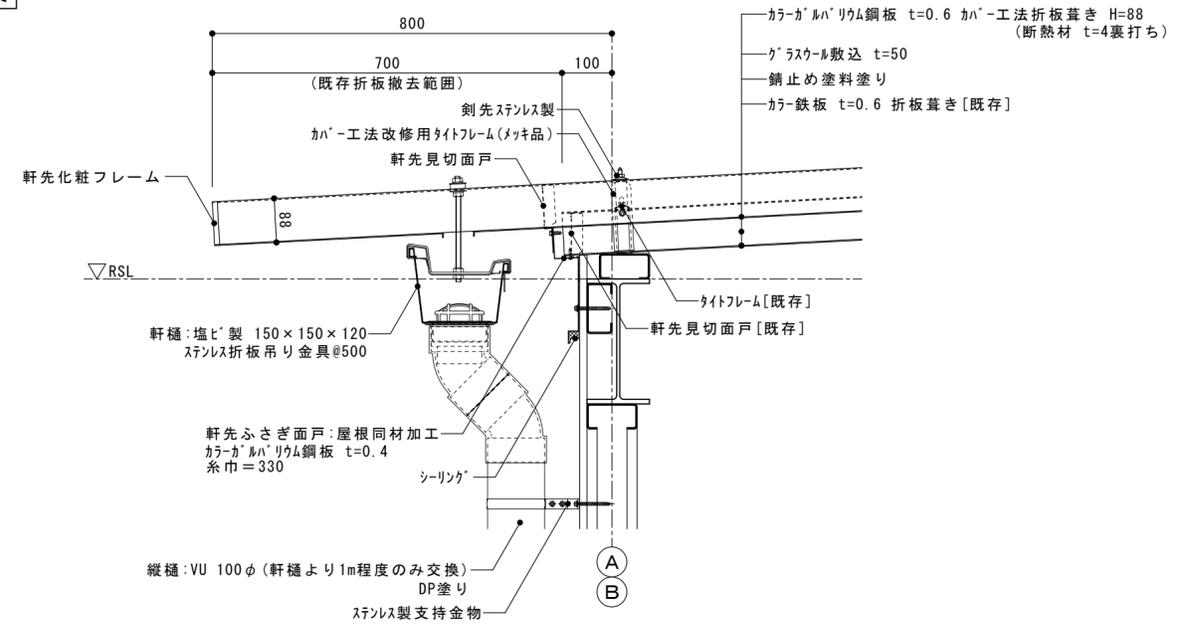
徳島県県土整備部宮繕課	工事名	R2 宮繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	B-49
	図名	野菜洗浄槽平面図 断面詳細図(改修前・改修後)	縮尺	A3 1/21 A2 1/30	作図年月 2020. 8
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	

屋根 A 部 詳細図



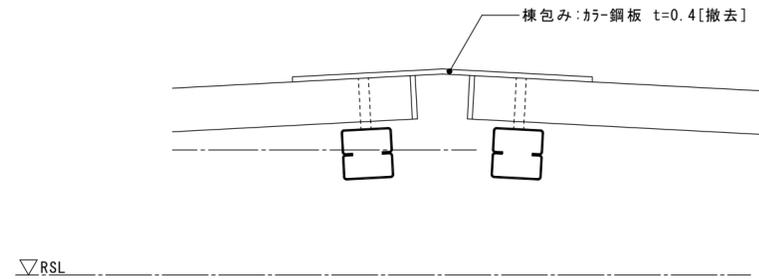
屋根 A 部 詳細図

改修前 ← → 改修後



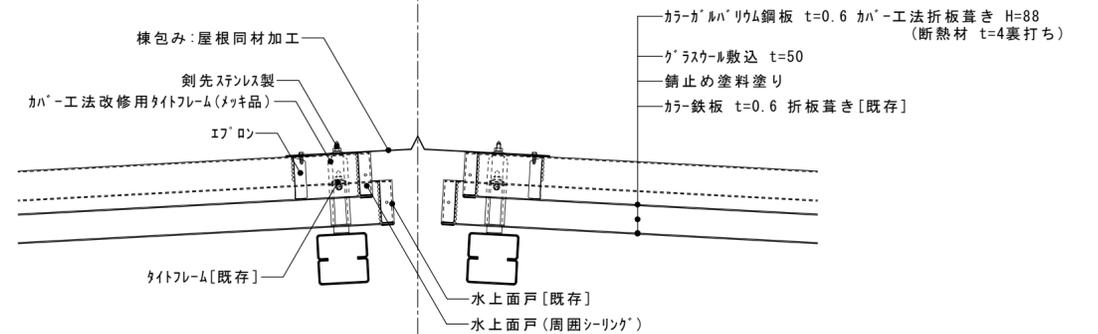
屋根改修 軒先詳細図 S=1/10

屋根 B 部 詳細図



屋根 B 部 詳細図

改修前 ← → 改修後



屋根改修 棟詳細図 S=1/10

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 屋根詳細図-1 (改修前・改修後)

縮尺	A3	1/14
	A2	1/10

図面番号

B-50

作図年月

2020.8



株式会社 上設計

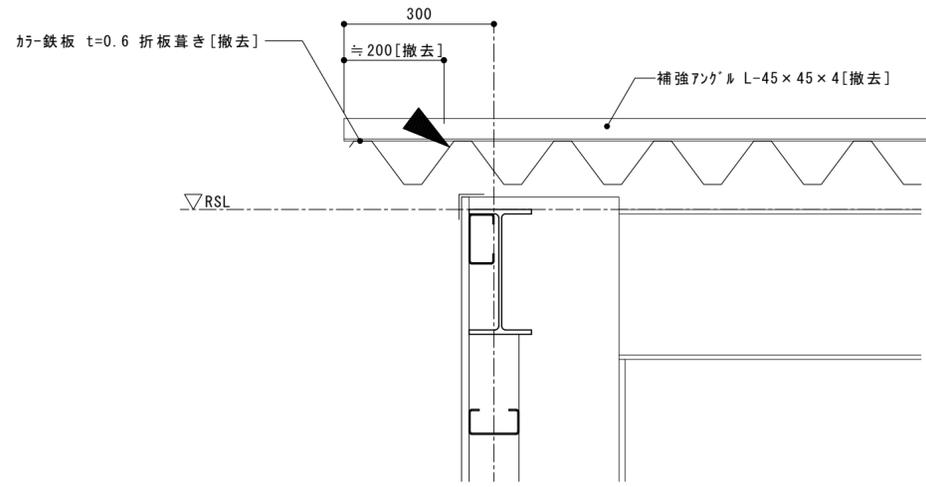
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7

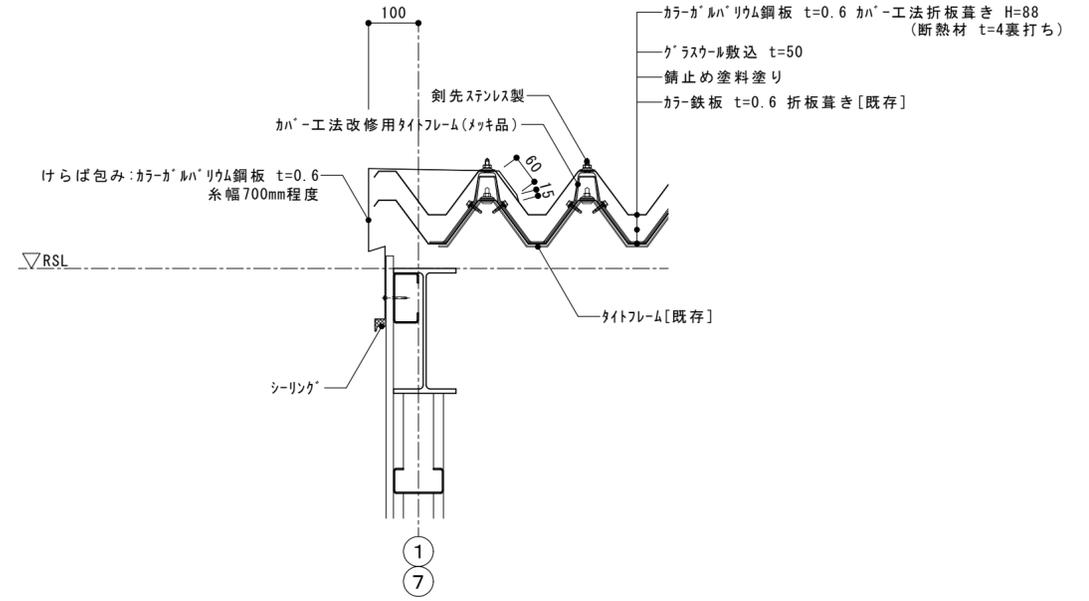
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

屋根けらば部 詳細図

屋根けらば部 詳細図



改修前 ← → 改修後



屋根改修 けらば詳細図 S=1/10

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 屋根詳細図-2 (改修前・改修後)

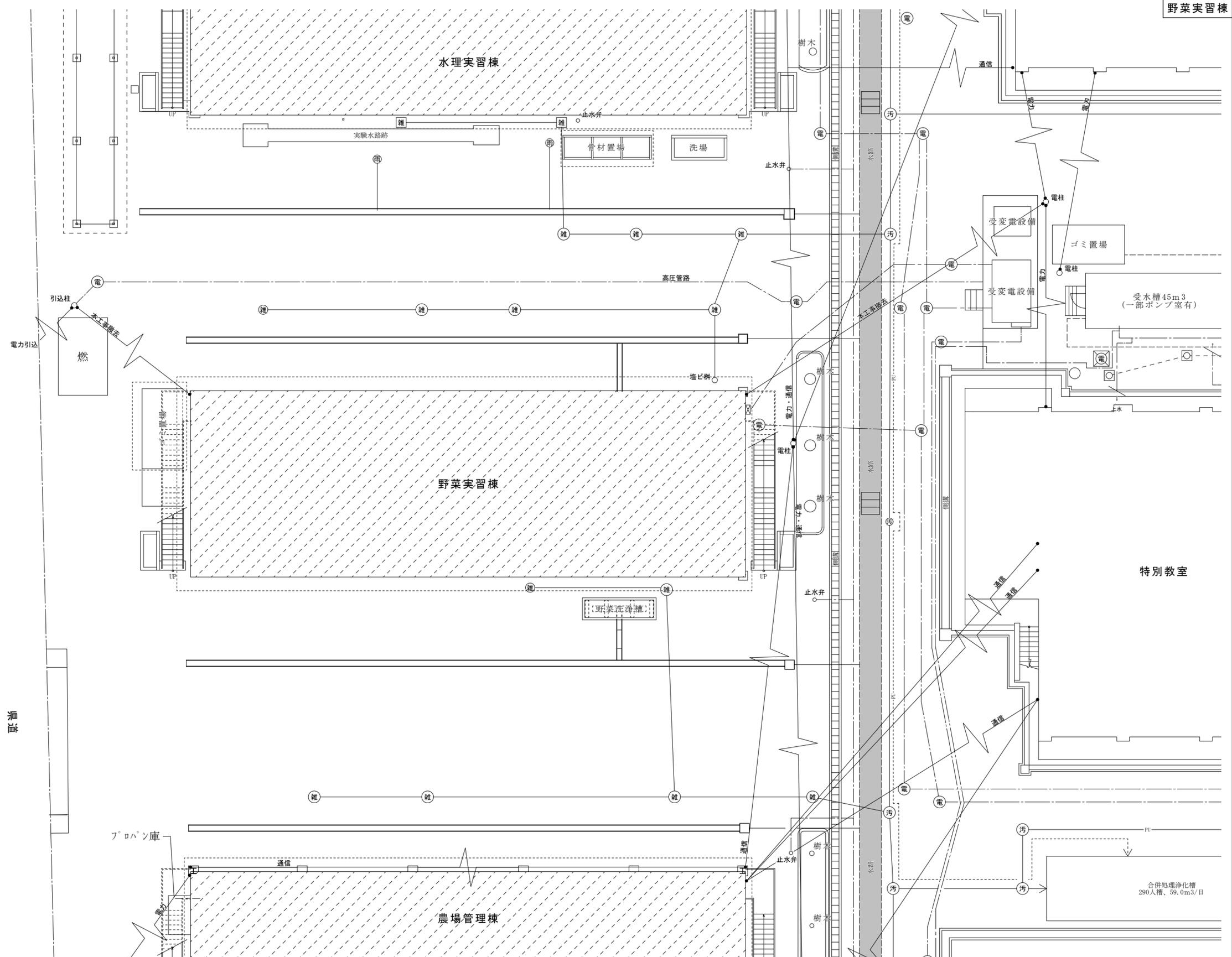
縮尺 A3 1/14
A2 1/10

図面番号 B-51
作図年月 2020.8



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



【野菜実習棟】

支障物件確認図 S=1/150

支障物件の確認
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
 ◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴明け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事
 図名 支障物件確認図

縮尺 A3 1/211
 A2 1/150

図面番号 B-52
 作図年月 2020. 8

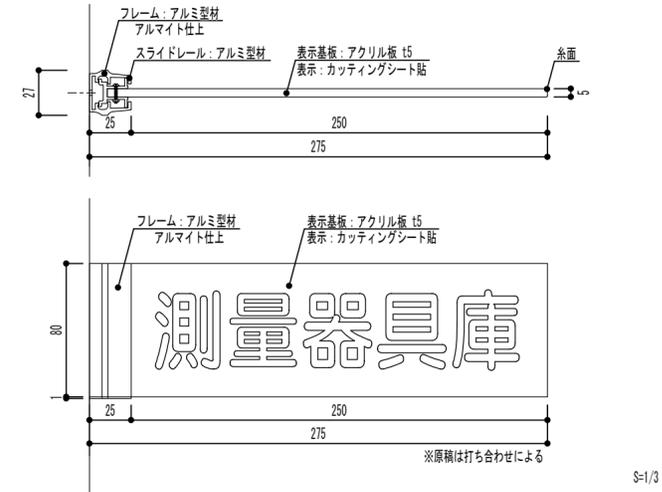
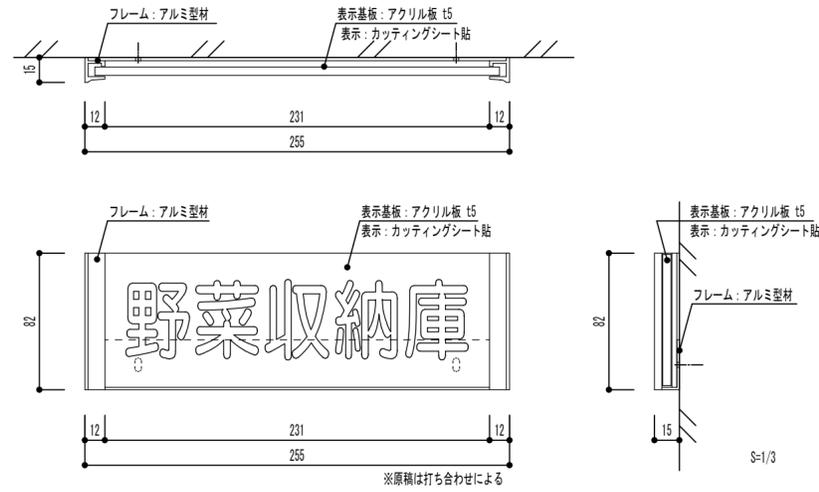
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

S-1 室名札（平付型）

数量：13ヶ処

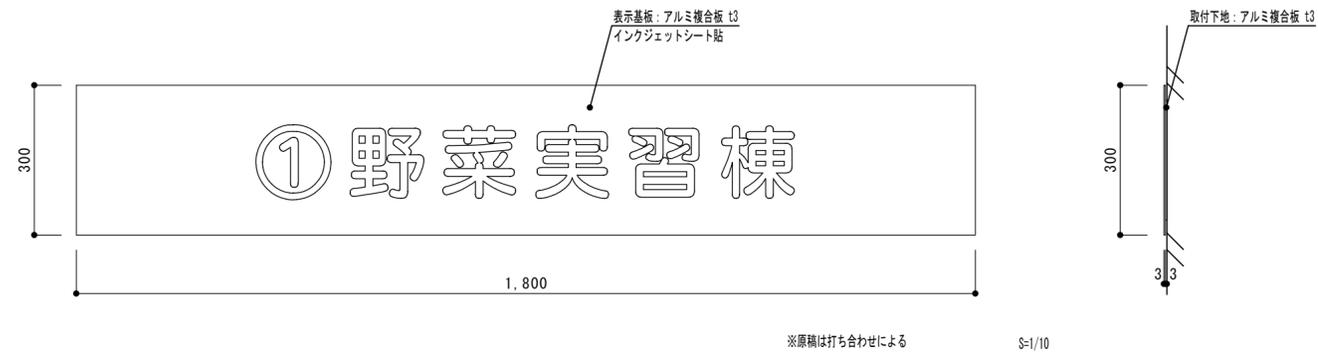
S-2 室名札（突出型）

数量：1ヶ処



S-3 館名サイン

数量：1ヶ処



徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 サイン詳細図

縮尺

A3	1/282
A2	1/200

図面番号

B-53

作図年月

2020.8

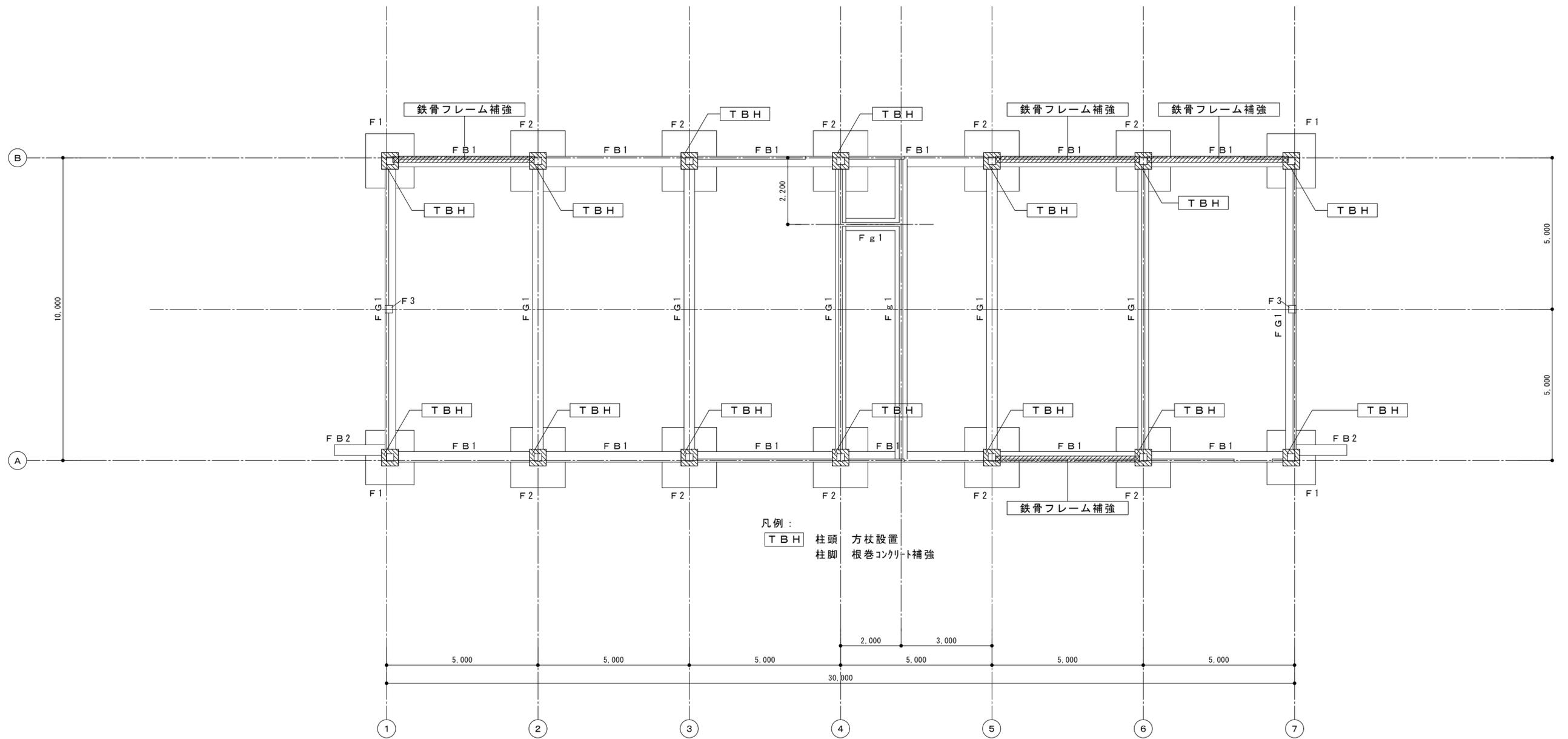


株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7

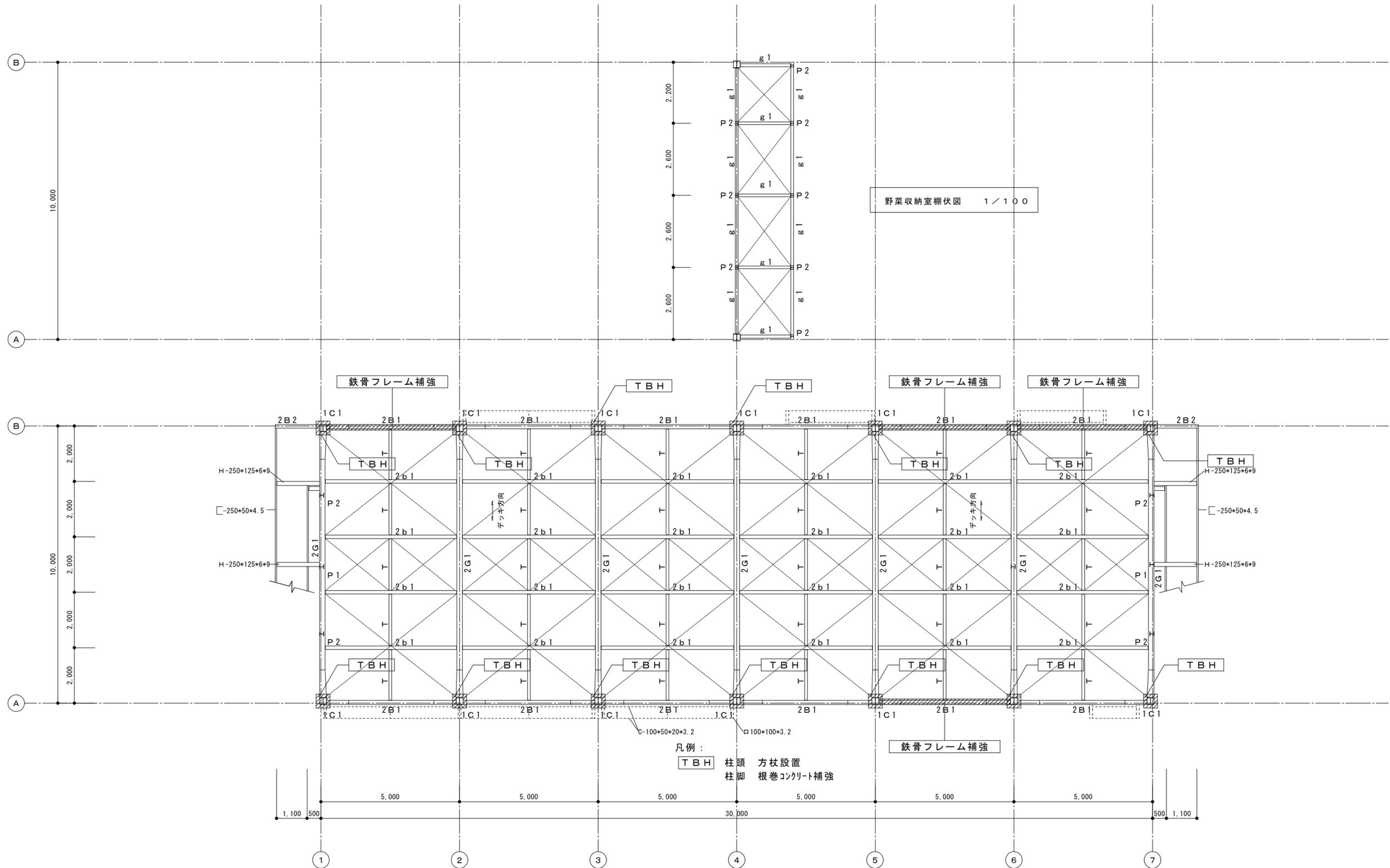
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



基礎伏図 1/100

現況図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	S-01
	図名	基礎伏図(現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月	2020.8
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

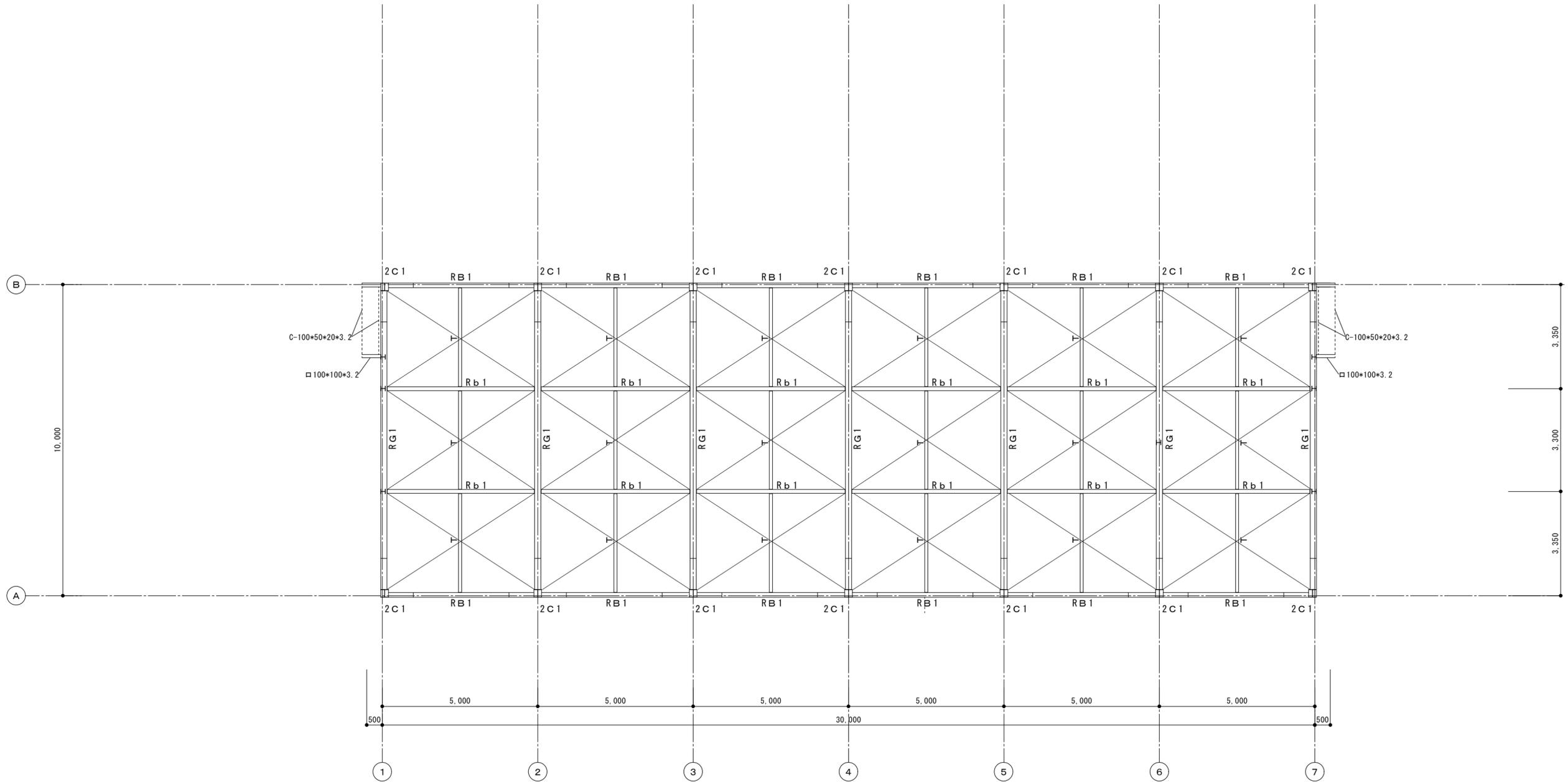


野菜収納室棚伏図 1/100

2階伏図 1/100

現況図

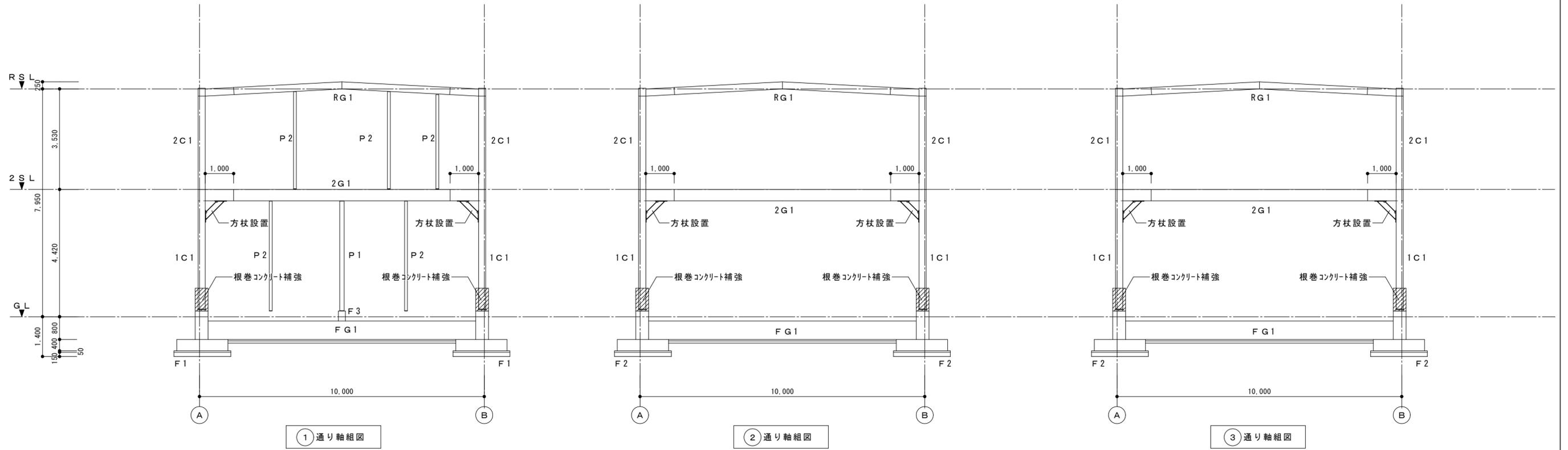
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-02
	図名	2階伏図(現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8
			株式会社 上設計		管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
			〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7		tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



R階伏図 1/100
 <<補強無し>>

現況図

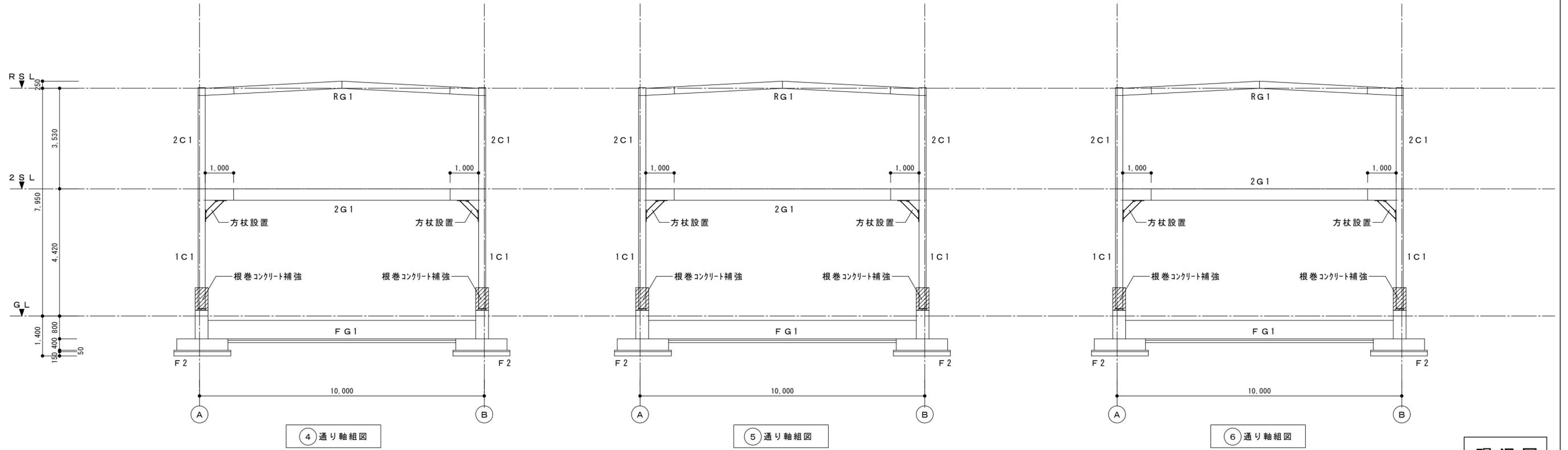
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-03
	図名	R階伏図 (現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8
			株式会社 上設計 <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		



① 通り軸組図

② 通り軸組図

③ 通り軸組図



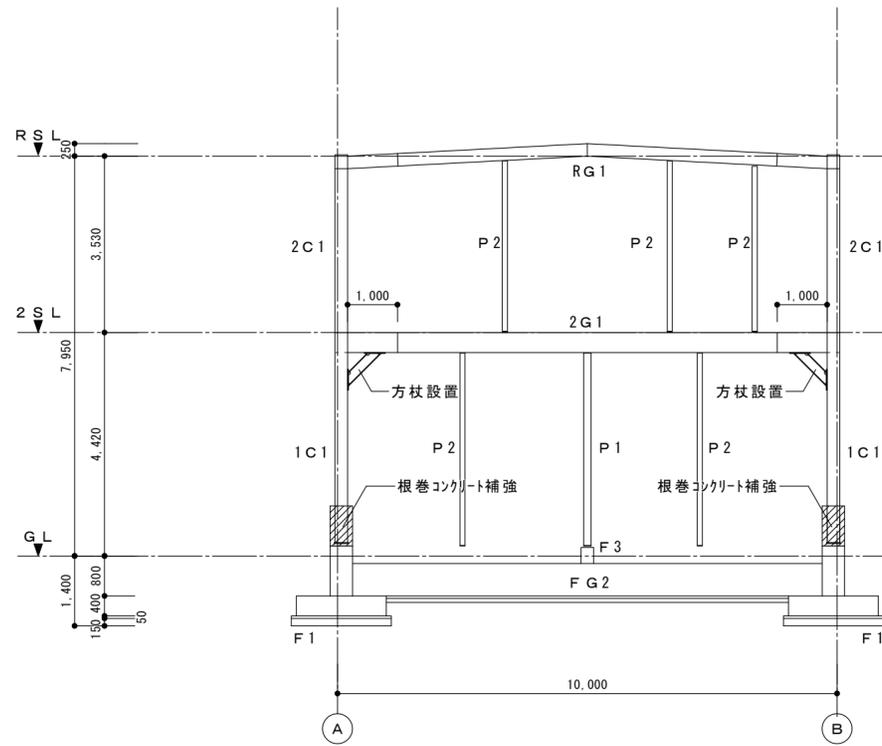
④ 通り軸組図

⑤ 通り軸組図

⑥ 通り軸組図

現況図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-04
	図名	軸組図-1 (現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8
				 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



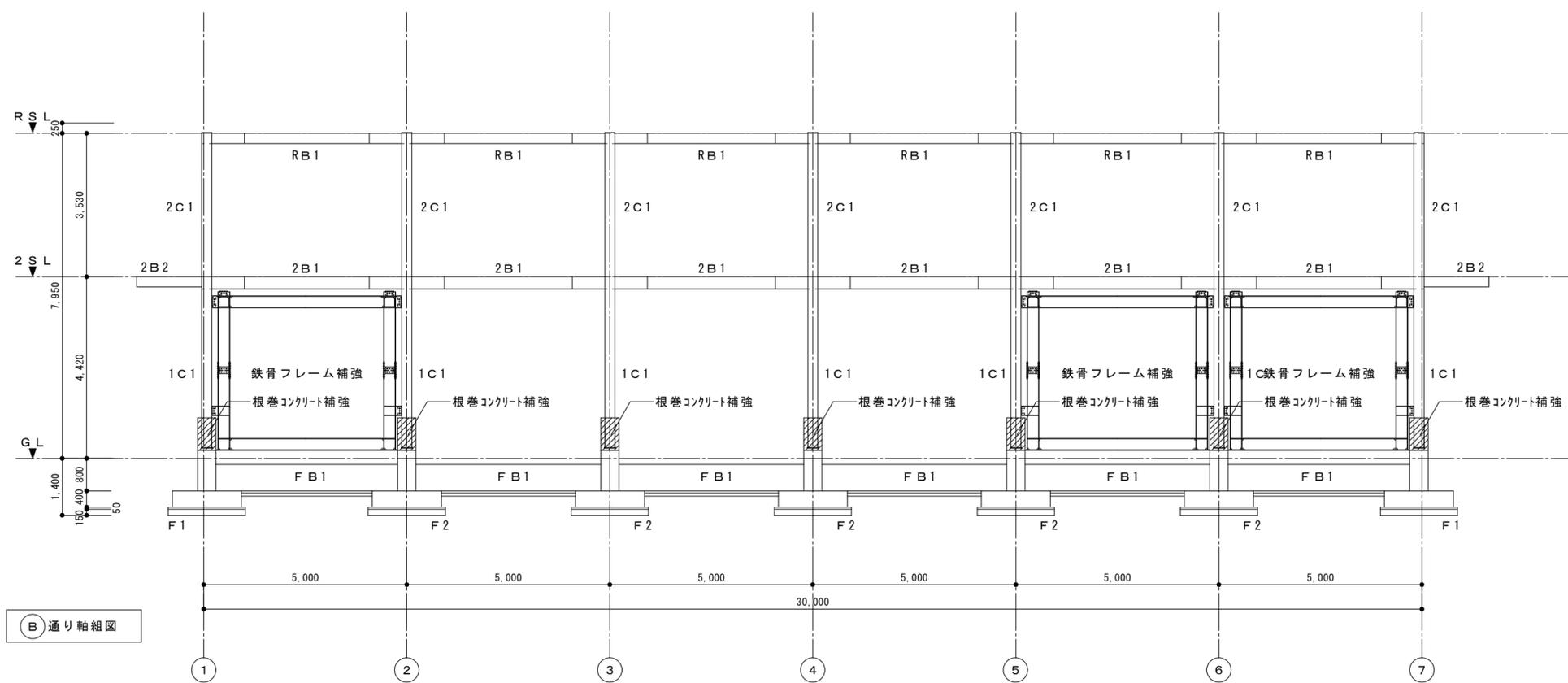
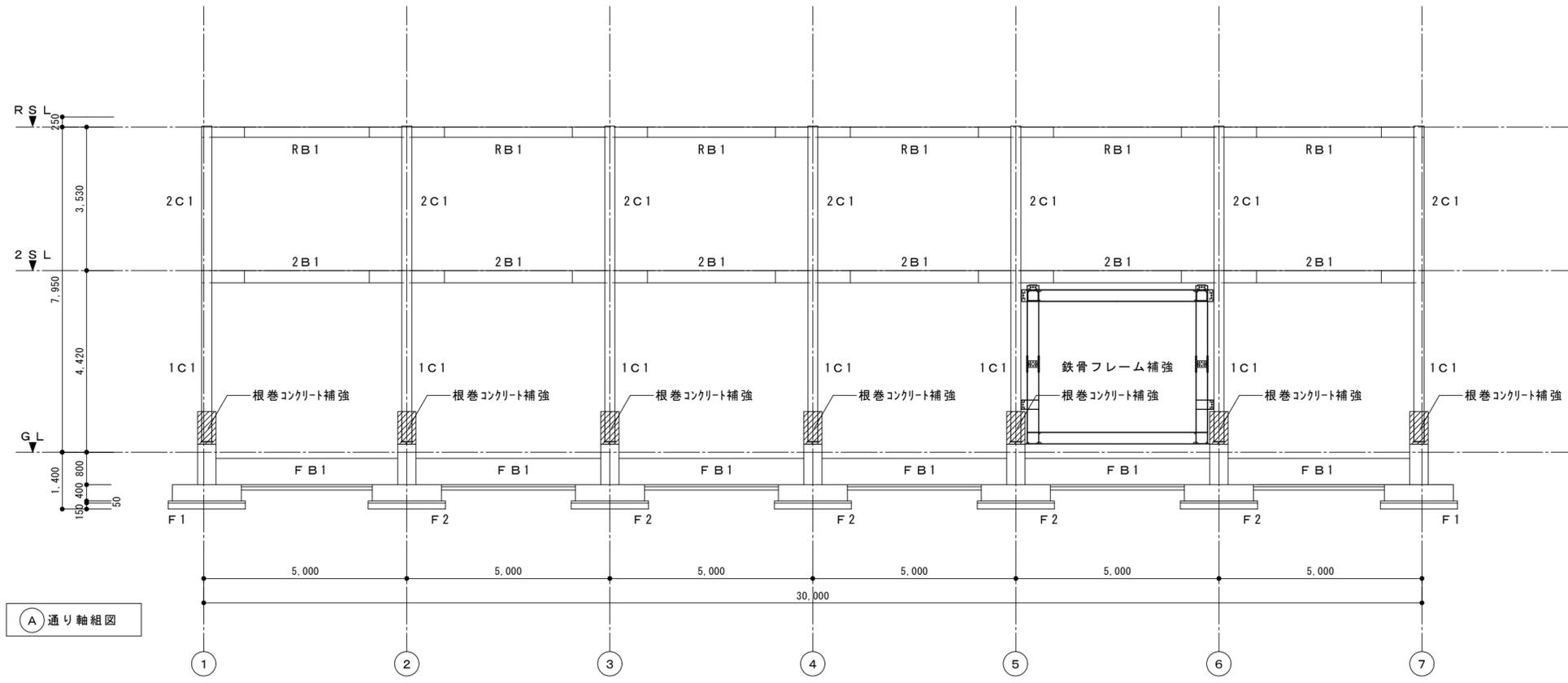
⑦ 通り軸組図

部材リスト	
2 G 1	端部 2FLG PL-16×250 WEB PL-12×368 中央 H-400×200×8×13
RG 1	H-250×125×6×9
2 B 1	H-300×150×6.5×9
2 B 2	H-250×125×6×9
RB 1	H-250×125×6×9
2 b 1	H-250×125×6×9
R b 1	H-200×100×5.5×8
T	2C-100×50×20×3.2
1 C 1	H-250×250×9×14 加 ^ハ -PL-9×232
2 C 1	H-250×250×9×14
1 P 1	H-150×150×7×10
1 P 2	H-100×100×6×8

現況図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-05
	図名	軸組図-2 (現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8

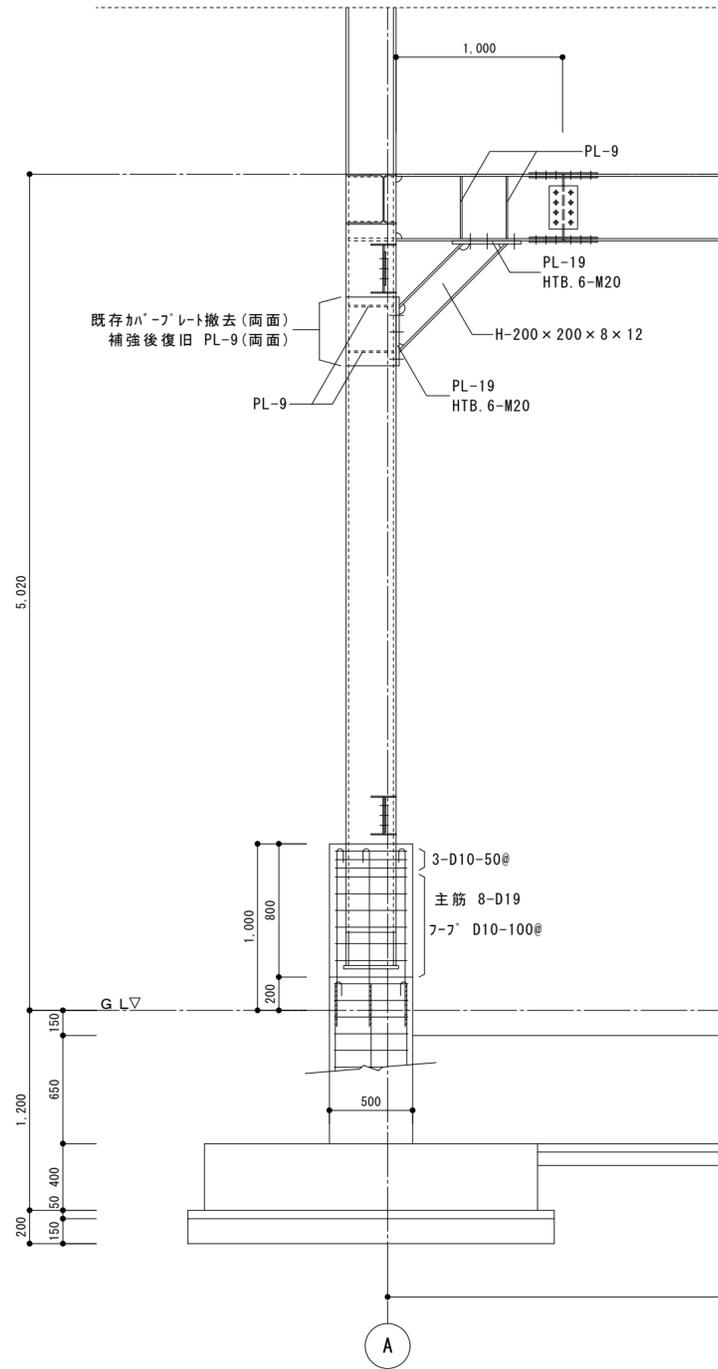
株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



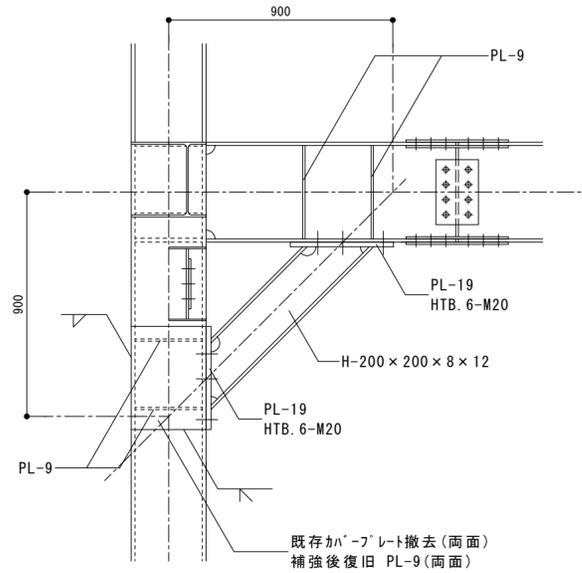
現況図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-06
	図名	軸組図-3 (現況図)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8

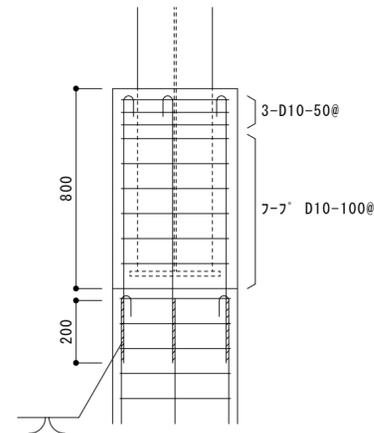
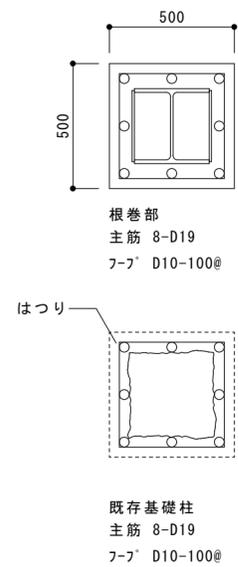
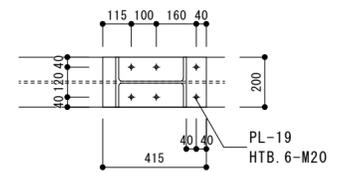
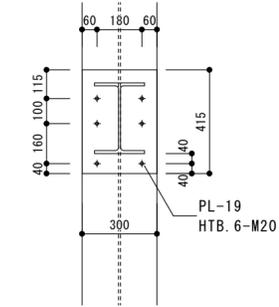
株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



柱頭・柱脚補強要領図 1/30



方杖補強要領図 1/20

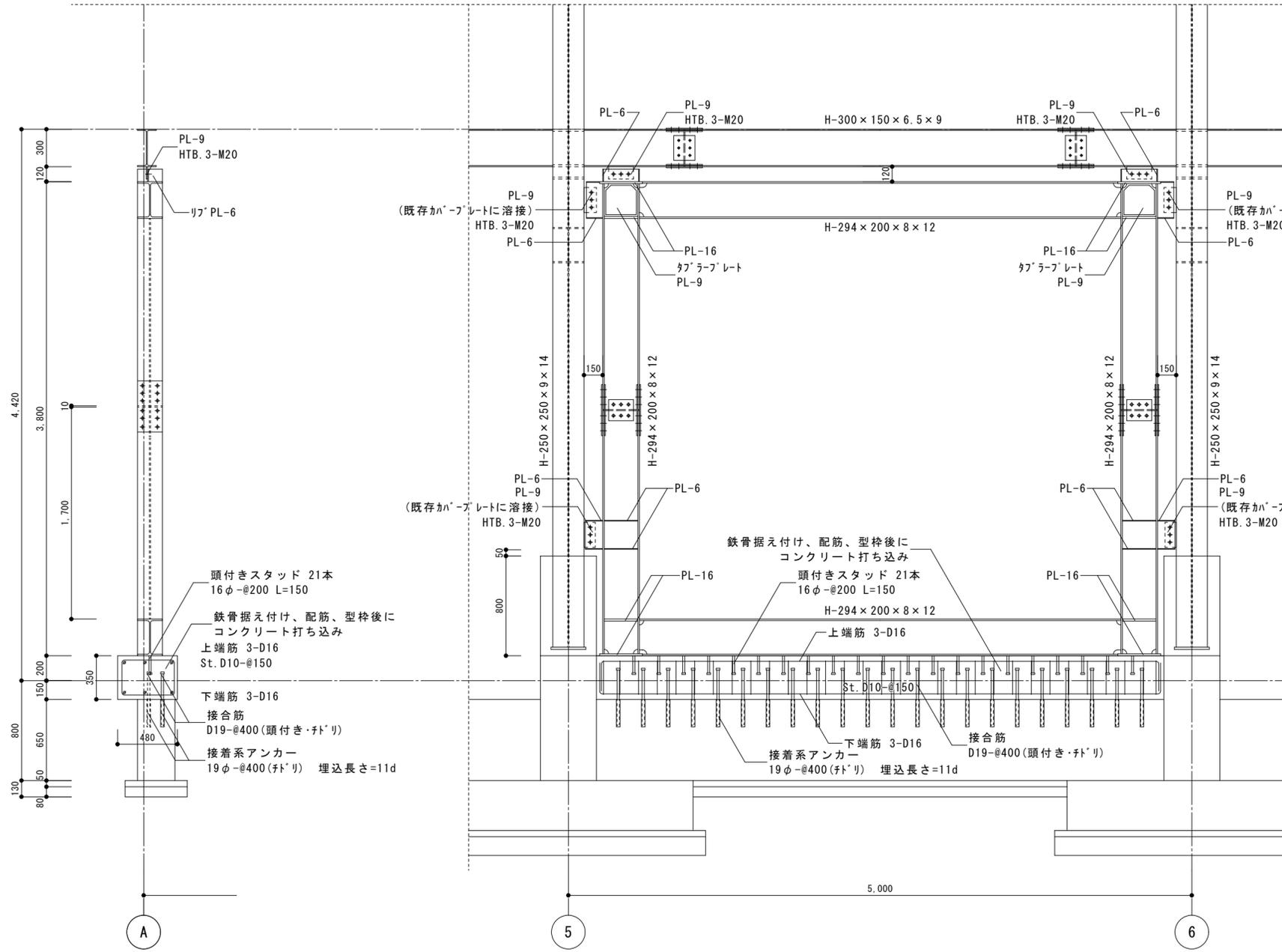


柱脚根巻補強要領図 1/20

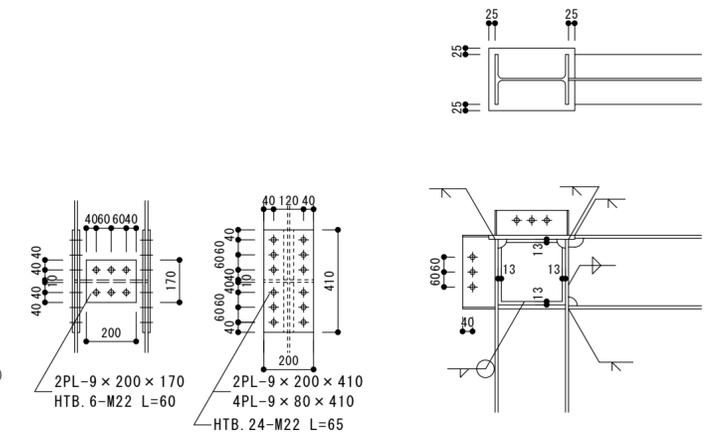
鉄骨	SS400
コンクリート	Fc = 21 N/mm ²
	スラブ 18cm
鉄筋	SD295A
接着系アンカー	SD345

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-07
	図名	柱頭・柱脚補強要領図 (現況図)	縮尺	A3 1/42・28 A2 1/30・20	作図年月 2020.8

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

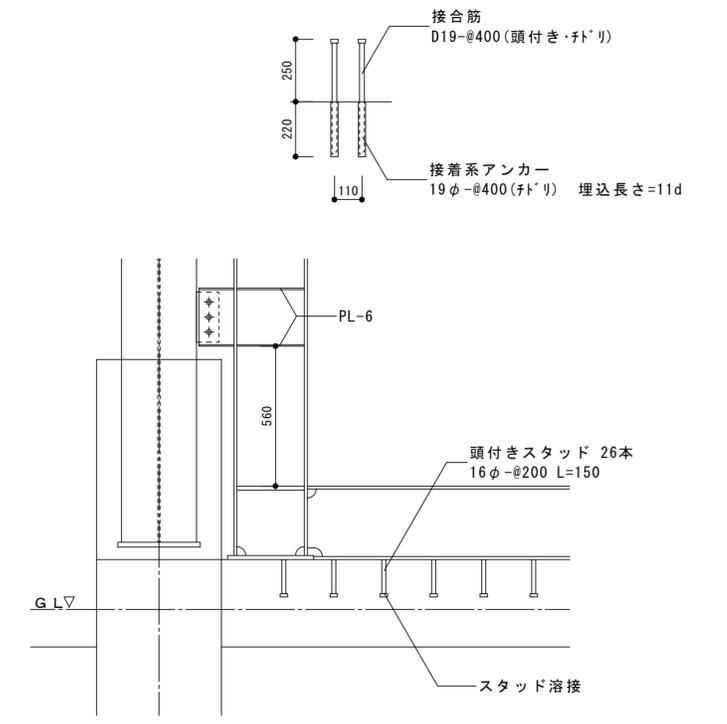


鉄骨フレーム補強要領図 1/30



鉄骨継手要領図 1/20

溶接要領図 1/20

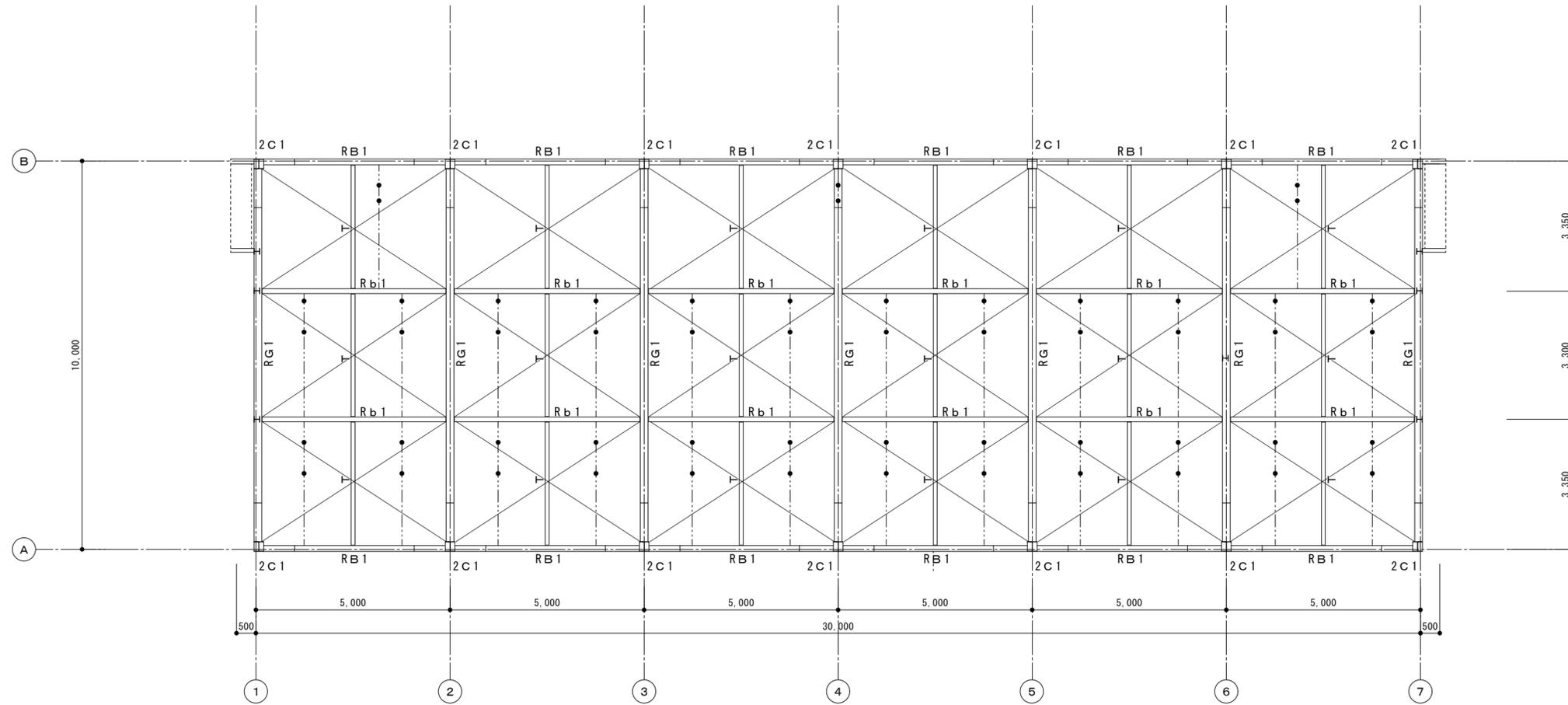


アンカー要領図 1/30

現況図

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-08
	図名	鉄骨フレーム補強要領図 (現況図)	縮尺	A3 1/42・28 A2 1/30・20	作図年月 2020.8

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



天井裏鉄骨下地R階伏図 1/100

凡例	
●	吊ボルト位置(照明用)
----	[-100×50×5×7.5 既存H形鋼に横ずれ防止留め金具、 二重カットで固定する事

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	S-09
	図名	天井裏鉄骨下地R階伏図	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2020.8


株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

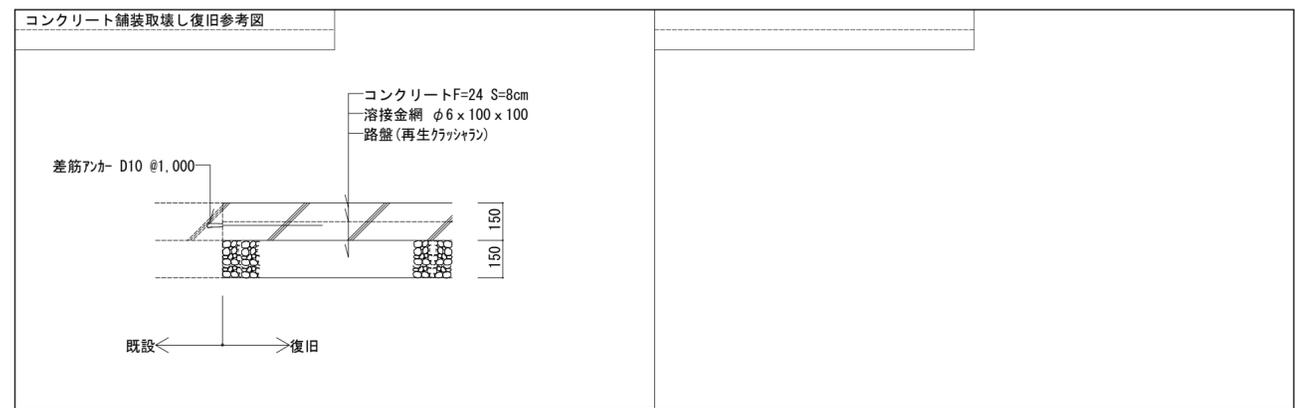
電気設備凡例

記号	名称	規格・仕様・摘要
●	埋込型スイッチ	1P15A300V 取付枠 新金属プレート共
●3	埋込型3路スイッチ	3W15A300V 取付枠 新金属プレート共
●L	埋込型ランプ付スイッチ	1P 4A100V 取付枠 新金属プレート共
●3wp	防水埋込型3路スイッチ	3W15A300V
Ⓧ	埋込コンセント	2P15A125V x 1 取付枠 新金属プレート共
Ⓧ2	埋込コンセント	2P15A125V x 2 取付枠 新金属プレート共
ⓍLK	埋込コンセント(抜止)	2P15A125V x 1 取付枠 新金属プレート共
ⓍSPE	防水動力コンセント(抜止)	3P20A250V 接地極 アースターミナル共
K ○ K	カバープレート(壁・天井)	新金属プレート
● ●	ノズルプレート(壁・天井)	新金属プレート
●wp	防雨入線カバー	埋込・露出両用
S	手元開閉器	詳細は図示参照
⊠	複合盤	詳細は盤単線結線図参照
⊙	*壁掛スピーカ	既設
⊙	*アッテネーター	既設
⊙⊙⊙	*総合盤	既設 P型1級 発信器, 火災警報ベル, 表示灯
⊙	熱感知器	差動式スポット形 2種 露出
⊙	小屋裏内感知器	※設置場所には天井点検口を設けメンテナンス可能なようにすること(点検口設置は建築)
⊙	警戒区域番号	自火報用
⊙	ハンドホール	規格・蓋は図示による
□	位置BOX、プルボックス	アウトレットボックス スイッチボックス コンクリートボックス プルボックス等
⌋	立ち上げ 及び 立ち下げ	
↓	接地工事	接地種別は図示による

照明器具参考姿図

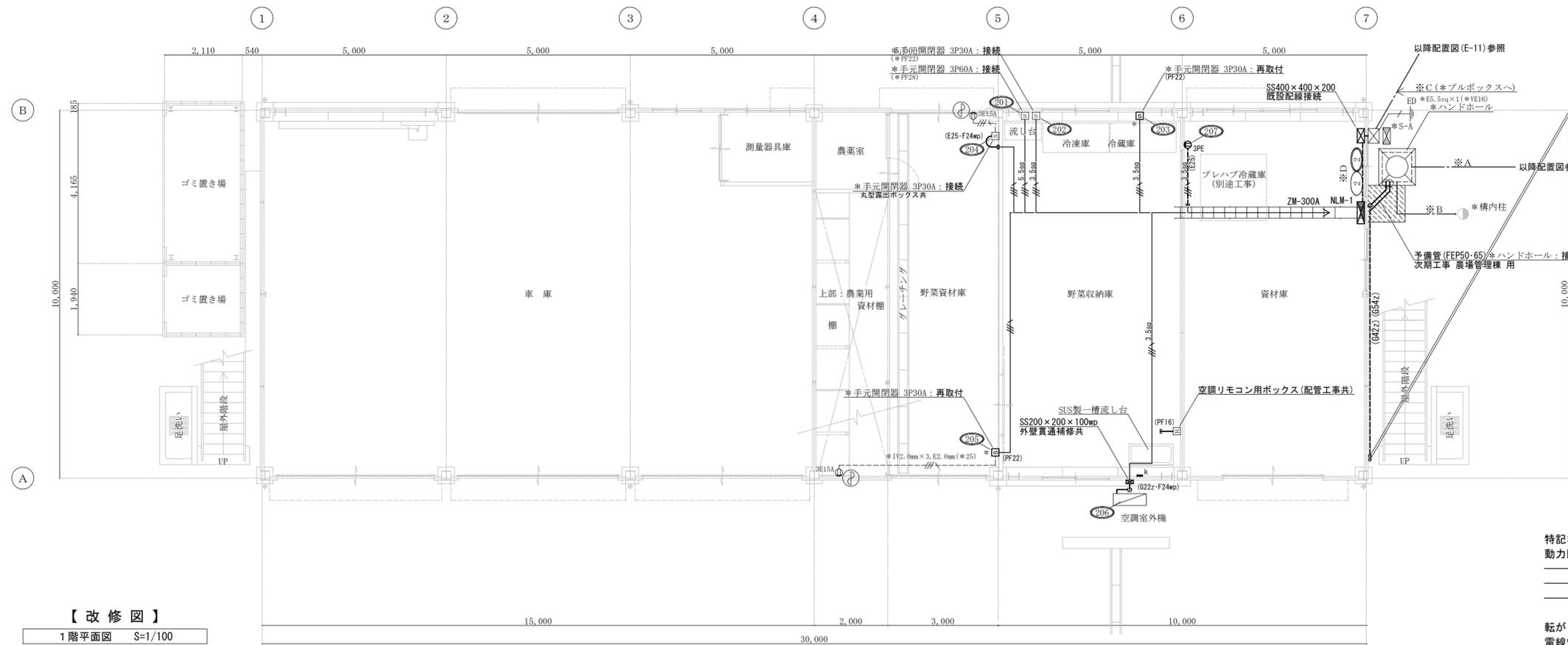
記号	名称	規格・仕様	記号	名称	規格・仕様	記号	名称	規格・仕様	記号	名称	規格・仕様
a15	LEDライト 直付型 W150	LSS9-2-15 LN9	A30	LED 直付型 W150	LSS9-4-30 LN9	b15	LEDライト 直付型 W80	LSS1-2-15 LN9	B30	LEDライト 直付型 W80	LSS1-4-30 LN9
B37	LEDライト 直付型 W80	LSS1-4-37 LN9	BR1wp	LED ブラケットライト	LBF3MP/RP-2-06 LN9						

施工参考図



盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧 (V)	負荷容量				開閉器		二次側配線	備考				
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護 種数	極数			AF	AT		
内器 撤去 動力盤 S-A 屋内壁掛形 ー 屋外 銅板製 寸法 W×D×H(mm) 400 150 500 参考質量(kg) ー	一般動力 3φ3W 200V ー kVA ② *CVT 22sq IV5.5sq(ED)		②a	複合盤 LM-A	200							CET 14sq					
				パッケージ式空調機	200				M	3	50	30	CE3.5sq-3C	IE 2sq			
				パッケージ式空調機	200				M	3	50	20	CE3.5sq-4C				
				※開閉器及び端子台の撤去を行い、箱体や管路は既存のまま放置とする													
撤去 複合盤 LM-A 屋内自立形 ー 1F コンピューター室 銅板製 下部通信機器 S P 寸法 W×D×H(mm) 600 200 2000 参考質量(kg) ー	一般電灯 1φ3W 200/100V ー kW ② *CVT 22sq IV5.5sq(ED) IV5.5sq(ED・ELCB)		②	主幹	200/100					E	3	100	75	A L 接点(ブザー付)			
				②01 電灯	パソコンルーム	100				M	1	50	20				
				②02 電灯	販売所	100				M	1	50	20				
				②03 コンセント	サーバー下	100				M	1	50	20				
				②04 コンセント	P Cルーム北壁AC右下	100				M	1	50	20				
				②05 コンセント	P Cルーム北壁西側AC左下	100				M	1	50	20				
				②06 コンセント	P Cルーム西壁北側	100				M	1	50	20				
				②07 コンセント	P Cルーム西壁南側 1・2	100				M	1	50	20				
				②08 コンセント	販売所東側	100				M	1	50	20				
				②09 コンセント	ー	100				M	1	50	20				
				②10 予備	ー	100				M	1	50	20			二次側無し	
				②11 予備	ー	100				M	1	50	20			二次側無し	
				②12 予備	ー	100				M	1	50	20			二次側無し	
				②13 予備	ー	100				M	1	50	20			二次側無し	
				②14 予備	ー	100				M	1	50	20			二次側無し	
一般動力 3φ3W 200V ー kVA ②a CVT 14sq	②a	②01	アイスクリームフリーザ	200					E	3	100	75					
		②02	冷凍庫	200					E	3	50	30					
		②03	冷凍庫	200					E	3	50	30					
撤去 複合盤 LM 屋内埋込形 ー 1F 農産物販売実習室 銅板製 寸法 W×D×H(mm) 550 150 800 参考質量(kg) ー	一般電灯 1φ3W 200/100V ー kW ① CV 14sq-3c IV 14sq(ED)		①	主幹	200/100				M	3	50	40					
				①01	1階電灯	100				M	1	50	20				
				①02	1階コンセント(POSレジ入口横)	100				M	1	50	20				
				①03	2階廊下電灯 当番生徒控室	100				M	1	50	20				
				①04	男子更衣室 2階電灯	100				M	1	50	20				
				①05	男子更衣室 コンセント	100				M	1	50	20				
				①06	当番生徒控室 コンセント	100				M	1	50	20				
				①07	予備	100				M	1	50	20			二次側無し	
				①08	2階空調機	200				M	2	50	20				
				一般動力 3φ3W 200V ー kVA ① CV 14sq-3c	①	①01	有圧換気扇等	200					M	3	50	40	IV2.0mm×3, IV5.5sq×3

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧 (V)	負荷容量				開閉器		二次側配線	備考			
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護 種数	極数			AF	AT	
新設 複合盤 NLM-1 屋内自立形 公共建築工事仕様 1F 資材庫 銅板製 標準色塗装仕上	一般電灯 1φ3W 200/100V ー kW ② *CVT 22sq *IV5.5sq(ED) *IV5.5sq(ED・ELCB)		②	主幹	200/100					M	3	100	100			
				②01	1階電灯	東側	100	389				M	2	50	20	
				②02	1階電灯	西側	100		244			M	2	50	20	
				②03	2階電灯	廊下	100	55				E	2	50	20	
				②04	1階コンセント	更衣室	100		678			M	2	50	20	
				②05	1階コンセント	資材庫	100	200				M	2	50	20	
				②06	1階コンセント	野菜収納庫 東側	100		200			M	2	50	20	
				②07	1階コンセント	野菜収納庫 西側	100	300				M	2	50	20	
				②08	1階コンセント	車庫	100		200			M	2	50	20	
				②09	2階コンセント	更衣室	100	1,200				M	2	50	20	
				②10	2階コンセント	廊下	100		200			M	2	50	20	
				②11	予備	ー	100	500				M	2	50	20	
				②12	予備	ー	100		500			M	2	50	20	
				②13	予備	ー	100	500				M	2	50	20	
②14	予備	ー	100		500			M	2	50	20					
②	予備スペース	ー	100	500							2	50				
②	予備	ー	100		500						2	50				
②	予備	ー	100		500						2	50				
②	予備	ー	100		500						2	50				
②	予備	ー	100		500						2	50				
②	予備	ー	100		500						2	50				
一般動力 3φ3W 200V ー kVA ② CET 22sq	②	主幹	200/100						M	3	100	100				
		②01	予備	200						E	3	100	75	(アイスクリームフリーザ:5.6kW)		
		②02	*冷凍庫	200			700			E	3	50	15			
		②03	*冷蔵庫	200			1,300			E	3	50	30			
		②04	*有圧換気扇	200			50			E	3	50	15			
		②05	*有圧換気扇	200			50			E	3	50	15			
		②06	*パッケージ式空調機	200						E	3	50	30			
		②07	*プレハブ冷蔵庫	200			750			E	3	50	30			
		②	予備スペース	200								3	50			
		②	予備	200								3	50			
②	予備	200								3	50					
②	予備	200								3	50					



【改修図】
1階平面図 S=1/100

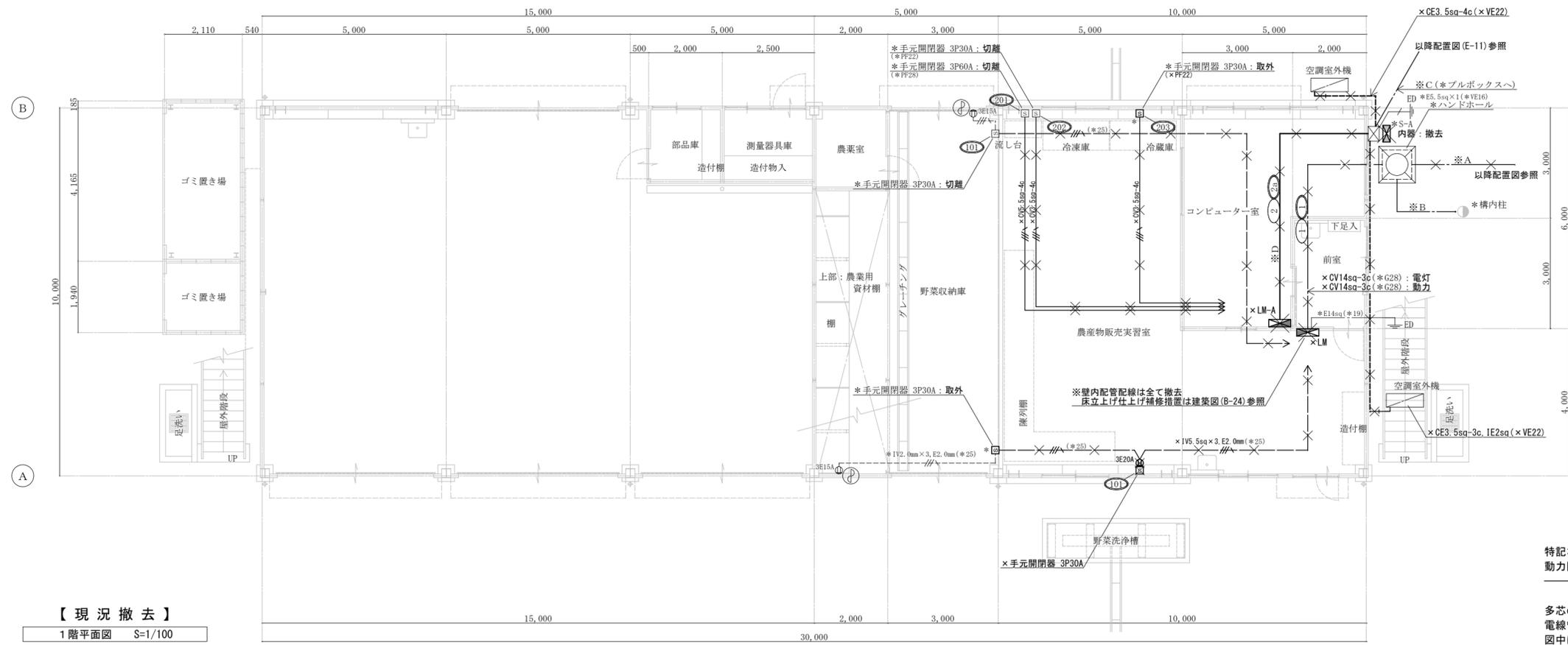
- 予備管(G42z)(G54z)次期工事 農場管理棟 用
以降(E-06)参照
- ※A (*VP150): 予備
 - ※CV 38sq-3c (*G 42): 水理実習室 電灯
 - ※CV 60sq-3c (*G 54): 水理実習室 動力
 - ※CV100sq-3c (*VP150): 農業実習室他 電灯
 - ※CV100sq-3c (*VP150): 農業実習室他 動力
 - (*G 82): 予備
 - (*G 82): 予備
- 以降配置図参照
- ※B
 - ※CV 38sq-3c (*G 42): 水理実習室 電灯
 - ※CV 60sq-3c (*G 54): 水理実習室 動力
 - ※CV100sq-3c (*G 70): 農業実習室他 電灯
 - ※CV100sq-3c (*G 70): 農業実習室他 動力
- 以降配置図参照
- ※C
 - ※CVT 22sq (*FEP50): 野菜実習室 電灯
 - ※CVT 22sq (*FEP50): 野菜実習室 動力
 - (*FEP80): 予備
- 以降配置図参照
- ※D
 - ※CVT 22sq (E 51): 野菜実習室 電灯
 - 1 既設配線を入線
 - ※CVT 22sq (E 51): 野菜実習室 動力
 - *IV5.5sq×2: 接地 C,D(ELCB)
 - 1 既設配線を入線

特記なき配線(配管)は下記により施工する
動力回路

- EM-CE 2sq-4c
- 3.5sq EM-CE3.5sq-3c, IE1.6mm
- 5.5sq EM-CE5.5sq-3c, IE5.5sq

転がし配線施工は支持材にて固定支持する。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

改修後
↑
改修前



【現況撤去】
1階平面図 S=1/100

- ※A
 - ※CV 14sq-3c (*VP150): 野菜実習室 電灯
 - ※CV 14sq-3c (*VP150): 野菜実習室 動力
 - ※CV 38sq-3c (*VP150): 水理実習室 電灯
 - ※CV 60sq-3c (*VP150): 水理実習室 動力
 - ※CV100sq-3c (*VP150): 農業実習室他 電灯
 - ※CV100sq-3c (*VP150): 農業実習室他 動力
 - (*VP150): 予備
 - (*G 82): 予備
 - (*G 82): 予備
- 以降配置図参照
- ※B
 - ※CV 38sq-3c (*G 42): 水理実習室 電灯
 - ※CV 60sq-3c (*G 54): 水理実習室 動力
 - ※CV100sq-3c (*G 70): 農業実習室他 電灯
 - ※CV100sq-3c (*G 70): 農業実習室他 動力
- 以降配置図参照
- ※C
 - ※CVT 22sq (*FEP50): 野菜実習室 電灯
 - ※CV 22sq-3c (*FEP50): 野菜実習室 動力
 - (*FEP80): 予備
- 以降配置図参照
- ※D
 - ※CVT 22sq (0A床施工): 野菜実習室 電灯
 - 1 既設配線を引抜
 - ※CVT 14sq (0A床施工): 野菜実習室 動力
 - *IV5.5sq×2: 接地 C,D(ELCB)
 - 1 既設配線を引抜

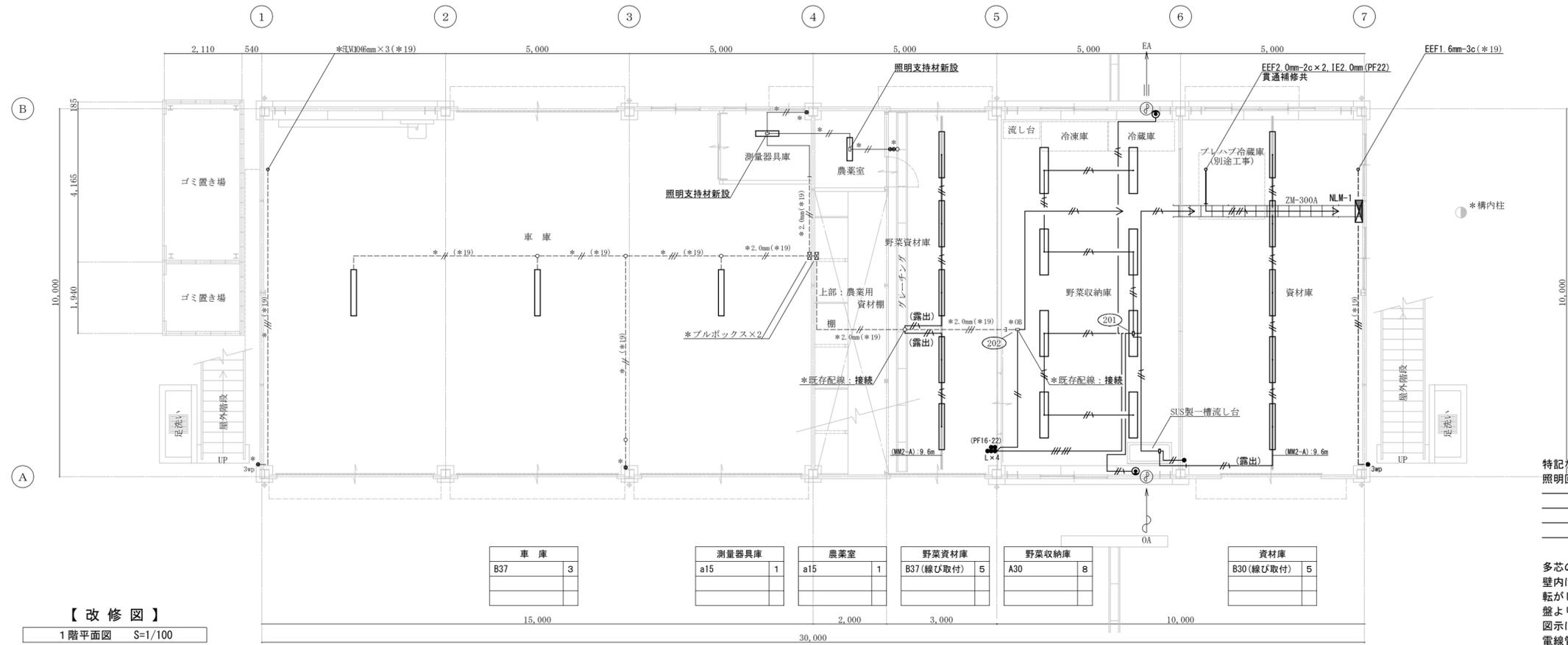
特記なき撤去配線(配管)は下記に示す
動力回路

- IV 2.0mm×3, E2.0mm (25)

多芯の表記の場合は上記組み合わせ等による
電線管は上記の他、図示にて種別を示す
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	E-04	
	図名	幹線・動力設備 1階平面図(改修前/改修後)			作図年月	2020.8	
	縮尺	A3	1/141	図面番号	E-04		
		A2	1/100	作図年月	2020.8		

株式会社 上設計
かみ
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966



【改修図】

1階平面図 S=1/100

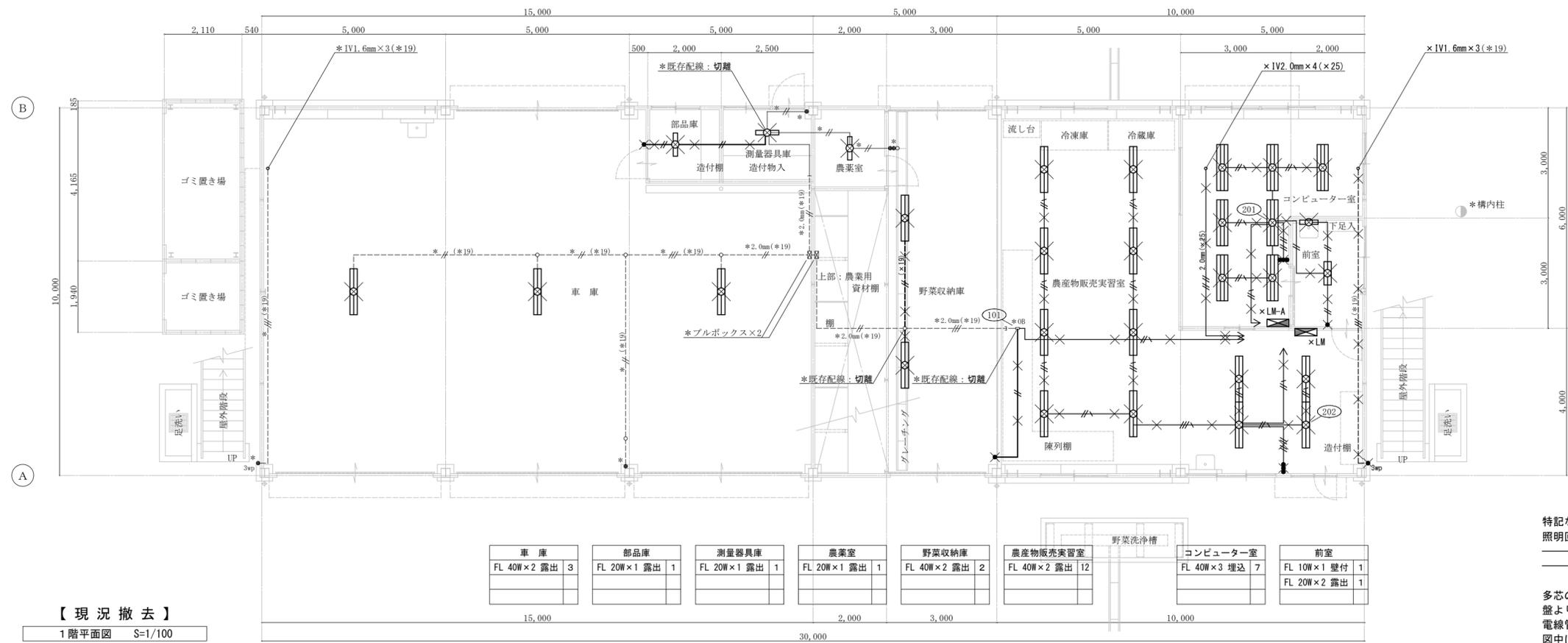
特記なき配線（配管）は下記により施工する照明回路

- EM-EEF1.6mm-2c
- EM-EEF1.6mm-3c
- EM-EEF1.6mm-2c, IE1.6mm
- EM-EEF1.6mm-3c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による壁内は合成樹脂可とう電線管(PF)にて保護すること
 転がし配線施工は支持材にて固定支持する
 盤より第一負荷に至る間は線サイズは2.0mmとする
 図示にて 2.0mm等の表示は、EEF2.0mmを使用のこと
 電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする
 図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

改修後

改修前



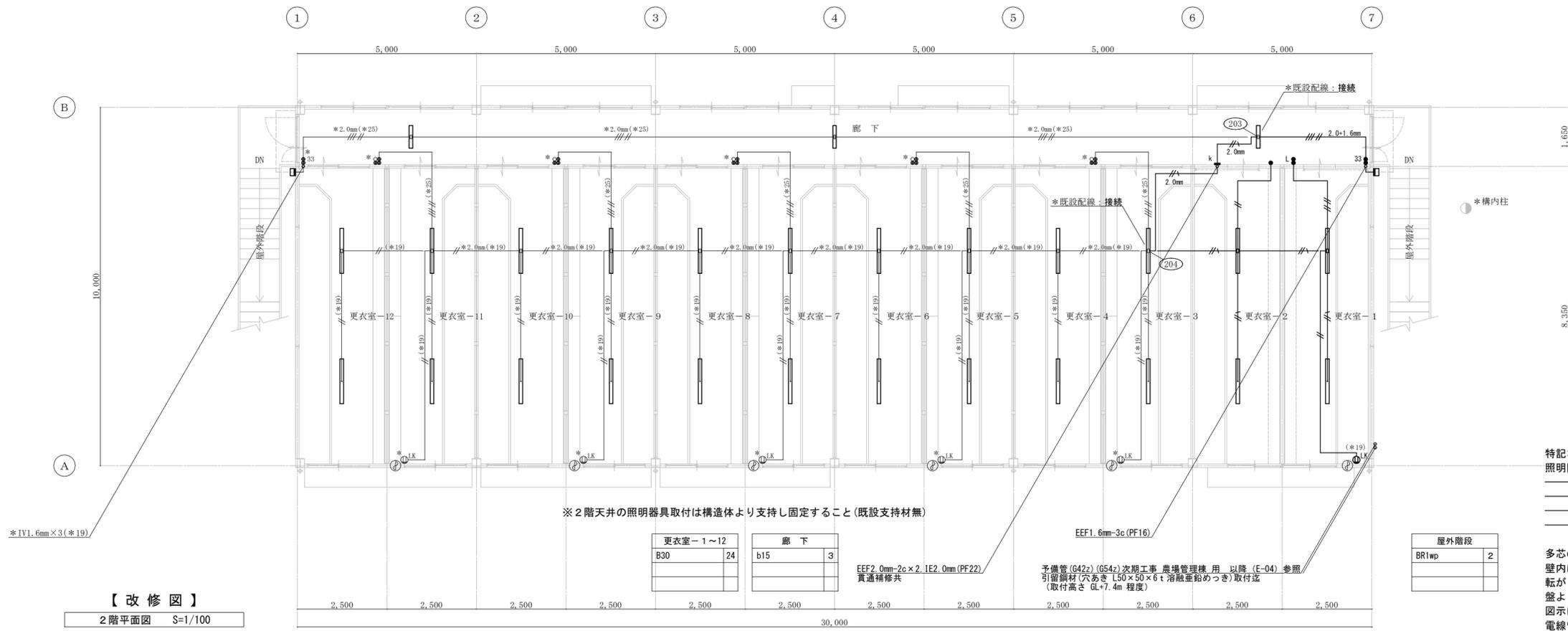
【現況撤去】

1階平面図 S=1/100

特記なき撤去配線（配管）は下記に示す照明回路

- IV 1.6mm x 2 (19)
- IV 1.6mm x 4 (19)

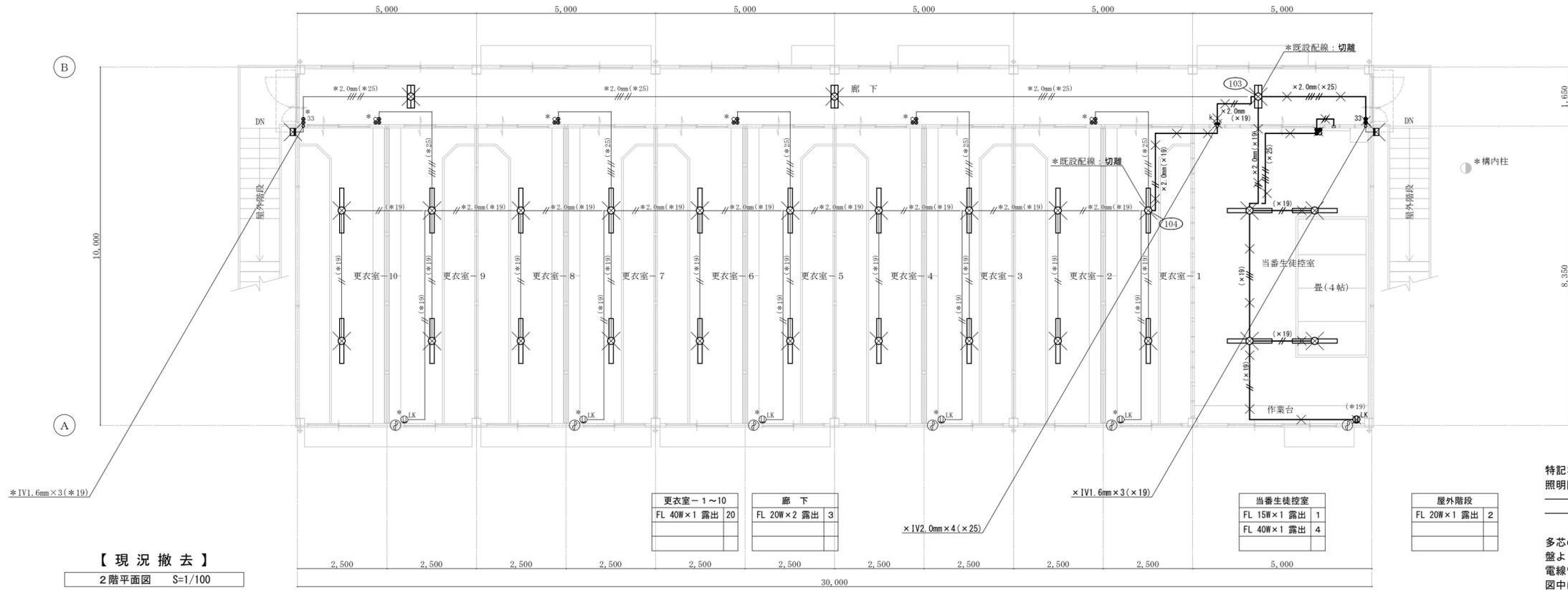
多芯の表記の場合は上記組み合わせ等による壁内は合成樹脂可とう電線管(PF)にて保護すること
 盤より第一負荷に至る間は線サイズは2.0mmとする
 電線管は上記の他、図示にて種別を示す
 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
 図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す



【改修図】
2階平面図 S=1/100

改修後

改修前



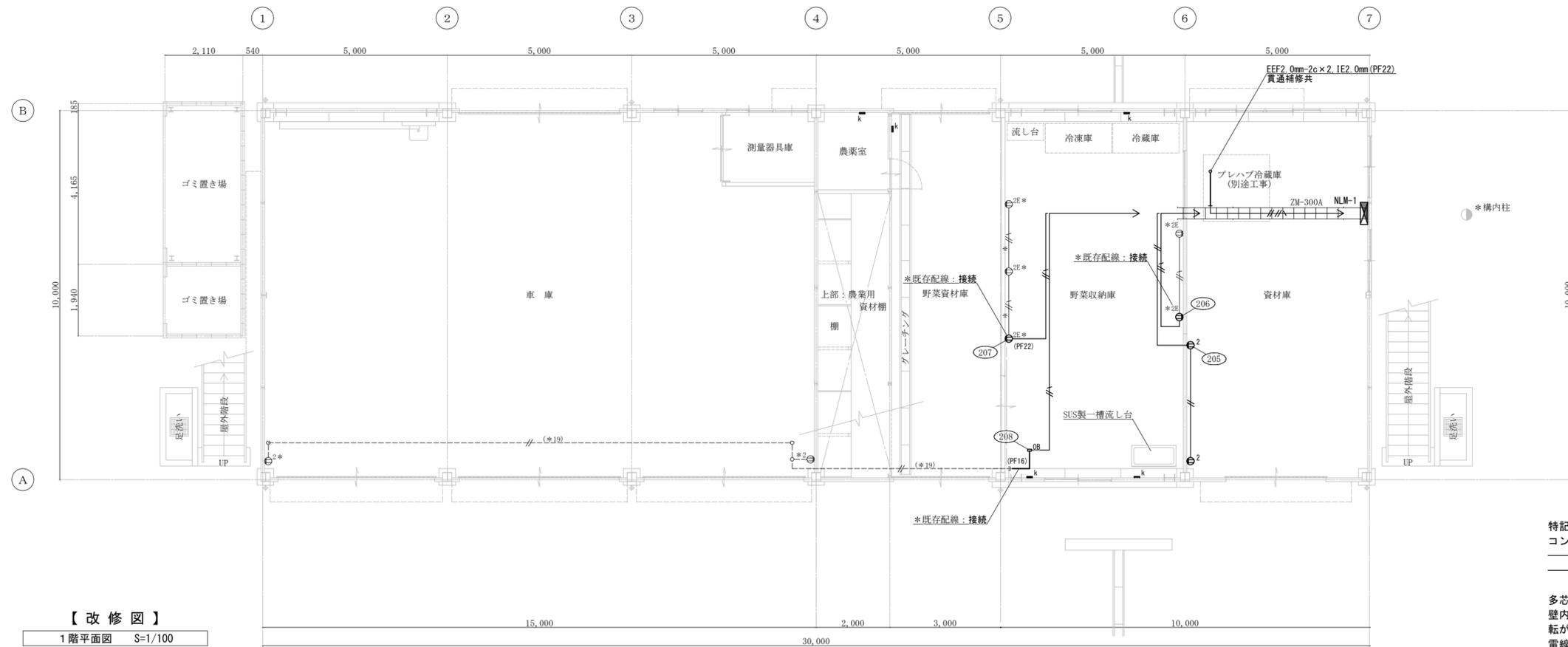
【現況撤去】
2階平面図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課 工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 照明設備 2階平面図(改修前/改修後)

図面番号 E-06
作図年月 2020.8
縮尺 A3 1/141
A2 1/100

株式会社上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栢 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

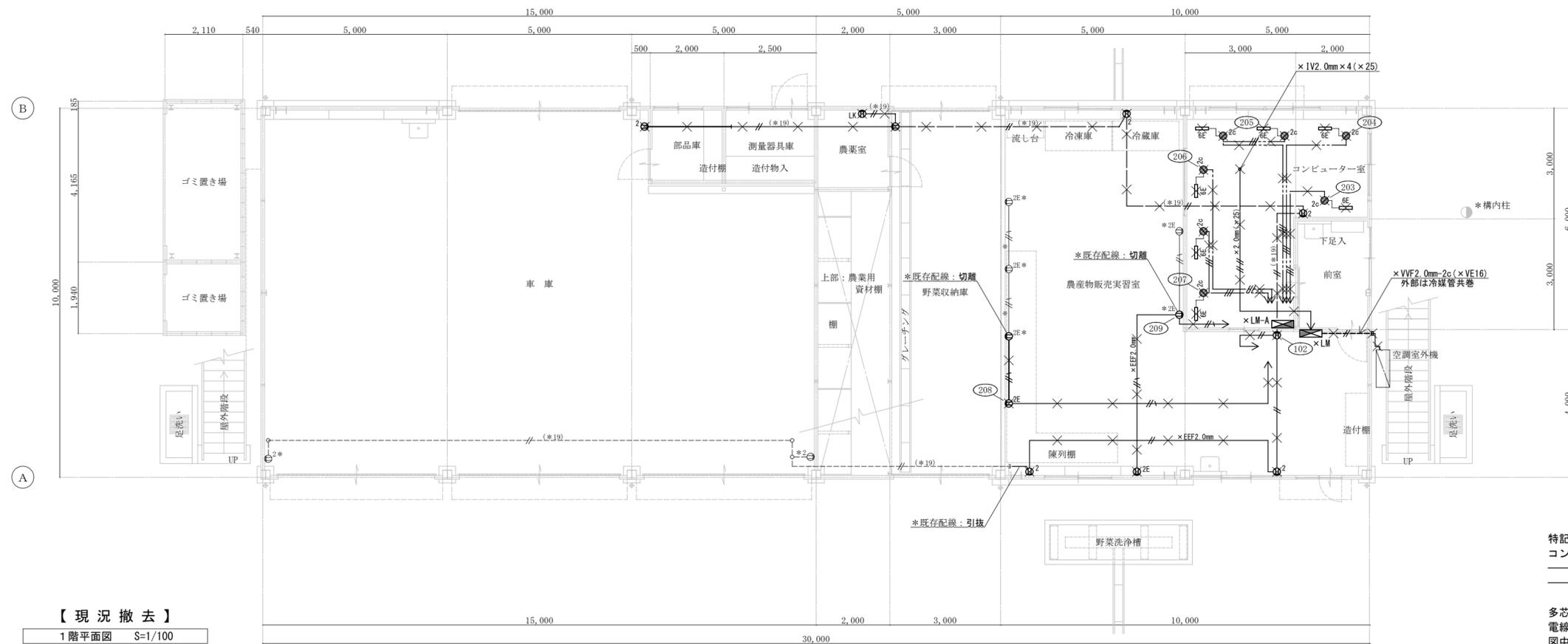


特記なき配線（配管）は下記により施工する
コンセント回路
 —— EM-EEF2.0mm-2c
 —— EM-EEF2.0mm-2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管(PF)にて保護すること
転がし配線施工は支持材にて固定支持する
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

【改修図】
1階平面図 S=1/100

改修後



特記なき撤去配線（配管）は下記に示す
コンセント回路
 —— IV 2.0mm x 2 (19)
 —— IV 2.0mm x 4 (25)

多芯の表記の場合は上記組み合わせ等による
電線管は上記の他、図示にて種別を示す
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

【現況撤去】
1階平面図 S=1/100

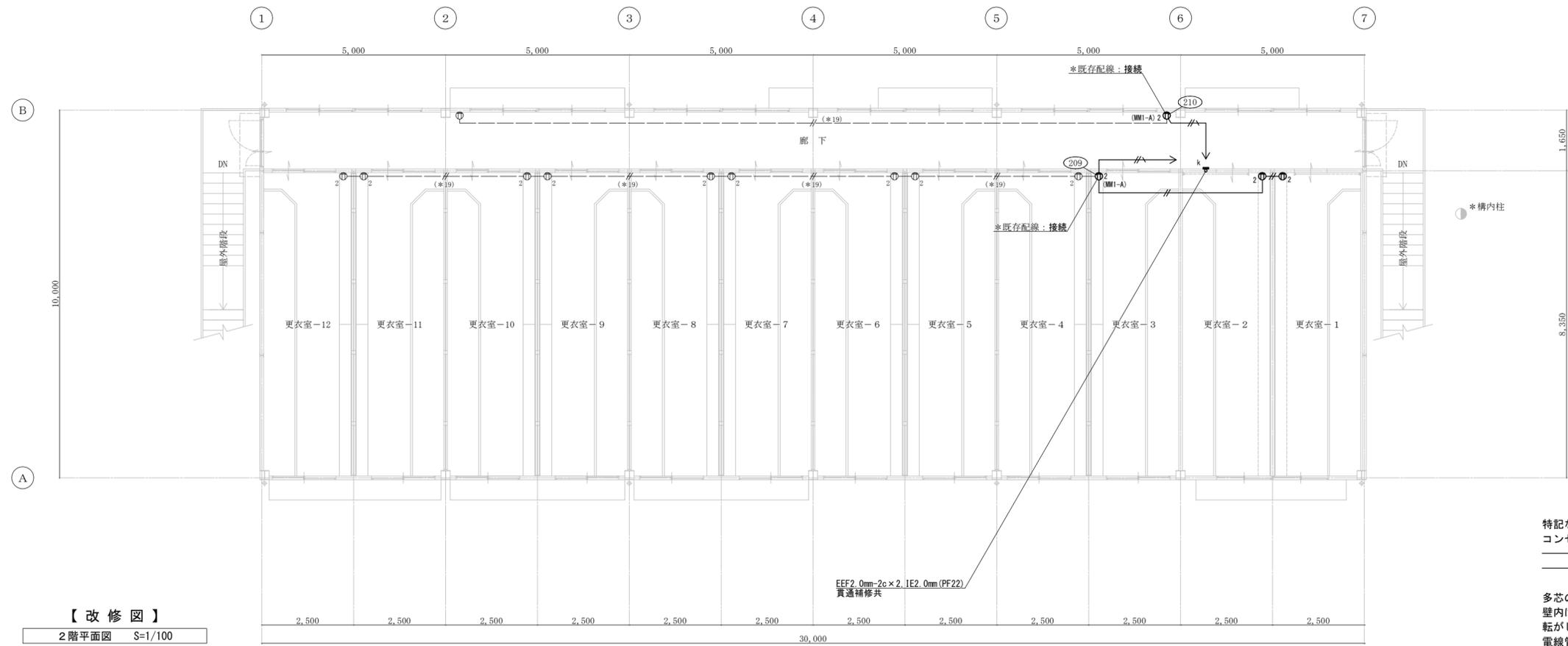
改修前

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	E-07	
	図名	コンセント設備 1階平面図 (改修前/改修後)		縮尺	A3 1/141	A2 1/100
				作図年月	2020.8	
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

改修後



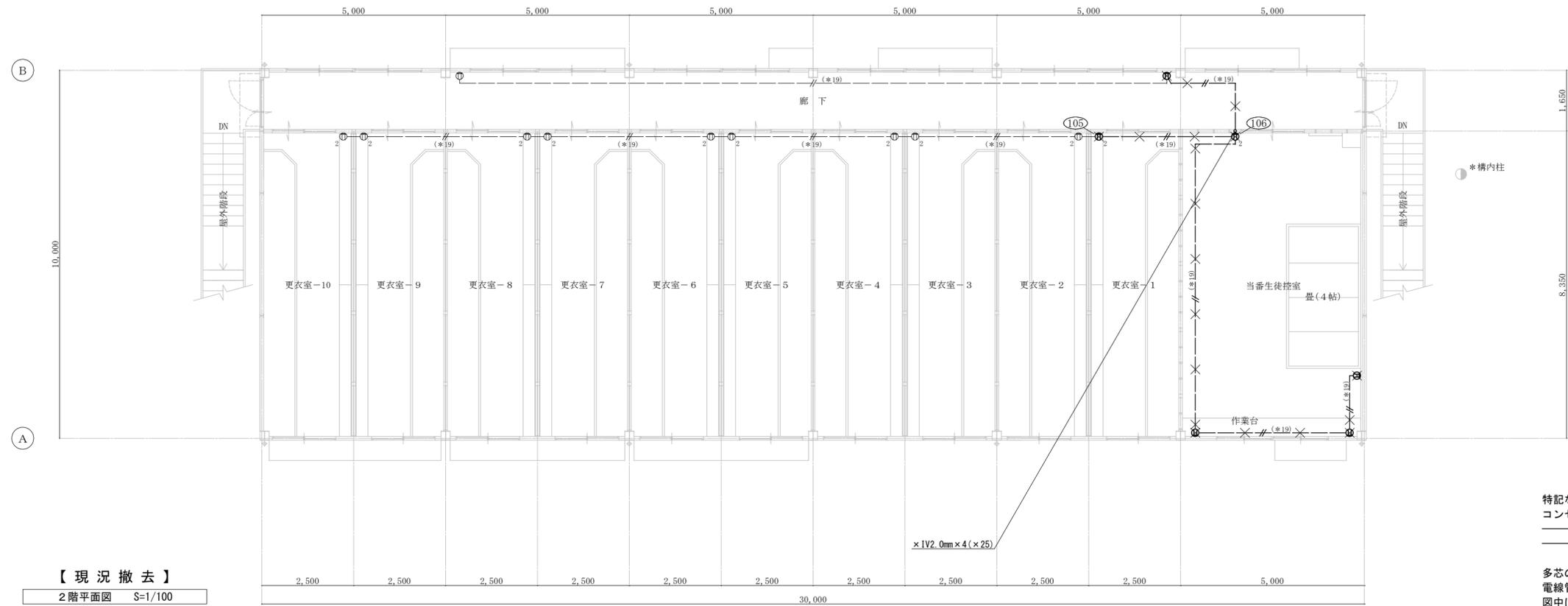
改修前



【改修図】
2階平面図 S=1/100

特記なき配線（配管）は下記により施工する
コンセント回路
—— EM-EEF2.0mm-2c
—— EM-EEF2.0mm-2c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管(PF)にて保護すること
転がし配線施工は支持材にて固定支持する
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

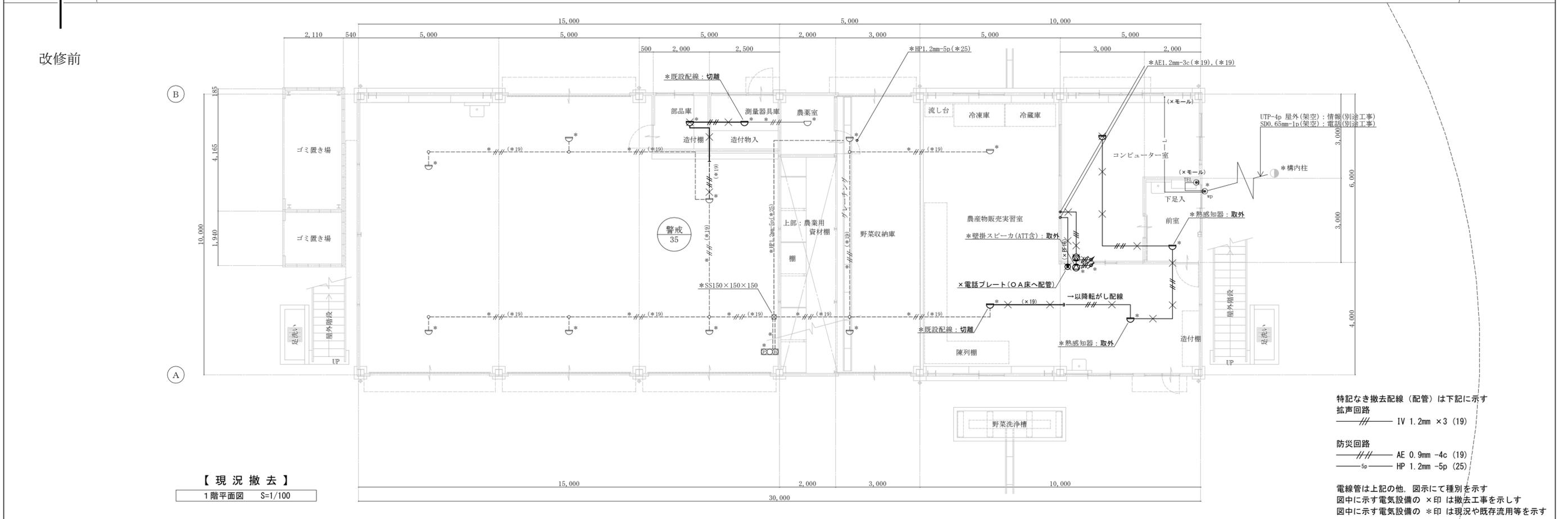
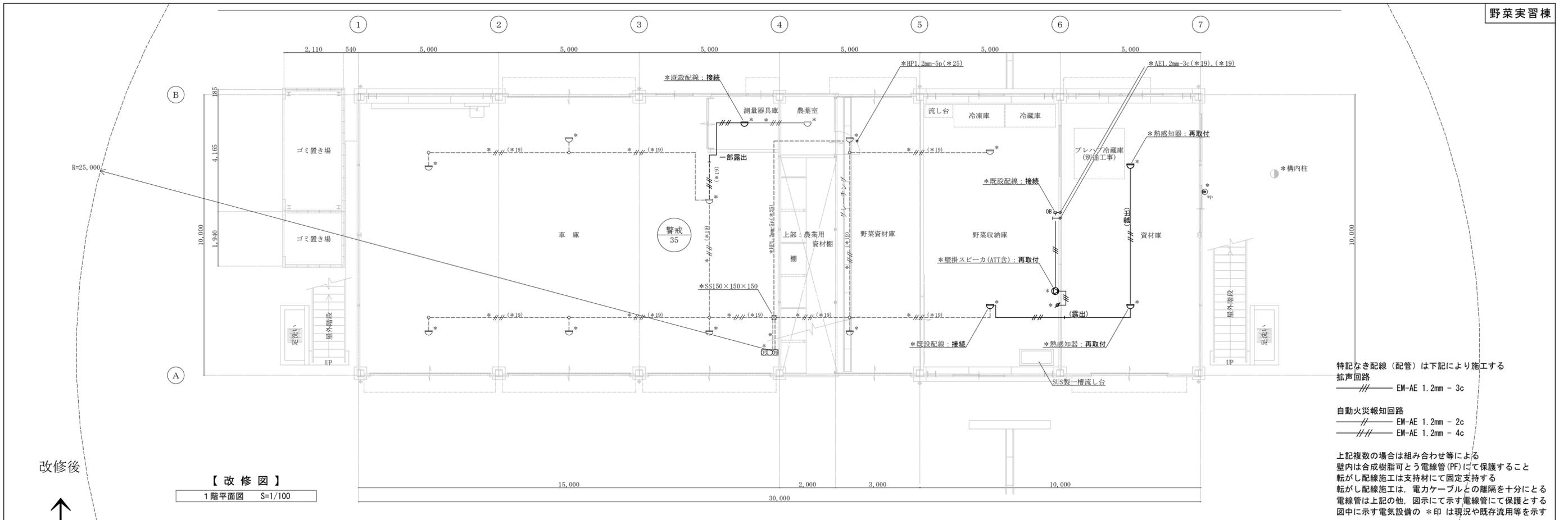


【現況撤去】
2階平面図 S=1/100

特記なき撤去配線（配管）は下記に示す
コンセント回路
—— IV 2.0mm x 2 (19)
—— IV 2.0mm x 4 (25)

多芯の表記の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示にて種別を示す
図中に示す電気設備の x印 は撤去工事を示しす
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	E-08
	図名	コンセント設備 2階平面図 (改修前/改修後)			縮尺	A3 1/141 A2 1/100
					作図年月	2020.8
					<p>株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966</p>	



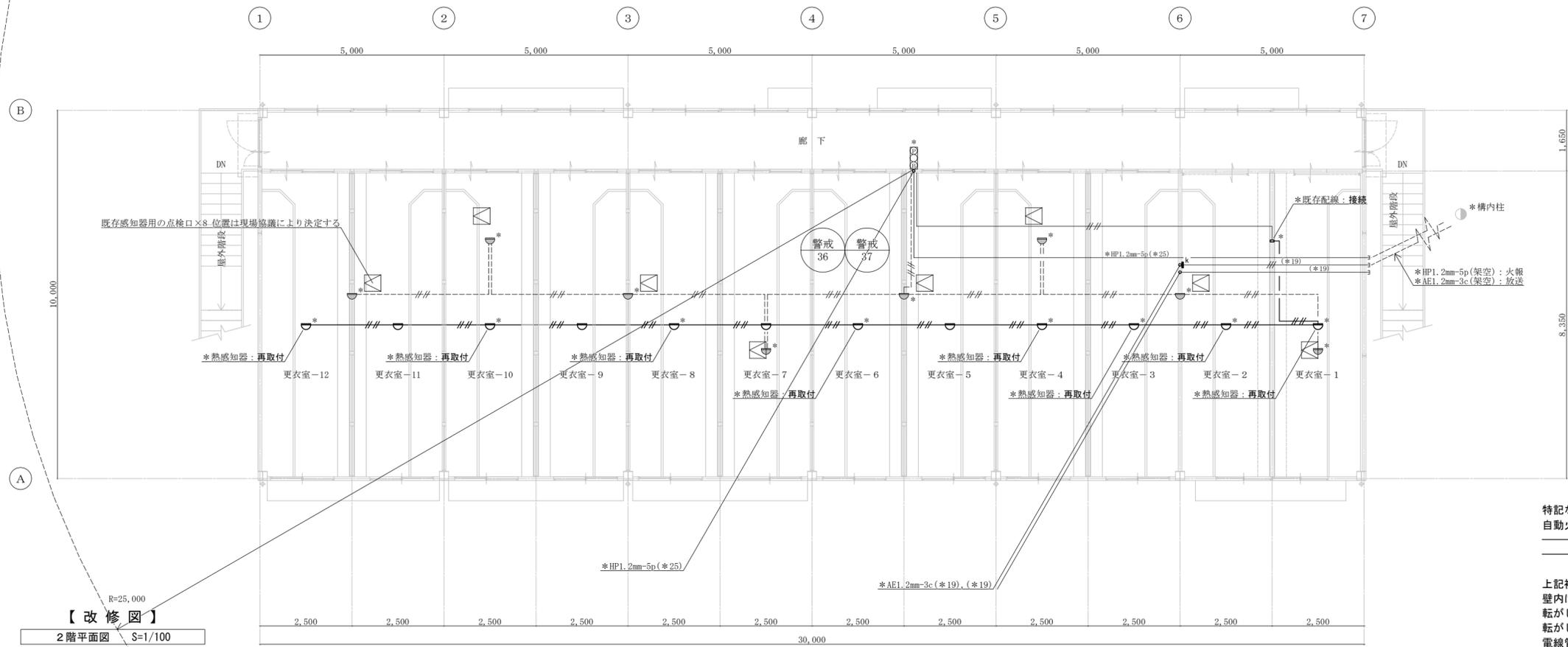
改修後

改修前

徳島県国土整備部営繕課	工事名	R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	E-09	
	図名	通信・情報設備 1階平面図 (改修前/改修後)		作図年月	2020.8	
	縮尺	A3	1/141	株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966		
		A2	1/100			

改修後

改修前

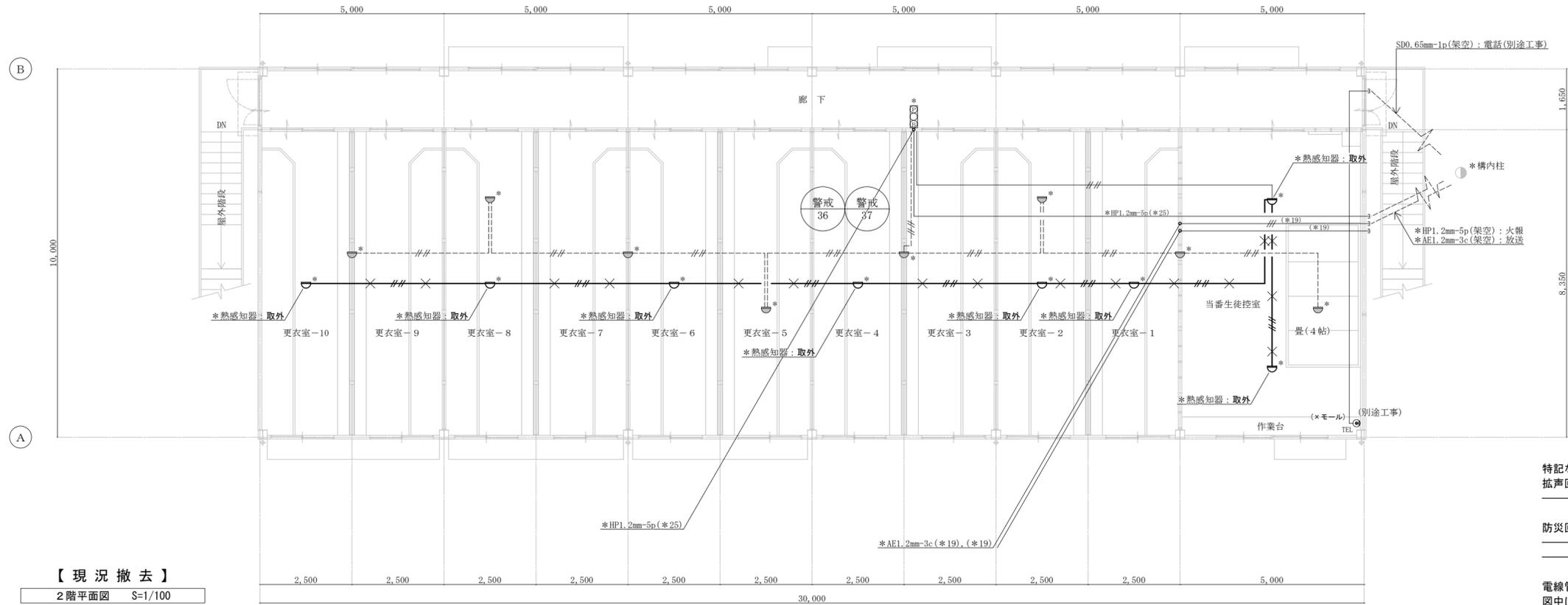


【改修図】
2階平面図 S=1/100

特記なき配線（配管）は下記により施工する
自動火災報知回路

——— EM-AE 1.2mm - 2c
——— EM-AE 1.2mm - 4c

上記複数の場合は組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管(PF)にて保護すること
転がし配線施工は支持材にて固定支持する
転がし配線施工は、電力ケーブルとの離隔を十分にとる
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す



【現況撤去】
2階平面図 S=1/100

特記なき撤去配線（配管）は下記に示す
拡声回路

——— IV 1.2mm x 3 (19)

防災回路

——— AE 0.9mm-4c (19)

——— 5p HP 1.2mm-5p (25)

電線管は上記の他、図示にて種別を示す
図中に示す電気設備の *印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 通信・情報設備 2階平面図 (改修前/改修後)

縮尺

A3 1/141
A2 1/100

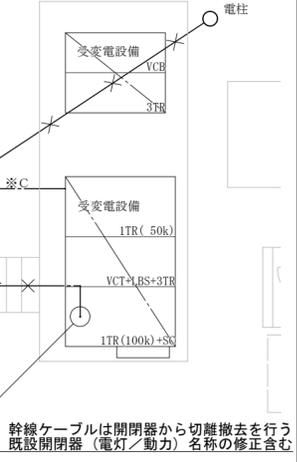
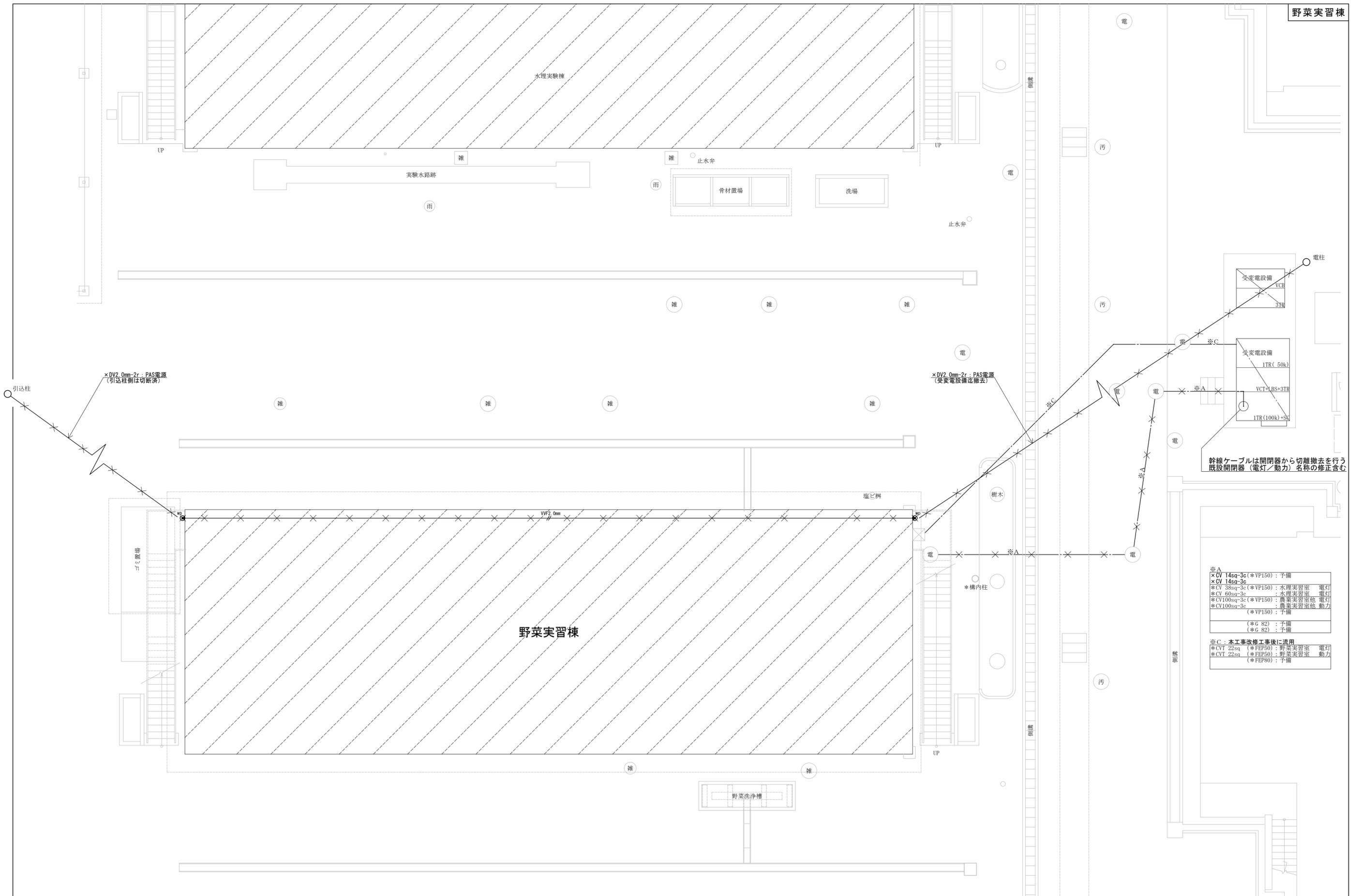
図面番号 E-10

作図年月 2020.8



株式会社 上設計

管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966



- ※A
- *CV 14sq-3c (*VP150) : 予備
 - *CV 14sq-3c
 - *CV 38sq-3c (*VP150) : 水理実習室 電灯
 - *CV 60sq-3c : 水理実習室 電灯
 - *CV100sq-3c (*VP150) : 農業実習室他 電灯
 - *CV100sq-3c (*VP150) : 農業実習室他 動力
 - (*VP150) : 予備
 - (*G 82) : 予備
 - (*G 82) : 予備
- ※C : 本工事改修工事後に適用
- *CVT 22sq (*FEP50) : 野菜実習室 電灯
 - *CVT 22sq (*FEP50) : 野菜実習室 動力
 - (*FEP80) : 予備

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	E-11	
	図名	電気撤去工事 部分配置図	縮尺	A3 1/141	作図年月	2020.8

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

管工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
給 水 設 備	実習棟改修工事に伴う配管改修工事及び井水から上水への配管切替工事一式
排 水 設 備	実習棟改修工事に伴う排水配管等の改修工事一式
撤 去 工 事	改修工事に伴い不要となる機器及び配管類を撤去処分する工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な当計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2, <1>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4, 監理指針 <1>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)

梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数(√0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)と、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
- 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・)
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算

対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)
- 強度計算

対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)
- コンクリート工事

受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1, <2>2.6.3)
 - 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
 - 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
 - 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
 - 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を、床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用する。
 - ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆銅管を使用する。
 - スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27, 監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1, 標準図 施工1, 監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
 - 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
 - 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
 - 保温工種種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
 - 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
 - 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
 - ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置 ・)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトベース、パイプダクト内 ・)

屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調査ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕 <5>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けずる場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 <5>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)

なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考	
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)	
排水・通気	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W	
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手	
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	
耐火二層管(内管VP)	WSP 042	DVLP		
排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	
	(屋外)			
給 湯	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU	
	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300		
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)	
	(地中埋設部)			
	保温付被覆銅管	原管		
	(コンクリート埋設部)	被覆銅管	JIS H 3300	
	消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	(地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆銅管	WSP 041	SGP-VS
	ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	(地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆銅管(黒)		
油	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774		
	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP	

VI. 機材等

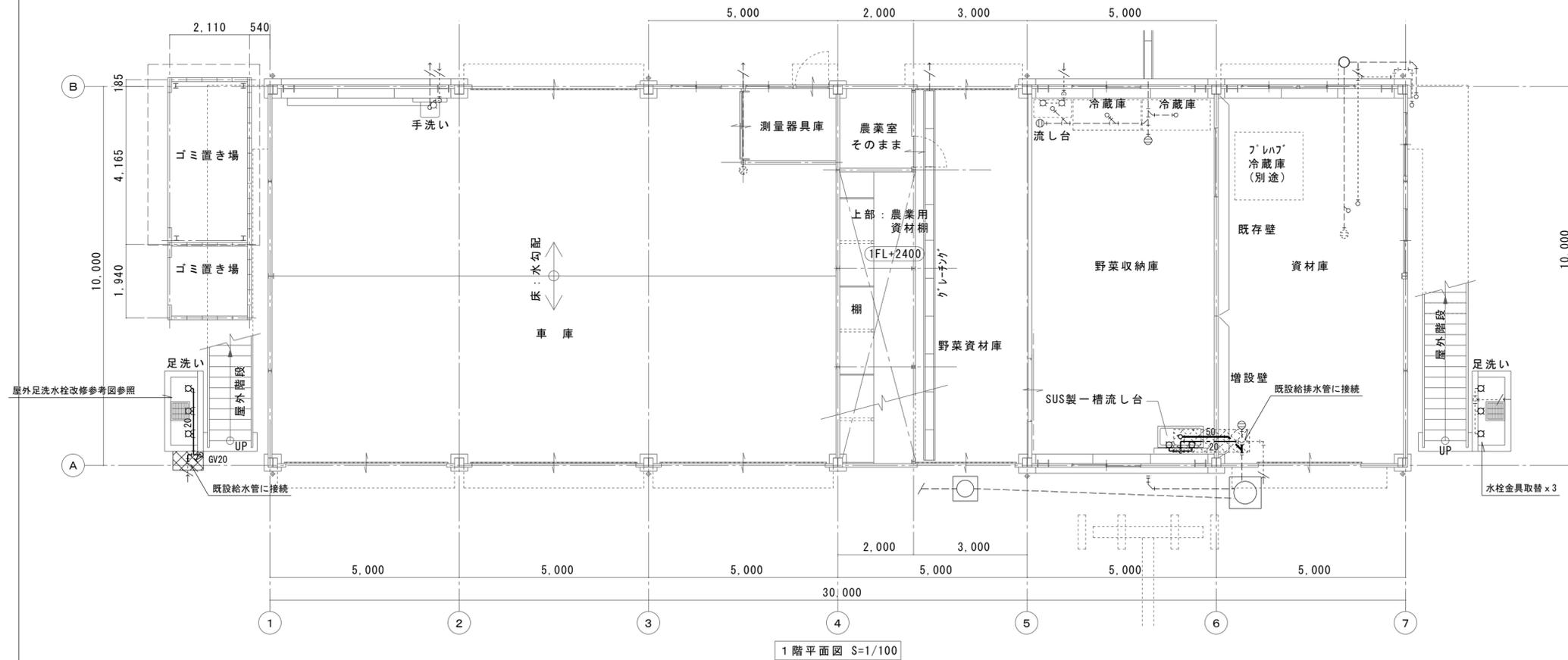
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称
	給水管		給水栓(水・湯)
	汚水管		混合水栓
	雑排水管		シャワー金具
	通気管		洗 浄 弁
	給湯管		水栓柱・給水栓
	ガス管(LPG)		弁 類
	新設配管		ストレーナー
	撤去配管		フレキシブルジョイント
	現状維持、存置配管		排水金物
	配管切断または接続箇所		床上掃除口
	既設配管プラグ(キャップ)止め		間接排水
	配管貫通口はつり補修箇所		通気金物
			地中埋設標

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事			図面番号	P-01	
	図 名	管工事 特記仕様書			作図年月	2020. 8	
	縮尺	A3	1/NON		株式会社 上設計	管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信	
		A2	1/NON			〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966	



1階平面図 S=1/100

器具新設

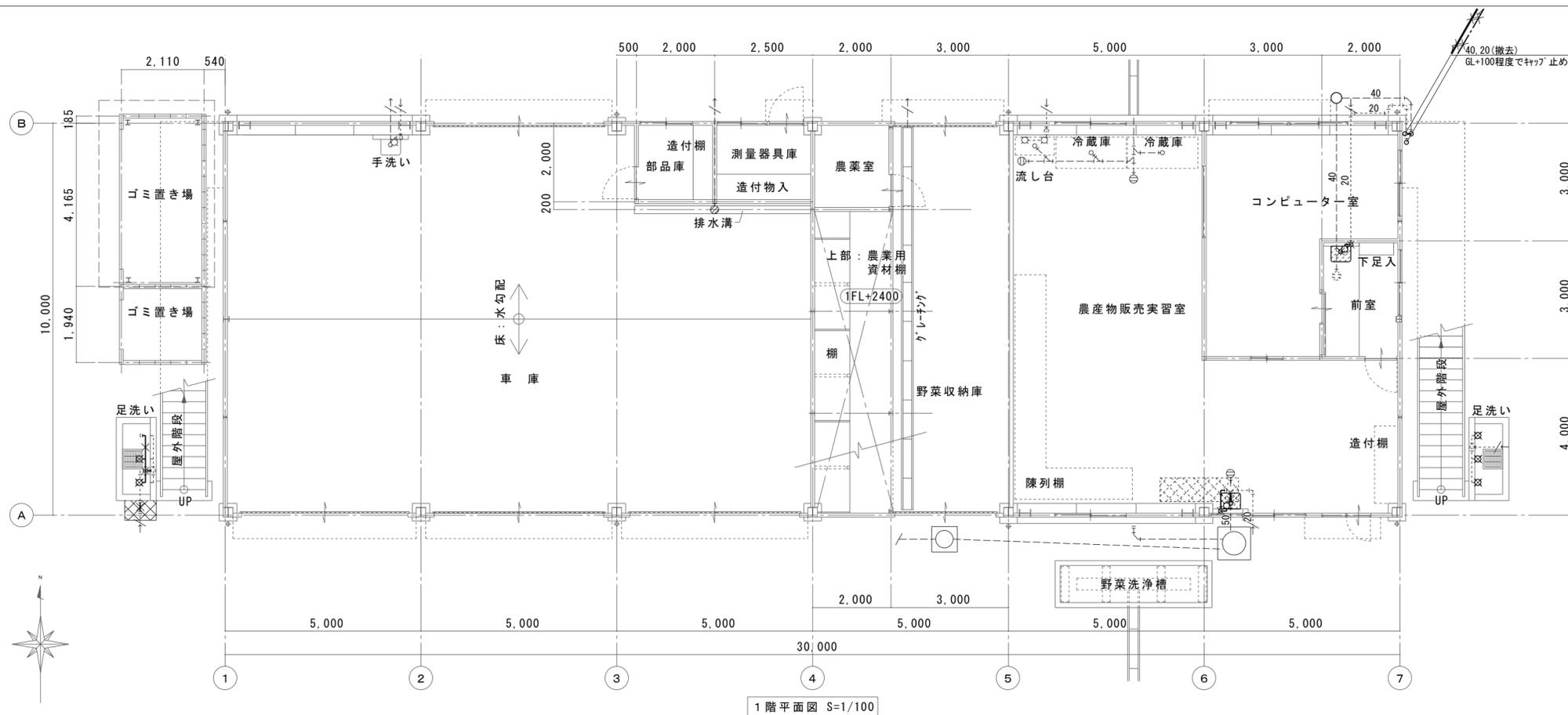
野菜収納庫				
名称	JIS記号 国交省記号	参考品番 (LIXIL)	参考品番 (TOTO)	数量
横水栓 (自在形)	13-F5	LF-12F-13	T130AUN13C	2

足洗い(屋外)

名称	JIS記号 国交省記号	参考品番 (LIXIL)	参考品番 (TOTO)	数量
横水栓 (吐水口回転形)	13-F7	LF-7R-13	T200SNR13C	6

改修後

改修前



1階平面図 S=1/100

器具撤去

前室	
壁掛洗面器	1
化粧鏡	1

農産物販売実習室	
壁掛洗面器	1

足洗い(屋外)	
横水栓 13A	5

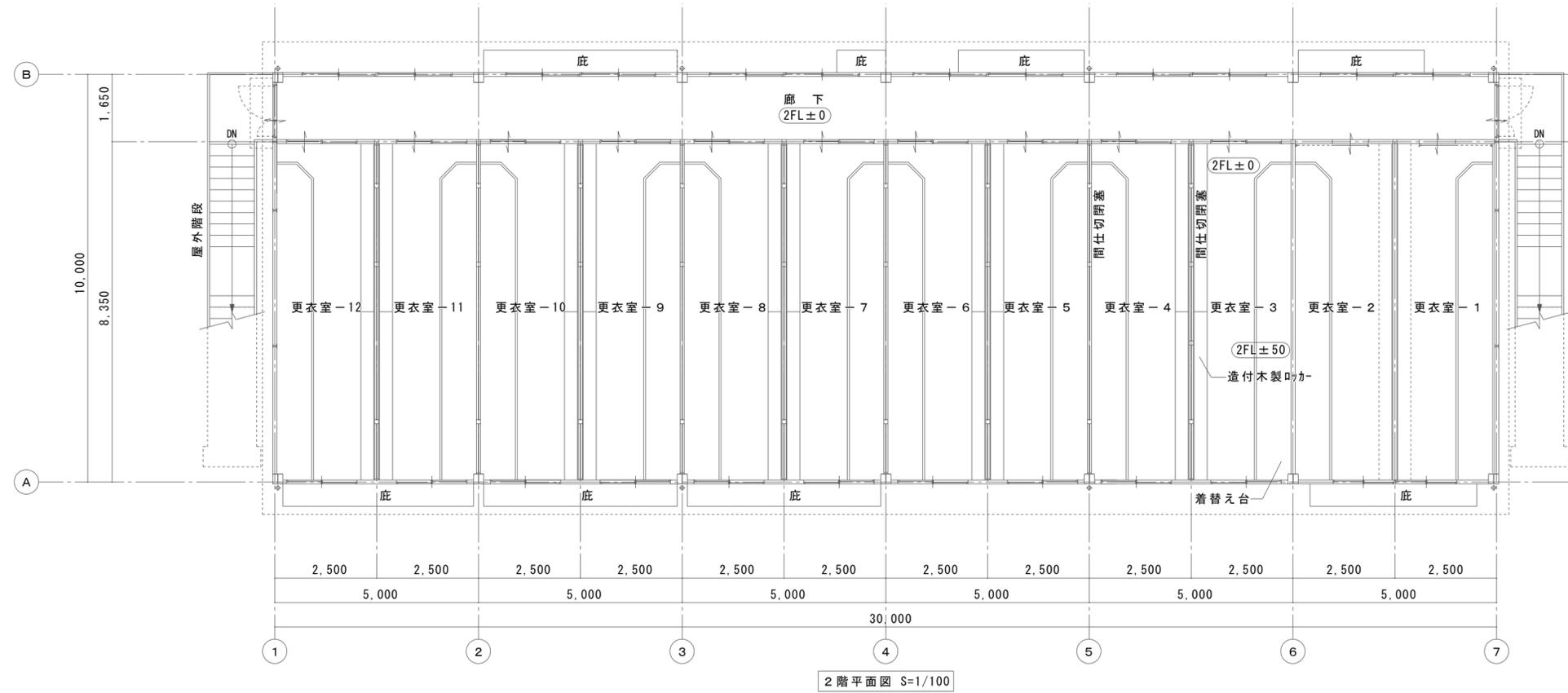
図中及び表中の衛生器具は付属品とも全て撤去。
 接続立上配管撤去後土間下にてキャップ止めのこと。
 [点線] 土間はつり補修は建築工事。
 [斜線] 土間はつり補修は管工事。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事
	図名	衛生設備 1階平面図(改修前・改修後)

縮尺	A3	1/141
	A2	1/100

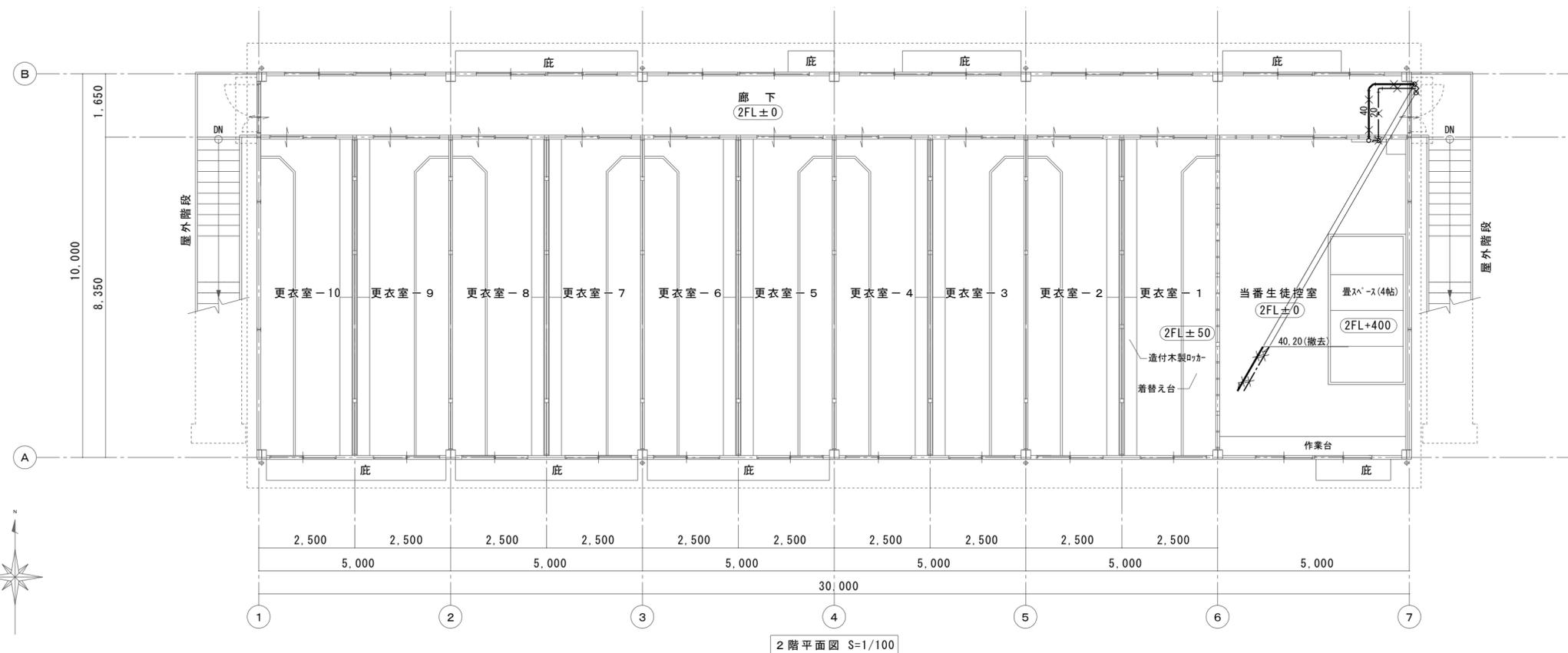
図面番号	P-03
作図年月	2020. 8

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



改修後

改修前

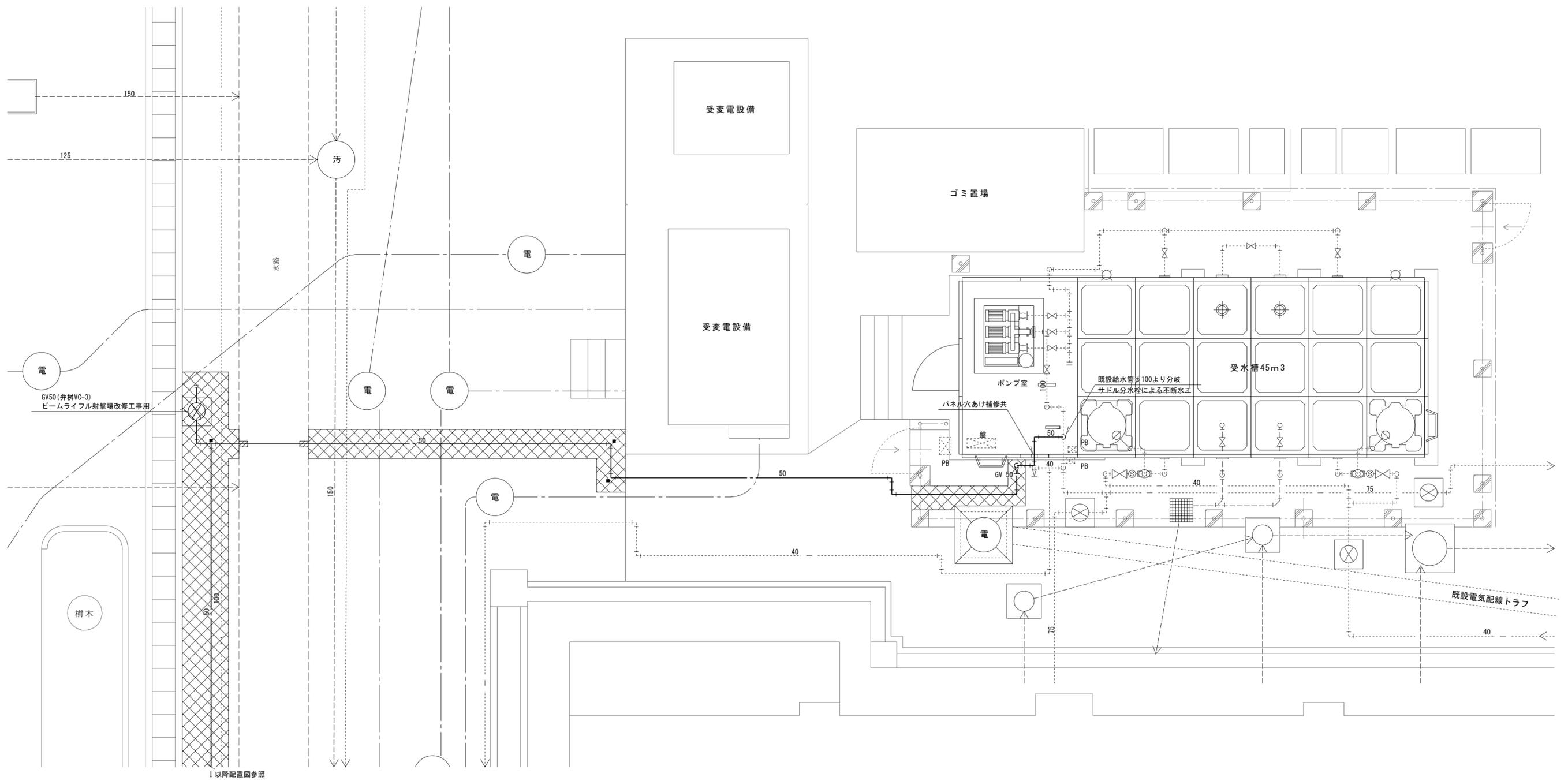


徳島県土整備部営繕課
 工事名 R2営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事
 図名 衛生設備 2階平面図(改修前・改修後)

縮尺 A3 1/141
 A2 1/100

図面番号 P-04
 作図年月 2020.8

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

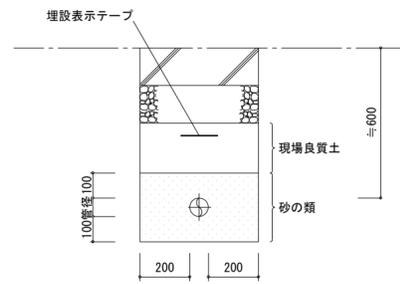


XXXXX コンクリート舗装はつり補修範囲を示す。

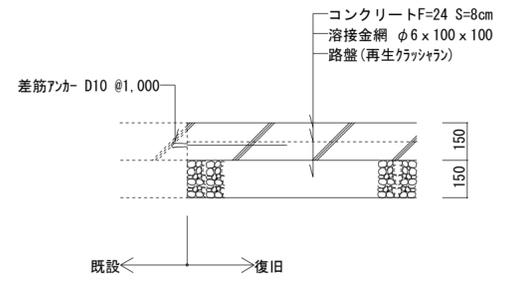
徳島県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	P-05
	図名	給水設備 既設受水槽廻り平面図	縮尺	A3 1/70 A2 1/50	作図年月 2020.8

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

給水管埋設要領参考図



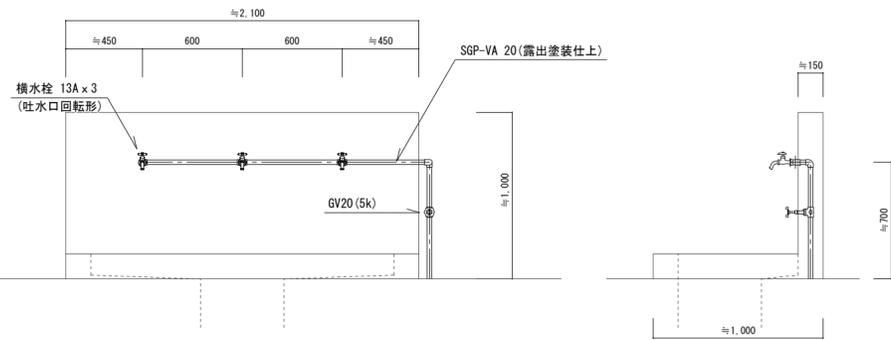
コンクリート舗装取壊し復旧参考図



既設給排水縦管撤去参考図

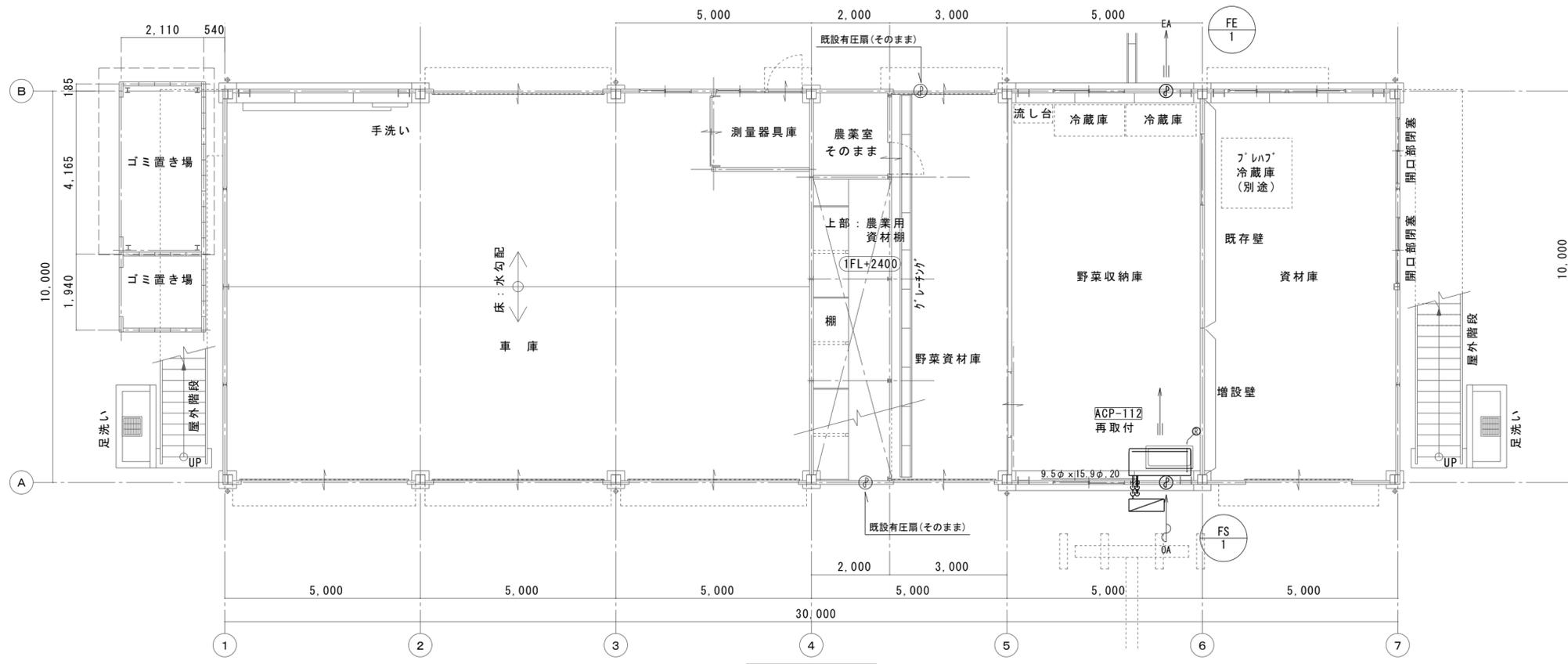


屋外足洗水栓改修参考図

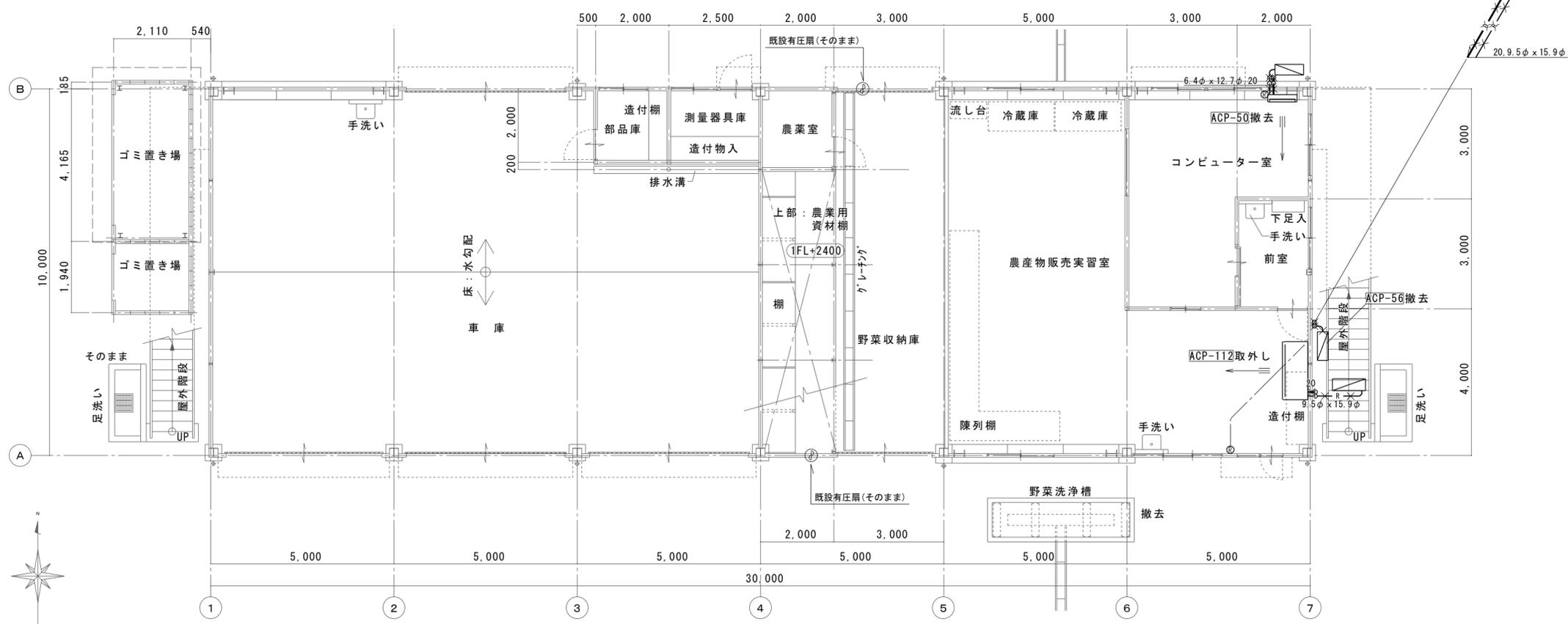


徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事		図面番号	P-06
	図名	衛生設備 各部参考図	縮尺	A3 1/NON A2 1/NON	作図年月 2020.8

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



1階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

改修後

改修前

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 空調設備 1階平面図(改修前・改修後)

図面番号

C-03

作図年月

2020.8

縮尺

A3

1/141

A2

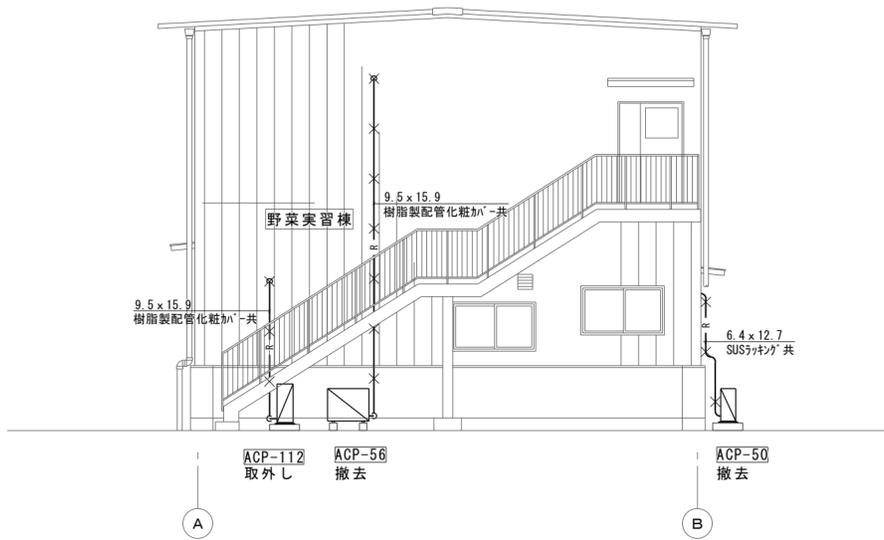
1/100



株式会社 上設計

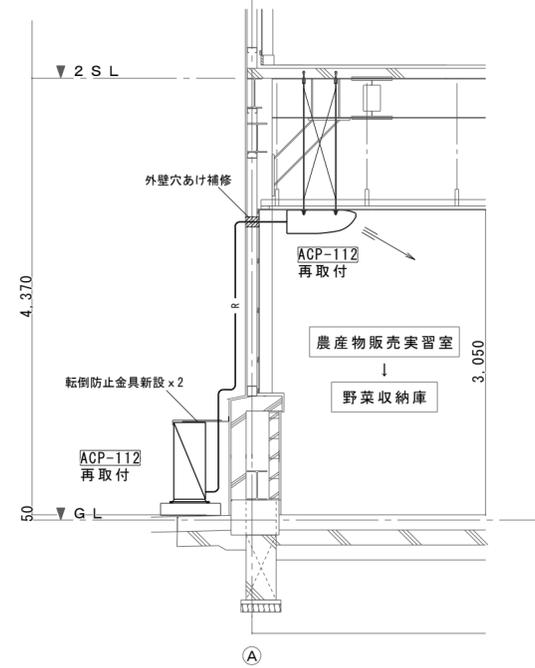
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

エアコン撤去参考立面図



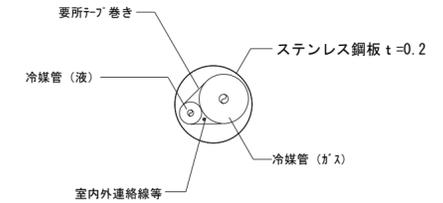
東立面図 1/100

エアコン移設要領参考図

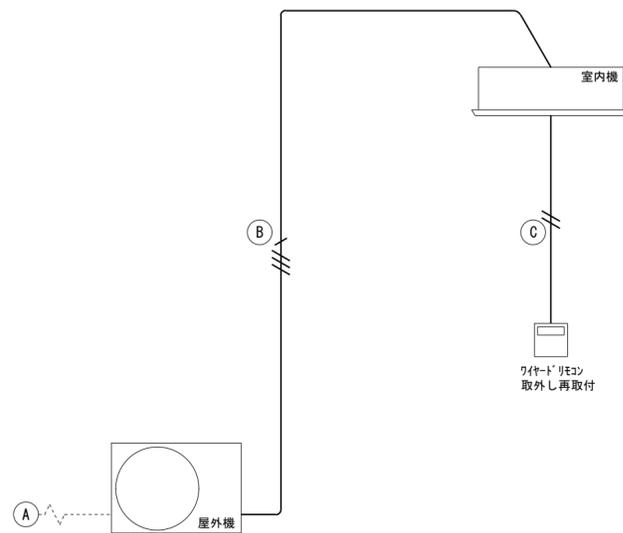


- 既設エアコン移設工事参考手順
- ①現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
 - ②冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 - ③室外機を取外し及び配管等撤去
 - ④室外機を移設(配管、二次側配線接続(必要に応じ冷媒補充))
(新設配管気密試験、真空引き、絶縁測定等)
 - ⑤試運転調整

冷媒管保護要領参考図



エアコン(ACP)配線要領参考図



記号	種類	電気	空調	線種	備考
(A)	主電源	○			E-04図参照
(B)	室内外渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c, E1.6mm	
(C)	リモコン線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	

室内外渡り線は冷媒管共巻き施工とする

徳島県土整備部営繕課

工事名 R2 営繕 城西高等学校 徳・鮎喰 野菜実習棟改修工事

図名 空調設備 各部参考図

縮尺

A3	1/NON
A2	1/NON

図面番号	C-05
作図年月	2020.8



株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966